矯正図書館

刑政

第四十二卷　二月號　第二號

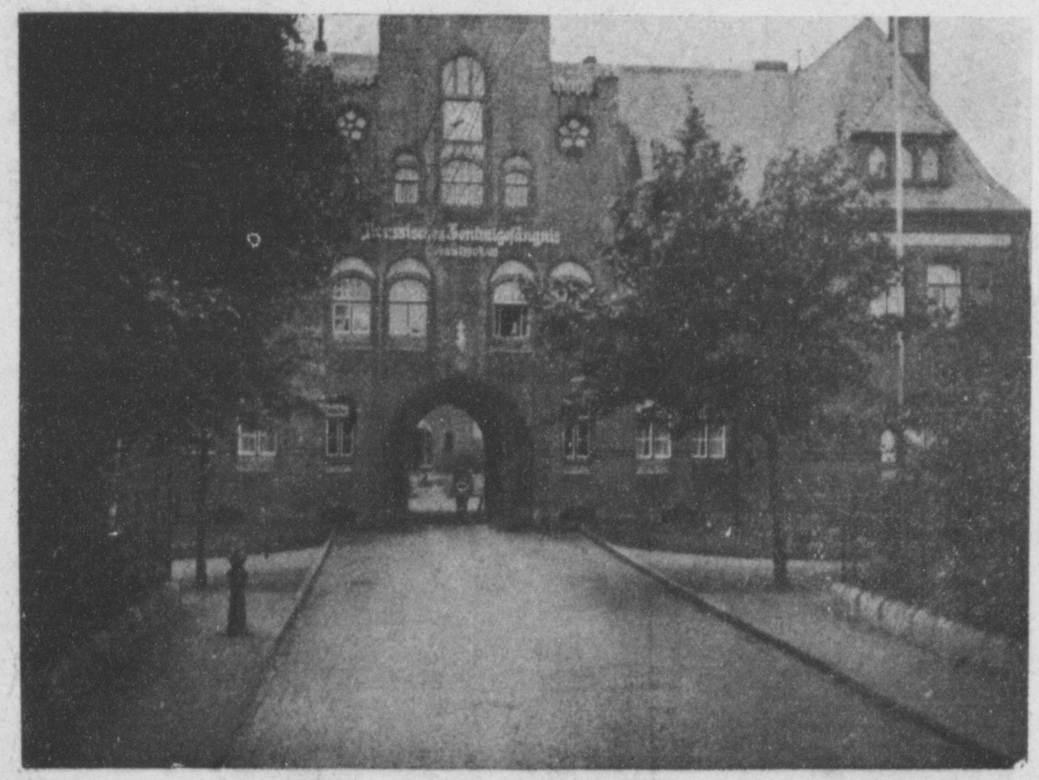
行刑に於ける社會復歸作用　卷頭言　2
刑政時論　虛生　4
行刑上より見たる刑罰の本質(上)　木村龜二　6
似而非科學と犯罪責任能力問題(下)　ウエーバー　21
刑務所長附典獄補論(二)　有馬四郎助　36
大和民族の植民的能力　稻田昌植　42
ノイミュンスターの刑務所のことども　常盤敏太　50
瑞西の行刑制度(二)　森山武市郎　87
浦賀出張所の開所式　47
懸賞論文當選者發表　49
最近の獨乙　57
隨感隨想　A生　61
刑政俳壇　65
讀者の頁・家庭の頁・叙任辭令・交換・刑務・令・兒・

財團法人　刑務協會發行

□□獨逸ノイミュンスター刑務所□□



全景（一）



門表（二）

司法省行刑局監修

行刑法規類纂

……特長

1. 内容、豐富周到……行刑ニ關スル一切ノ法規、通牒及訓示ヲ網羅ス
2. 索引、懇切至便
3. 製本、優美堅牢
4. 定價至廉 ……六圓七十錢（送料共）（市價十五圓位ノモノ）
5. 支拂方法、五ケ月月賦
6. 三千二百頁餘

掌中行刑法規（ポケット）

……長特

1. 内容、簡易明快……行刑ニ關スル主要ノ法規及通牒ヲ登載ス
2. 製本、優美堅牢
3. ポケット形、携帶至便
4. 定價至廉 ……一圓五十錢（送料共）（市價五圓位ノモノ）
5. 支拂方法、五ケ月月賦
6. 千四百頁位

▼御大禮紀念の二大出版!!

○兩者使途を異にす、共に備へてください

▼驚倒すべき革期的廉價!!

○前者は既に發行し、後者は一月下旬發行します

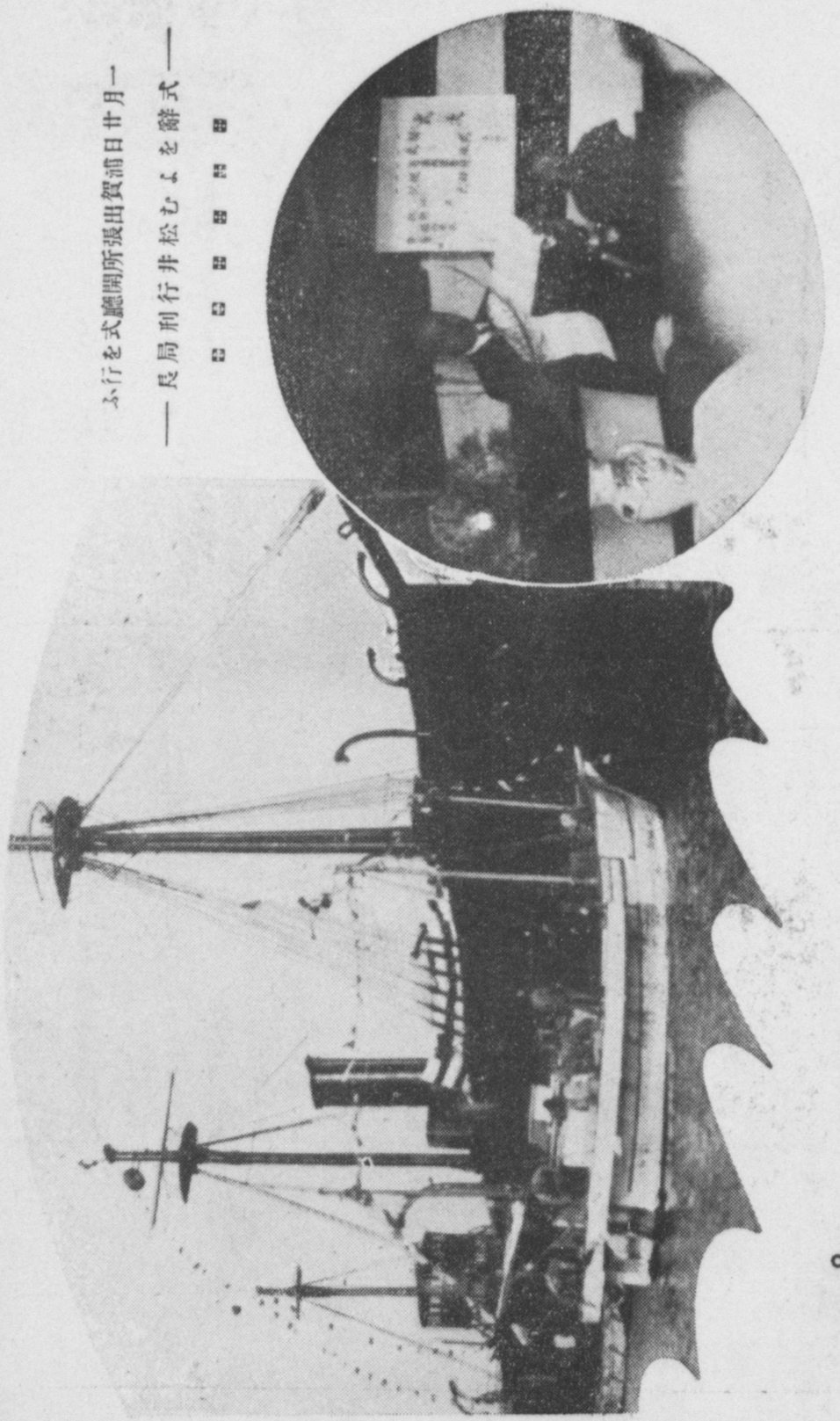
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會 振替口座東京二五〇九番

矯正図書館

政刑



第四十二巻
第二號



ふ行を式臨開所張出賀浦日廿月一
——長局刑行非松むよを辭式——

○○○○海上少年刑務所○○○○

行刑に於ける社會復歸作用

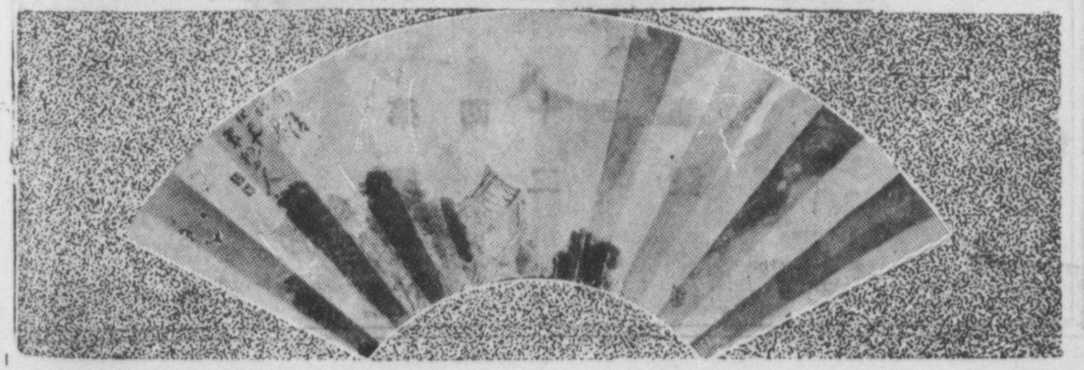
もちろん教誨師諸君の感化作用には效驗あらたかなものがあります。もちろん作業技師諸君の職業指導には受刑者たちが生活のかてを得るに充分なだけの熱誠がこもつて居ります。

この精神的な宗教的な指導者と、この現實的な誘導者とによつて改善されつゝある受刑者にどうして累犯者が出て來るのだらう。

第二世、第三世と所謂說教强盜を捕へて見れば、それらは矢張りいつかどこどこの刑務所を釋放されたものだつたさうです、淺草で强盜を捕へた。それも昨年の秋にどこかの刑務所を釋放されたものであつたさうです。世の中はさやうな事件が起るごとに先づ前科者ではなからうかと、疑の目をわれわれの背ては敎化の對象となつた可憐な釋放者たちの上に及ぼすやうになつて來るのであります。

もちろん、釋放者がさやうな事件を惹き起すにはいろいろな社會的環境—就職難、惡友の誘惑、仲間への衒氣—が手傳つて居るにはちがひないことです。だが、そのやうな環境に打ち克つべく行刑敎化が作用して居たのではないか。敎誨師諸君はそのすべての人格をうち込んで受刑者だちを環境に打ち克たすべく努力されたではないか。作業技師諸君は受刑者たちが職にかぢりつくべく、その職業的精神を打ち込まれたではないか。

その努力とその精神とをつぎ込まれた受刑者たちのうちにどうして環境に負けねばならぬ人々が生れるのでしよう。



わたくしは茲にそれに對して遺憾ながら今日の行刑制度に於て感化作用に一つの欠陷を見出さねばならぬのであります。

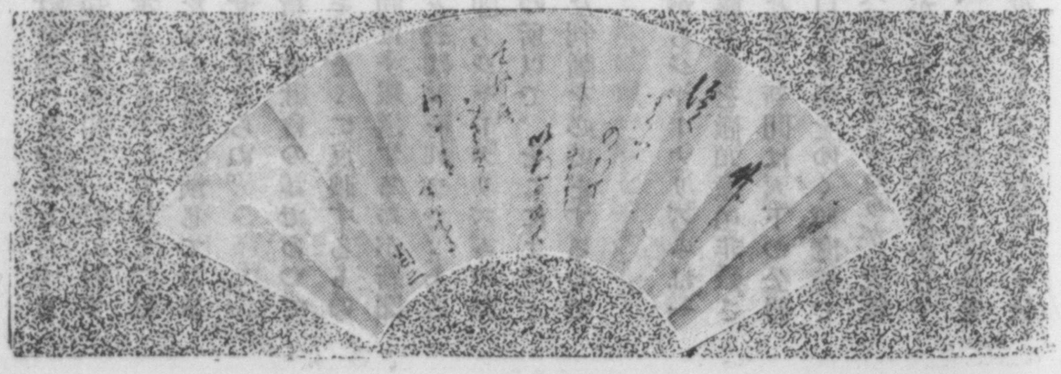
今日に於ける感化作用としての敎誨と敎育とは、その制度自體に於て環境と離れねばならぬ苦境に立つて居るのであります。今日の作業は今猶社會のそれとおのづから異ならねばならぬ苦しい地位に直面して居るのであります。また、制度そのものに於て敎誨も敎育も乃至は作業も各自獨立して行はれねばならぬ制度の下に立つて居るのであります。

だが、受刑者の社會復歸にはかゝる精神的敎化や職業上の指導の餘暇に於て、換言すれば、食事のときに、休憩のときに、寢るときに、所謂日常坐臥の中にあらはれる彼等の動作を善化する必要のあることを忘れてはならぬことであります。精神の陶冶は出來て居ても、腕におぼえるところはあつても、その動作に欠くるところが出來ればよろがなくなるのだそうです。

彼等は受刑者たちのほんたうの父であり、母であるのだそうです。

この累犯多難の際、わが行刑制度にさやうな父母を生む必要があるのではありますまいか。それによつて社會復歸作用の領域をもつと擴張する必要があるのではありますまいか。

（あき羅）





刑政時論

ジヤーナリズムの功罪

ジヤーナリズムの功罪が一般的に評論された場合はかなりあつた、吾人は今之れを吾人の立場から論じて見たいと思ふ。

一人の兇悪な犯罪者が出たとする、之に對してジヤーナリズムは得たりかしこしと、之を好機的に又物語風に報道して讀者の興味を惹くことに腐心する。甚しくなると、殆ど社會部全體をあげて、之を報道することに狂奔し、面全段をあげて大見出大寫眞でデカ〳〵の編輯ぶりを見せる、——かう云ふジヤーナリズムの結果は街頭の新聞賣子を賑はし、從つてそんによそこらの低級讀者に長々しい話題を提供し、機を見るに敏なる映畵業者に興行價値あるストーリーを與へる事には十分に成功する、無論新聞社は紙數頃に増加して商賣繁昌營業的ジヤーナリズムの目的を達するのである。

「〇〇〇〇突如現はる」と人目を聳動せしめて、その手口から人相身裝セリフ動作をこと細やかに詳記し、剩へ警察の捜査方針までも根を堀つて探査しこれを紙上に報道する、これは何も悪意でやつてゐるのではないが、實は一面非常な弊害があるのである、近頃の犯罪者は一般に知的になつて來て、今回の〇〇〇〇の如き、餘ほど細心の注意を拂つて嚴重なる警戒網を巧に拔けてゐる。

かうしたジヤーナリズムの不用意な恣行は、一面その犯人に對して犯跡韜晦の指針を與へるのみならずまた一面に不知不識の間に一般に對する防犯的指示とならずして却て、犯罪の教科書たるの役目を演じてゐることに注意せねばならぬ。

なるほど新聞は社會の鏡であつて社會現象をそのまゝに反映するもの事の如何を問はず報道するのが新聞の役目なりと云はゞそれまでゞあるが、それが卽ちジヤーナリズムの弊害を生ずるの所以で、そこによほどデリケートな判斷を必要とするのである。

しかしながらジヤーナリズムは一概にその暴露主義を徹頭徹尾非難さるべきではない。新聞は天下の公器である、獨自の立場をゆく照魔鏡である、彼は大政治家であらうが、大官名士を憚からず之を月旦し、その非を非とし、是を是とするの役目をもつてゐる、下級官吏は上役の非行を陰ではならしても之を公然口にはしないが、新聞は遠慮會釋なく悪事非行を發くことを敢てする否大物なればなるほどそのニュースヴアリユーを博して、ジヤーナリズムは雀躍するものである。

おさん八兵衛の人非人ぶりを摘發することもやれば、大政黨の積弊も之を紙面に發表して一般に警戒を與へる、不正重役の背任行爲を暴露して正直な庶民の腹の虫をおさめもする。又公職を瀆かす不德義漢を痛罵して彼を社會から葬つてしまふ、恰も司法官權の秋烈なる檢擧の如く、一步も呵責せずして之を天下に公表して罪を問ふ。

之は卽ちジヤーナリズムの短所がかうした場合には長所となつたので吾人は之をジヤーナリズムの功として數へることに躊躇しない。

曾て新聞は社會の木鐸を以て任じてゐた、しかし今日では新聞の營業化によつてジヤーナリスチツクに轉化してしまつたけれども、なほ天下未だ國家を公論し、紙政を攻擊し、非行を問責して、正義の刃を從横無盡に振ひ立てるだけのことは止めはしない。

從て犯罪に對する一般豫防的効果もかなりある「新聞で叩かれる」とは如何に厚顏無恥の者でもこたへるのである、だから「新聞に出る」ことを非常におそれる、そして厚かましくも「事實無根につき訂正ありたし」などと申出づるものがあつても、皮肉なもので、出す時には大見出で出しても、取消す時には申譯的に數行で片付けてしまふのである。

かくの如く「罪を天下に晒す」と云ふ一般豫防的効果はジヤーナリズムの功である、たとひそれを逆用する一部徒輩があつても。

要するにジヤーナリズムは、一面に於て種々弊害がある、ある種の犯罪を蔓延せしめたり、新犯罪を流行せしめたり、悪知識を青少年に涵養せしめたり、悪名を天下に轟かせることによつて悪人を世にはびこらせることもあつたりする、がしかし、それは又一面には、その照魔鏡の作用が、延いては社會一般を戒告し、悪の榮えることを杜絶する役目を演じ得るのである。

こゝに於て吾人は新聞編輯者に望む、犯罪はこれ社會共同の敵である、之を撲滅する運動は社會の共働に俟たねばならぬのである。

故に此の目的を達成する爲には努めてその弊害を避けて、その有力なるジヤーナリズムの偉力を善用することにつとめられんことを。（虛生）

行刑上より見たる刑罰の本質（上）

——ドイツ行刑法草案とリイプマンの教育刑論——

木村龜二

一、序　言
二、千九百二十三年の「自由刑執行の原則」
三、『行刑法草案』に現はれたる教育思想

（一）

刑罰の本質を解して應報なりとみるか豫防なりとみるか、このいづれを採るかに依つて刑法上の個々の問題の解決に際してそれ〳〵異つた結論を生じてくるのであるが、この根本的立場の對立はその所謂永い「學派の爭」にもかゝはらず（一）尚ほ一義的決定的なる統一に至つて居らない。しかしこれだけのことは我々には確實なる事實として主張することを得る。すなはち、一方に於ては現代に於て應報刑を主張するもの〻何人でも、それが嘗てカント（二）に於て主張せられた如き嚴格にして純粹なる形式に於て主張するものが殆んど跡を絶ち、段々と目的論的反省と社會的立場の考慮とを加味することに依つて豫防主義の方へ接近して行きつ〻あることである。これに反して、諸種の實證科學的研究を基礎とし合目的的論理の上に築かれたる豫防說は、段々とその具體的適用と理論的基礎とに於て嚴密にして確固たる形態に於て主張せられつ〻ある。又、他方に於ては、應報刑主義の

基礎は段々とこれを主張するもの〻確信（三）又は、思惟形式（四）といふ形而上的觀念化の道程を辿りつ〻あるに反して、豫防主義は段々と現實的實踐的地盤を獲得しつ〻あるのである。

一　應報主義及び豫防主義（又は、社會防衞主義）の意味及び批判については牧野博士『日本刑法』第一四頁以下、『刑事學の新思潮と新刑法』第八三頁以下參照。刑法に關する獨逸の學派の爭については Liszt-Schmidt, Lehrbuch 25. Aufl. §5, p. 98 ff. 尚ほ、一般に刑罰の理論に關しては、例へば J. I. Gillin, Ciminology and Penology 1926, chap. XV Theories of punishment p. 312 et seq. 參照。

二　カントは謂つて居る。曰く『刑罰法規は一の斷言的命令である。されば、何人でも、全人民を腐敗せしむるよりも一人の人間を死に至らしむる方がよいといふパリサイ人の格言に從つて、自己が刑罰に處せられぬことに依つて齎される利益を說くことに依つて自己を刑罰又はその一部分から免がれしむるが如き何物かを發見せんとして幸福說の紆餘曲折たる論理を繰るものは悲しむべき哉！何故かならば、若し正義が消滅するならば人間が地上に生活することは無價値であるから。——然らば、公的正義が以つて自己の原理及び規準とするところの科刑の種類及び程度は何であるか。それは如何なる側面にも決して偏しないといふ（正義の秤の指針の如き）平等の原理以外ではあり得ない。されば、汝が不當に人民の他の一人に加へたる害惡はこれを汝自身に加へたのである。若し汝が他人を侮辱する時は汝は汝自身を侮辱するのであり、若し汝が他人の物を竊むならば汝自身の物を竊むのであり、又、若し汝が他人を打たば汝自身を打つのであり、若し汝が他人を殺さば汝自身を殺すのである。唯だ應報の法 ius talionis ——勿論、裁判所の制限の下に於てであつて（汝の私の判斷に於てではない）——のみが刑罰の性質と分量とを決定的に示す。總ての他のものは動搖し、且つ、その他の情狀酌量の結果、純粹嚴密なる正義の判斷に適合したるものを含まない』(Kant, Metaphysik der Sitten, Vorländersche Ausg. 3 Aufl 1919, S. 15 ff.) と。尚ほ、カントの刑法思想の意味については Salomon, Kants Strafrecht in Beziehung zu seinem Staatsrecht, Z. f. d. gesamt Stw. 32. Bd. S. 1 ff, Sauer, Kants Einfluss auf das Straf-und Prozessrecht, Z. f. d. gesamt. Stw. 45. Bd. S. 1 ff. 參照。

三　例へば、『新應報刑主義』を主張せられる瀧川博士は謂つて居られる。曰く『併しながら、私は思ふ、刑罰の意味または精神といふ如き根本的な最も根本的な問題は、論理的にのみ解決さるべきものでもなければ、また解決され得るものでも

ない、窮極に於ては各人の信仰または直覺的確信として論理の外に置かれるべきものではなからうかと』（『刑罰に就て』法論一二ノ三第六頁）と。

四　小野敎授はその近著に於て刑罰を以つて法律に於ける一の範疇的基本概念なりとし、その概念と目的とを分離して應報を以て範疇的形式なりとせられて居る（『法理學と「文化」の概念』第四三三頁以下）。右の考へに對する方法論的立場からの批評として拙稿、國家學雜誌四二ノ五第一四一頁參照 Vgl. H. Kantorowicz, Der italienische Strafgesetzentwurf und seine Lehre, Festschrift für O. Lenel 1921, S. 40 ff.

かくの如く、刑罰といふ社會現象が單純なる個人の主觀的確信に還元せられたり、又、社會現象といふ意思生活の基本概念が目的思想から離脫せしめられる時に初めて應報といふ思想が適用せられるに至りつゝあるといふことは、然しながら、これを反面から考へるとそのかゝる應報といふ概念がいかに現實と離れ、生活と離れてしまつたところにのみ通用するものかを思はしめるに充分である。勿論、應報といふ思想も刑罰の中世的封建的苛酷と擅斷とに對する制限としての意味を有して居つた時には（五）尙ほその效果に於て、その實踐に於て重大なる歷史的使命を持つて居つた。然し、今日に於てはこの應報思想の歷史的使命は既に成就せられて了つて、或る意味に於てはそれは寧ろ有害なる作用をなしつゝある　卽ち、應報といふことは、それが爲されたる違法行爲に對してこれと均衡を失して過大なる法益の剝奪が行はれる虞のあつた時代に於て、かゝる法益の剝奪が爲されたる違法行爲の程度を越ゆるべからずとなされた限りに於ては、尙ほ重要なる社會的作用を有して居つた。然るに、その反動とか、個人を社會からかゝる虞の失はれつゝある現代に於ては寧ろその中に含まれたる人間に對する精神的に驅逐するといふ思想（六）は有害以外の何等の意味を有しない事柄である。之に反して豫防思想を中心とする目的刑主義の根本概念はリストの言葉（七）を以てすれば『犯罪人を再び有用なる社會の一員とする』de n Verbrecher wieder zu einem brauchbaren Glied der Gesellschaft zu machen ことを以つて骨子として居る。その根柢となつて居るのは『犯罪行爲といふことに依つて侵害せられたる社會と犯人との間の一切の紐帶が切れるのではなくして、かゝる犯罪行爲の成就せられたる後と雖も尙ほ犯人は總ての人間と等しくその人間としての資

格を保持して居るのである（八）』といふ人道學派の主張と同一思想である。換言すれば、豫防又は社會防衛の思想は單に不當なる刑罰が科せらるべからずといふ以外に、更に、牧野博士の謂はれるやうに、刑罰に依つて『犯人をさへ社會に包容し、これを社會化せむとする（九）』のである。このかゝる刑罰の作用を謂ひ表すに特別豫防といひ、、教育といふ（一〇）のが豫防說の立場である。又、これやがて刑罰をして眞に效果あらしめんとして（一一）（一二）努力されて居る目的である。されば、かゝる效果　かゝる目的と切り離されたるところの應報といふ概念なり、確信なりを以つて刑罰の本質と見る考へは、少くとも科學的には誤りであり、實際的には無用であるとして排斥せられねばならぬ譯になつて居るのである。刑罰はどこまでも目的に對する手段であり、效果に於て價値を實證するものである。

五　牧野博士はかゝる作用を『刑罰の經濟』といふ立場から批判せられて居る。『罪刑法定主義と犯罪徵表說』第一七一頁、第一七四頁、『刑事學の新思潮と新刑法』第一七〇頁、大塚學士『刑法の人道學派に就て』法志二九ノ八第九八頁參照。Cf. Gillin, ibid. p. 326 et seq.

六　『社會的權利を侵害した總ての犯罪人は、其犯罪に依つて其國家に對する叛逆の徒となつたのである。彼は其の國法を犯すことに依つて既に國家の一員でなくなつたのみならず云々』といふルッソオの言葉はかゝる思想の表現である Rousseau, Contrat social, liv. II chap. v. 市村、森口博士邦譯第八五頁）。

七　Liszt-Schmidt, ibid S. 5. 勿論、リストは尙ほこの外に犯人の排害處分 Unschädlichmachung といふことを主張する。

八　ランザ敎授は本文引用のリストの思想と同一意味を『人間への眞の復歸』un „véritable retour à l'homme" といふ言葉で言ひ表はして居る。Lanza, La nouvelle école italienne de droit pénal: Ecole pénale humaniste, Revue de droit pénal et de criminologie, 6e Année No 7. 1926. p. 667. このランザ敎授に依つて代表せられる人道主義學派の批評としては大塚學士、前揭論文（註五）參照。

九　Lanza, ibid. p. 661. 大塚學士、前揭論文第八七頁

十　牧野博士（法律と生存權）第四一五頁。大塚學士は謂つて居られる。曰く『しかし、犯人も人である、犯人に惡性を認めつゝも、なほその犯人に人格を認むるところに實證主義の要點があるのであり、斯くして、刑法の改正乃至刑事政策と

いふことが唱導されるわけになつたのである』（前掲論文第九七頁）と。

一〇　牧野博士『日本刑法』第四五〇頁以下、『刑事學の新思潮と新刑法』第一八八頁以下『刑法に於ける重點の變遷』別刷第四七頁以下。大塚學士前揭論文第九九―一〇〇頁參照。尙ほ、リイプマンは新派の刑法學者が『特別豫防を主張するといふことは受刑者を社會的に有用なる人と爲らしむるやう努力せられねばならぬといふことに過ぎぬ』と謂つて居る。且つ、彼はかゝる特別豫防が同時に一般豫防なりといふ。Liepmann, Mitteilungen der IKY, 20, Tagung der Deutschen Landsgruppen zu Innsbrück, 1926, S. 222-3.

一一　刑罰の本質をその實際的效果に依つて檢證せんとするのが社會防衞主義の一の根本思想である。牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』別刷第五〇頁、山口學士『プラグマイテイズムの刑法理論』（法志二九ノ四第六二頁以下）。

一二　刑罰の本質をかくの如く犯人に對する社會的效果と見る新派の刑法理論が、又、その成立に於て監獄の改良といふ實際的考慮に負ふものなることについては牧野博士『刑事學の新思潮と新刑法』第六〇頁以下。

さて、豫防說の犯人に對するかくの如き教育的效果に重點を置く最近の思想の表れとして、我々は注目すべき二箇の事實を持つて居る。その一は昨年（一九二七年）に發表せられたる獨逸の『行刑法草案』Amtlicher Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes nebst Begründung であり、（一三）、その二は過去數年來主として刑罰の實際的意味の研究に從事して居るモオリツ・リイプマンの教育刑の思想とその立場よりする行刑法草案の批評とである。（一四）。私はこの二箇の事實に卽して若干刑罰の現下の意味を考へて見たく思ふ。

一三　この『行刑法案』の重要性とその根本思想とに關しては既に牧野博士が觸れられて居る。『刑法に於ける重點の變遷』別刷五三頁以下。

一四　リイプマンの思想に關しては牧野博士『ロンドンの國際監獄會議について』法志二九ノ三第八五頁以下、『刑法に於ける重點の變遷』第五〇頁、五三―四頁參照。

（二）

千九百二十七年の行刑草案の基礎となつて居るのは千九百二十三年六月七日の帝國參事院の『自由刑執行の原則』Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen である。これは最初『國際刑事學會獨逸部會』第十九集會（千九百二十四年六月十一日より十三日）に於て講演せられたものであつて、後に單行本としてメンデルスゾオン・バルトルデイの五十年誕生記念の爲に獻ぜられてある）、vgl. Strafen, Aschrott-Kohlrausch, Reform, 1926, S. 129, Die Problematik des „Progressiven Strafvollzugs", Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, Beiheft I: Festgabe für Aschaffenburg, 1926, S. 56, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe; Frede-Grünhut' Reform des Strafvollzuges 1927, S. 7.

元來、獨逸に於ける行刑規則制定の運動は、現行獨逸刑法の原型たる千八百七十年三月三十一日に公布せられたる『北獨逸職邦の刑法典』Strafgesetzbuch für den Norddeutschen Bund と同樣に古いものであつて、この刑法草案理由書の中に、既に監獄制度が統一的に規定せられて居る。その理由は、法律の統一といふことが統一的刑法に依つて規定せられたる刑罰の統一的に執行せられることに依つて可能となるといふ

矯正図書館

に在つた。然し、この企は行刑規則に關する意見の不一致が刑法典の作成を阻害するといふ處から見合せられた。又、刑法草案の審議に際しても獨居拘禁 Einzelhaft の實施と自由刑の執行とを聯邦の法律に依つて規定すべしといふ提案があつたが、これも拒否せられた。然し、『自由刑の執行を法律として制定し、且つ、監獄及び矯正院 Besserungsanstalt の一切の仕事を監督する聯邦官廳の設立を規定するところの聯邦參事院の草案を作ると』を聯邦總理大臣に要求する決議がなされた。聯邦參事院はこの決議を全然實行しなかつた。その原因は、先づ統一的刑事訴訟法典の作成が急がれたからであつた。同樣の決議は千八百七十四年及び七十六年の二度に亙つて爲された。かくして居る間に、帝國司法省に於て『自由刑執行に關する法律案』の企が爲され、委員會を組織して準備が進められた。この委員會には多くの典獄も加はり、有名なクロオネ Krohne の如きもそのうちの一人であつた。この法律案は、千八百七十九年の三月に聯邦參事院に提出せられ、九月に審議せられた。但し、財政上の困難から實現せられずに終つた。これが行刑法作成事業の第一階段と謂はるべきであると思ふ。この千八百七十九年の草案は、僅か四十四條から成つて居る極く簡單なものであつて、主として行政技術に重點が置かれた。その内容も甚だ貧弱なものであつて、刑罰の教育的意味の如きは全然認められて居らない(一)。

二 その第五條は明に刑務所を教育所又は矯正院として利用することを禁じて居る。

行刑規則作成の希望は依然繼續せらて來た。千八百八十七年、九十年及び九十二年に繰返して行刑法が帝國議會で要求せられた。千八百九十六年十一月二十八日の議會に於て作成の議案が通過した。そこで、この度は、以前の草案の失敗に鑑みて、帝國司法省では行政上の命令の形式に依つて行刑の統一が實現せられ得ぬかを問題として、帝國總理大臣は聯邦參事院に對して自由刑執行に關する命令の草案を提出した。その結果として出來上つたのが千八百九十七年十月二十八日の『裁判上言渡を受けたる自由刑の執行に際して更に共通的規則が作成せられる迄適用せられるところの原則』„Grundsätze, welche bei dem Vollzug gerichtlich erkannter Freiheitsstrafe bis zu weiterer gemeinsamer Regelung zur Anwendung Kommen" である。これは聯邦參事院の命令としてではなく、『將來確定せる規則に依つて行刑の統一が爲される準備として』聯邦各國政府の協定 Vereinbarung の形式で發表せられた。全部で四十條から成つて居る。これが行刑法作成の第二段と見られるべきであらう。然し、この原則の中には監獄行政の統一に向けられた努力以外何等の根本的思想が現はれて居らない。思想的に我國の現行監獄法の程度のものであると言ひ得よう。そして、この『原則』は、帝國議會に於ても屢論議せられ、行刑法の必要が宣言せられたに拘らず、全刑法の改正を先にするといふ方針から、千九百二十三年迄通用して來たのである。そして、それは、又、そのかゝる根本思想にもかゝはらず、主とし行刑の統一といふ方面に重要なる意味を持つたのである。

千九百二十三年の『自由刑執行の原則』は行刑法作成事業の第三段と見られるべきものであつて、その思想的内容は各邦及び個々の監獄に於て發達せしめられて來たものゝ綜合である。その重要なるものは(三)第一に、ヴイツトリツヒ・アン・デア・モオゼルの獨逸最初の少年監獄の原則であつて、こゝで累進制度と保護司 Fürsorge" (これは監獄内に住居して、こゝから囚人と外界との合目的な關係をつけることに依つて、放免後の勞働と地位とを準備する官吏)の制度が採用せられた。第二は、千九百十八年にプロシヤの司法大臣ロオンゼンフエルト Rosenfeld に依つて爲された諸種の『行刑の改良』である。即ち、雜居拘禁に於ける沈默義務 Schweigegebot の廢止、體罰及び鏈鎖使用 Fesselung の廢止、新聞購讀の許可、喫煙の許可、及び刑務所顧問會 Anstaltsbeiräte の設置がこれである。第三は、ハンブルグの總ての監獄に於て、徽役囚の刈髮制度 Kahlscheren の廢止、暗房 Dunkelarrest の廢止が行はれたことである。第四は、外部に現はれずして行はれた多くの改良事業、特にチユウリンゲンに於ける教育思想實現への努力であつた。最後に揭げられねばならぬのは、獨逸刑務官吏協會 Verein Deutscher Strafanstaltsbeamten に依つて、千九百十四年の五月に作られた『自由刑及び保安處分の執行に關する帝國法律の提案』 "Vorschläge zu einem Reichsgesetze über den Vollzug der Freiheitsstrafen und sichernder Massnahmen" であつて、これが二十三年の自由刑執行の原則の模範となつたのである。かくの如くにして、諸種の行刑改良事業に含まれたる根本思想が集成せられて成立したこの『自由刑執行の原則』の中には、行刑法草案理由書の謂ふ如く、非常に强く『教育及び矯正の思想』がその前景に現はれて來たのである(四)

iii Liepmann, Die neue „Grundsätze etc." S. 3.

四 Begründung zum AEntw StVG. 27. S. 2

(三)

かゝる歴史的努力の成果として出來上つた『自由刑執行の原則』の趣旨を基礎として作られた『行刑法草案』は、他の國に於ても類例の少ない革新であつて、『その各部分に於て眞に未知の土地 terra incognita に足を入れたものである』とせられて居る(一)。その内容上『原則』に對して新に附加せられた主なものは死刑に關する規定(第一四條乃至一五條)と罰金刑に關する規定(第二三九條乃至二五三條)及び匡正及び保安に關する處分の執行を規定したるもの(第二五四條乃至三一三條)である。それで條文の數は『原則』の二百三十三條に對して三百十七條に增加して居る。私は、勿論、匡正及び保安處分と刑罰との間にそれが反社會的人格者に對する防衛的處置たるに於て何等本質的差別ありと考へないのであるが(二)、こゝには特に刑罰の取扱方が如何に變革されつゝあるかを通して、その本質を理解せんとする見地から、問題の中心を主とし自由刑の執行が如何に規定せられて居るかに置いて見ることゝする。

一 Nagler. Der Entwurf eines Strafvollzuggesetzes, Der Gerichtssaal XCV Hft. 1 5. 192 S. 42, vgl. Begr. S. 3-4.

二 この考へは既に久しく牧野博士によつて主張せられて來たものである。『刑事學の新思潮と新刑法』第二三五頁以下、『日本刑法』第四八八頁以下參照。

かゝる見地よりするならば、行刑法草案の重要性は二箇の方面から考へられねばならぬと思ふ。一は形式的であり、二は實質的である。形式的に見て草案が刑罰の概念に對して根本的に新な意味を有するのはそれが刑の執行を法律の形式に於て規定せんとして居ることである。從來に於ては刑の執行は單なる行政的行爲であつたのである。故に、刑事被告人 Beschuldigter は、刑事訴訟の總ての階級を通じて嚴密に限定されたる權限を有する權

利主體として遇せられたに拘はらず、一旦刑の執行を爲されるに至つては國家機關の誤謬、濫用に對する何等の法律的保障が與へられず、受刑者は全然その本質に於て國家行政の目的物として取扱はれて居つたのである。この人間の物的取扱に對して、草案は、刑の執行を以て、その始めより終りに至る迄、之を『國家と受刑者 Gegner との間に成立する法律關係』なりとすることに依つて受刑者の法律的人格を完全に認めむとして居るのである。曰く『國家が個人の權限 Rechtssphäre に對して加へる侵害の中に於て、刑事裁判上の判決を基礎としたる侵害程重大なるものはない。刑事裁判上の有罪判決に依つて國家と判決の言渡を受けたる者との間に成立するところの法律關係は、根本的に明瞭にせねばならね。自由が剝奪せられたところの、判決の言渡を受けたる者に對して國家の有する權利及び義務は、この判決の言渡を受けたる者が國家に對して有する權利及び義務と同樣に、嚴密に規定せられることを要する』(三)と。而かも、草案はこの主張を單なる空文として終らしむることなき爲に、その第二百十三條から二百十七條に於て、受刑者の抗告權 Beschwerden の規定を設けて居るのである(『原則』第一四七條—一五三條)。この第二百十三條第一項に曰く『受刑者は彼が受けたる行刑處分に對して抗告を爲すことを得』(尙ほ、第五、八條及び我が監獄法第七條參照)と。この抗告權は非常に廣い範圍に亙つて許されて居るのであつて、理由書に依れば、受刑者は『抗告の理由として行刑法の明文、又は、その他行刑に關する明文を以てせる規定の侵害の事實を援用し得るのみならず、彼は彼に對して執行官廳がその有する裁量權を妥當に行使せぬと信じたる場合にも、亦、抗告權を有す(四)』るのである。かくの如く、草案は受刑者を形式上完全に法律上の人格者として遇せんとするものであつて、學者はこれを以て『法治國』の完全なる實現なりとして居るのである。(五)

三 Begr. S. 3.

四 Begr. S. 48.

五 Liepmann, Der Entwurf eines Strafvollzuggesetzes, Leipziger Zeitschrift, 1927, Nr. 17/18, S. 1057-8, Nagler, ibid. S. 43 f, vgl. Liepmann, Die neuen "Grundsätze etc." S. 2, Grünhut, Rechtliche Garantien im Strafvollzug, Frede-Grün

Int. Reform. p. 17 f. Engl. p. 28.

次に重要なのは草案の實質的意味である、私の謂はんとする意味は、草案が受刑者を如何なる見地から處遇せんとするかといふことである。これは尙ほ、細別して考へねばならぬ。受刑者の處遇といふことは、第一にはこれを處遇する人即ち刑務所官吏の方面から見られねばならぬ。この點に關しては草案には『自由刑執行の原則』第九條の規定が明文上採用せられて居らない。然し、その趣旨が根柢とせられて居るもと見ねばならぬ。右の第九條に曰く、

> 專任の刑務官は刑務所の事務に付理論上及び實際上の敎育を受けたる者のみを以て之に任ずべし。但し受刑者の處遇に任ぜざる官吏はこの限に在らず。
>
> 實際上の敎育は刑務所事務及び行刑の一切の細目に亘りて根本的なる知識を與ふべし。理論上の敎育は特に受刑者の考査及び處遇に付重要なる限度に於ける敎育學的及び精神病學的問題に及ぶべし。釋放せられたる受刑者に關する事項に付ても亦特に重要性を置くべし。官吏は右の外刑法及び刑事訴訟法の大綱に付知識を有せざるべからず。

六 リイプマンは、行刑法草案が『原則』の第九條を採用しなかつたことを以つて甚だ遺憾なりとし、行刑法の敎育的意味が空に歸せぬ爲には是非同樣の明文の必要なる所以を主張して居る。Liepmann, Frede-Grünhut, Reform, S. 11-12, Leipziger Zeitschrift XXI. Nr. 17/18, S. 1062.

第二は、受刑者處遇の形式とも言ふべき制度である。この點に關しては、草案は『原則』(第一三〇條)と同樣に累進制度 Strafvollzug in Stufen を採用して居る(第一五五條——一七〇條)。その適用範圍は短期一年以上の懲役、短期六ケ月以上、又は少年については短期三ケ月以上の禁錮に處せられた者である(第一五五)。累進制の本質及び目標として第百五十六條は次の如く規定して居る。

> 階級に依る刑の執行は、受刑者に對して彼の意思を緊張せしめ、且つ、支配するに値するが如くに見ゆる目標を立てることに依りて彼をして合法則的生活に應化せしむるが如き敎育を促進すべし。階級を上昇する程度に從ひて執行の減輕を爲し以つて刑務所外の自由なる生活への漸次的推移を成就すべし。減輕は、受刑者に對して單なる安易たらしむることなく、寧ろ、彼をして漸次高き責務を負はしめ、以て彼の責任感情を覺醒し、且つ、强固にするものたらしむることを要す。

累進制度の本質は刑罰の執行を國家の手から犯人の手の中に移すものたるにある(七)。それは單に自由刑に處せられたるものを外部から改善し、再び善良なる社會人と爲らしむるのみならず、かゝる社會人への努力を受刑者の內面的有意的努力に依繫せしむることに依つて意思敎育の根本精神を貫かんとするものである。これは刑罰を以つて應報とする立場からは直ちに考へられぬことである。

七 Liepmnn Die. Problematik etc. S. 65. リイプマンの本論文及び Die neuen "Grundsätze etc." は主として累進制の問題を論じたものである Die Reform des deutschen Strafrechts 1921, S. 41 ff. 累進制度の本質に關しては牧野博士『日本刑法』第四六九頁以下、『刑事學の新思潮と新刑法』第六九頁以下、正木亮學士「自由刑執行の累進制度」法志二五參照

草案の實質的意味の第三は受刑者そのものゝ待遇である。その第五十七條から第百二十三條に亙つて之を規定して居る。先づ、理由書を見るに、そこには次の如く述べてある。曰く『國家が犯人に對して肉體的に苦痛を與へ、且つ、道德的に屈服せしむることに依つてその犯罪に對する鬪爭の任務を最も善く果し得ると信じた時代は既に久しく過ぎ去つた。更に、又、國家はそれが受刑者を確實に監視するに努力するだけを以つて自己の任務を果すものに非ずといふことをも了解せられて居る。國家に對しては、それが一の人格者の自由を奪ひ、之を刑務所に收容するといふ事實から最も嚴肅なる責務が發生するのである。國家は、かくすることに依つて、單に受刑者をして、彼が釋放の後に於て自己の生活の維持を爲し得るに必要なる肉體的健康と精神的緊張力とを保持せしむる爲の盡力をするの義務を負ふのみではない。同時に國家にとつては受刑者をして新なる犯罪への誘惑に出來る限り陷らざらしむるが如き方法に於て彼に作用するといふ遙かに高尙にして、然しながら、又一層困難なる任務を果す義務が負はしめられるのである(八)』と。第五十七條は自由刑の執行の目標として右の趣旨を次の如く規定して居る(『原則』第四八條)。曰く、

> 自由刑の執行に依つて受刑者は必要なる限度に於て、秩序と勞働とに慣れしめ、且つ、累犯に陷らざるやう道德的に强固

ならしめらるべし。

と。そして、直ちに第五十八條に於て受刑者の處遇の方法を原則的に規定して居る（『原則』第四十九條）。その第一項に曰く『受刑者は嚴肅に、正當に、且つ、人間として Menschlich 處遇することを要す。且つ、その名譽心を保全し、且つ、涵養することを要す』（參照第四六條第二項）と（九）。その第二項には同種類の刑が執行せられる受刑者を原則として平等に處遇すること、及び、その平等的處遇の範圍内に於ては各受刑者の『人格的特質の全體』die Gesamtheit seiner persönlichen Eigenschaften に考慮を拂ふべき旨を規定して居る。かくてこゝに特別豫防及び刑罰の個別化の主旨が根本的に徹底せしめられて居るのである。

八 Begr. S. 19

九 この規定は、牧野博士の謂はれる如く、受刑者に於ても獨逸憲法第百五十一條第一項の所謂『人たるに値する生活』を保障し得しめんとするものと見るべきである。『刑法に於ける重點の變遷』別刷第五四―五頁。

受刑者處遇の規定は、更に、一、寢具被服糧食、二、作業、三、保健、四、受刑者の精神的向上、五、その外界との交通に分れて居るのであるが、そのうち注目すべきものは次の諸點である。先づ、原則として受刑者の意思に反してその毛髮を變更し得ざること（第五九條『原則』第九二條、參照我が監獄法第三六條及び同施行規則第一〇三條第一項）、次に懲役受刑者（第一五三條『原則』第一五九條）及び未成年者（第二〇三條『原則』第二〇二條）を除くものに對して喫烟を許して居ること（第六八條「原則」第六〇條、參照我が監獄法施行規則第九六條）、又、日曜及び受刑地の法律上祝日とせられて居る日には家事的作業及び緊急作業 Haus- und Notarbeit を除く外作業が免除せられること（第七七條『原則』第七二條、參照我が監獄法第二五條）等は、明に受刑者を社會的に普通なる人格者として遇することを本旨としたことを理解せしめる。

次に重要なる意味を有するのは、刑務所内の教育に關する規定である。先づ、振り返つて千八百七十九年の自由刑執行に關する法律案を見るに、その第三十四條には受刑者に對して單に『普通學校 Volksschule に於て授けられると同一の課目』についての教育が與へられることになつて居つただけである、又、千八百九十七年の『原則』（第二九條）に於ても別に注目すべき變化はない。然るに、千九百二十三年の『自由刑執行の原則』第百六條第三項に於ては教授課目の選擇及び授業の遂行に際して受刑者の精神的能力並に一般的及び職業上の知識を擴充促進せしめ、且つ『秩序ある生活を爲すの意思が覺醒せられ强められること』に重要を置くべきことが規定せられて居る。且つ、授業に際しては『國民知識 Staatsbürgerkunde の基礎並びに最も重要なる日常の出來事が論評せらるべき』ことゝなつて居る。草案の第百九條は更に歩を進めてその第四項に『各個人が國民社會の中に這入り込むといふ意識及び國家思想』"der Sinn für Einordnung des einzelnen in die Volksgemeinschaft und der Staatsgedanke" を培養すべきことを規定して居る（參照、我が監獄法第三一條及び同施行規則第八五條）。この規定の歴史的變遷を通じて我々の見得るのは、受刑者の教育が單に智的でなく意思的社會的となつたこと及び受刑者として刑罰に依つて社會から遠ざからしむることなく、常にこれに接觸せしめ、再びその中に編入せんとする努力である。かゝる趣旨は、讀書の許可、新聞購讀の許可を規定せる第百十條及び百十二條にも明に現はれる（『原則』第一〇七―一〇九條）。この第百十二條の第一項には『受刑者には他の規定なき限り、申し出に從つて、貯金 Hausgeld 又は持込金又は受贈金の中より書籍を購入し、一種類の新聞又は雜誌を購讀することを得』る旨が規定せられて居るのである（參照、我が監獄法第三一條、同施行規則第二一條二項、八六條八七條）。

最も注目すべき規定は第百十一條であらう（『原則』第一一〇條）曰く、

短期三ケ月以上の刑に處せられたる受刑者に對しては最も重要なる日常の事件に通曉せしむべし。その手段としては刑務所の出費にて購入せる一種類又は多種類の新聞、受刑者の爲の特別の報告書の使用又は口頭其の他適當なる方法に依るべし

と。その理由に曰く『若し自由の剝奪の結果招來せられる外界からの閉鎖に依つて受刑者――特に彼が比較的長期の刑に服する場合に於て――をてし刑務所外の生活から疏遠ならざらしめんとするならば、彼に對して、最も重要なる日常の事件に通曉するの機會が與へられねばならぬ。況や、特に、行刑の任務の一が受刑者に對して自由への復歸を準備するものなるに於てをや（一〇）』と。

10 Begr. S. 88. この受刑者を社會に復歸せしむることに重要點を置く草案と我が監獄法施行規則第八十六條第二項に於

て『新聞及び時事の論説』の閲讀を禁止する規定より理解せられる精神の間に如何に遠き隔りがあるかを考へるべきである。

最後に、草案第百二十七條が受刑者相互間の交通を內規に依つて規定し得ること（『原則』第一二七條）、及び特に沈默義務を原則として排除する旨を規定せること（參照、我が監獄法施行規則第二三、三六條）は、受刑者相互の間にも依然社會生活の維持せらるべき旨を認めんとしたものと理解せねばならぬ。

草案の實質的意味の第四は、釋放後の受刑者の保護である。この點に關しては草案はその第二百三十二條乃至第二百三十八條に規定を設けて居る（『原則』第二五五―二二九條）。その第二百三十二條に曰く『放免せられたる者の保護は國家及び社會の共同事業である。且つ、放免せられたる者の保護は受刑者を社會に於て合法的生活に至らしむることにある』と。この規定は單に刑罰が犯人を再び社會に復歸せしむるにあるのみならず、そのかゝる社會への復歸を社會一般の連帶的任務とすることに依つて、犯罪に對する責任が獨り犯人にあるのみならず社會にも在ることを認めんとするものであると思ふ。

さて、千九百二十七年の行刑法草案は、右に見たる樣に、その自由刑の執行に於て受刑者に對して先づ法律的に一の權利主體としての地位を確保し、之を處遇するに人間たるの資格を以てし、且つ、彼をして完全なる社會の一員たらしむることにその窮極の目標を置いて居るのであるが、この草案のかくの如き諸規定から理解せられ得る刑罰の本質を以つて、我々は、尙ほ、應報思想の何等かの內容に該當するものであると謂ひ得るであらうか。私はその然る所以を理解し能はない（一一）。草案に於て理解せられるかゝる刑罰の意味は特別豫防であり、教育的任務以外ではないのである。そして、これが、又、現代的行刑立法の基調である（一二）。

一一　フロイデンタアルは、この草案の中には『罪人を蔑視し、且つ、彼に對して惡を以て應報するといふバリサイ人の精神』は全然含まれて居らぬと言つて居る。Freudenthal, Der amtliche Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes von 1927, Deutsche Juristu-Zeitung 32. Yahrg. 1927, Heft 10, S. 698.

一二　正木亮學士『監獄學とソヴイエット・ロシヤの勞働法』法志二九ノ九以下參照。

似而非科學と犯罪責任能力問題（下）

――Pseudo-science and the Problem of Criminal Responsibility――

米國ニューヨーク州ウエルス・カレッヂ教授
シー・オー・ウエーバー

（三）　犯罪に關する心理學的宿命說

――Psychological Determinism in Misconduct――

異常（アブノーマル）者は己れの行爲に對して責任を有つてゐないといふのは、頗る親切な話で、こういふ論理を巧みに弄すると、凡ての犯罪者がその惠にあづかることができるのである。不正（ミスコンダクト）行爲をやつたものが、たゞ行爲の不正なりといふその事實のために、その範圍ではアブノーマル（異常）で、從つてその範圍では怨せらるべきである、といふのは、餘りにのん氣な證明といはなければならない。これは定義と主張とをとりちがへた一例である。行爲といふものは異常となることなくしても犯罪となり、更らに又た、犯罪者がアブノーマルたることなくしても、その行爲はアブノーマルたり得る、といふことは考へ得られるのである。然し、新しいクリミノロヂーは、アブノーマルな行爲があつた場合には直ちにその行爲者の人格をアブノーマル（異常）なものと假定するものであつて、更らに進んでは、異常な行爲をやつたものは、其者の犯罪的行爲とは全くちがつた標準

から判斷して、心理的にアブノーマルとなるといふことを實驗的に示さうとするのである。

最近、人類學、精神病學、及び心理學に於ては最も盛んな實驗研究が此問題について試みられたのである。その結果、犯罪人の多くは精神耗弱者で、隔世遺傳的で、偏執狂で、性的原因による異常性を帶びてゐるものであるといふ通則が廣く信ぜらるゝに至つたのである。かゝる結論の基礎となつた材料はをびたゞしいもので、この短い論文でその評價をすることは不可能であるが、余は決して此等の研究の價値を疑ふものではない。然しながら、余は此等の研究に餘りに多くの確實性が寄せられ過きはしないかとあやぶむもので、而して、人の性が一部分宿命的に定まつてゐるか故に、その他の部分についても亦た然りと推論し得るものであるといふ考へに至つては、余は全然之を排するものである。この後の論理上の仕組は問題を解決するためといふよりもむしろ努力の節約のためのすばらしい仕組だと云へよう。

刑事人類學（Criminal anthoropology）に於ける重要な研究といへば、我等は直ちにロムブロゾー（イタリーの醫師で且つ大學教授であつた人で、刑事人類學の創始者）及び其一派を思ひ出すのである。ロムブロゾーの唱へた "Criminal man"（犯罪を行るようにできた人）は現在のクリミノロヂスト（犯罪學者）からは想像上の虚構だと思はれてゐるが、然し實の處、"Criminal type"（犯罪型）の人があるといふ考へは排斥せられてはゐないのである。我等はたゞロムブロゾーの好んで使つた相印を排斥するのである。惡魔の眼とか、突き出た顎とか、ダーヴインのいふ小結節があるとかいふ代りに、低級な智能率とか、コムプレツキス（心的異常）とか、强迫觀念とか、其他近代心理學に滿ちゝてゐる無數の標號を用ひてゐるのである。チヤールス・ゴーリング（Goring C., "The English Convict". London, 1913）はその著「英國の犯罪人」で、廣い範圍で、八年間に亙つて得られた實例から、犯罪人と普通の英國人とを比較し、最も愼重なる測定をして、ロムブロゾーの犯罪型といふ觀念をきれいに一掃してしまつたのである、しかも、ゴーリングも亦た、普通の犯罪人は一般人よりも體格が弱く小さく、榮養の不足してゐるといふ事實を擧けて、積極的なたしかな徵候を認めてゐるのである。それも可いかもしれない。陪

審官をして竊盜犯を裁判する場合明かに此點を承認せしめよ。現在競爭の猛烈な生存場裡に在つては、弱い人が强い人よりも一層甚しく不正に誘惑されがちであるといふことは認めてやらなければなるまい。しかし、かうは言つても、それはダロー氏の唱へる絶對の宿命說を承認することにはならないのである。何となれば、若しダロー氏の說に從へば、一定の體重を有つてゐないものはそれだけの程度まで竊盜をしても可いといふことになるからである。この點だけでも、道德に關する事項に在つては、宿命說は我等を導いて行くことの不適當であり不可能なことを示してゐるといつてもいゝのである。道德上の經驗の範圍では、我等は過去に於てどういふ行爲をやつたかといふ統計上の結果で、行爲の善惡を定めるのではない。むしろ、之に反して、我等の熱烈な理想の最も多くのものは、曾つて已れの過つたと信する行爲に存してゐるのである。正直といふ理想の行爲は、凡ての人間（櫻の木を切つたワシントンを除いて）が不正直であるといふことが事實なるにも拘らず、現に我等の愛重する理想の一つなのである。道德の方面では、我等は統計に基いて成功よりもむしろ失敗したと分明つゐる行爲を必ずやり遂げ得るといふ精神で生活して行かなければならないのである。何人も水を飮むなのを—酒を飮まないで—第一の重すべき德だとは思はない。これは水を飮むといふことが善い事だとしても、之を實行することか餘りに容易であるに過ぎない。得かたいものを得ようと努力する人の性か凡ての進步の根源となるのである。若し統計的に定められた普通（なみ）の行爲が我等の行爲の理想であつたならば、進步といふものは全くないのである。人間といふものは常に自分より別なもの——より良き自己——とならうと求めなければならないといふことは、機械的な考へ方から看たら、數學でいふ不盡根數であるかもしれないが、吾人の信するモーラル・センス（德性）から言へば決して不盡根數ではないのである。恰も機械觀が自由撰擇の存する世界に於ては茫然自失して爲す所を知らないのと同じである。吾人の德性は宇宙機械觀の中に在つてはアト・ホーム（氣樂）には感じないのである。

犯罪人の科學的研究に更らに近代心理學によつて得られた結果を加へて考へて見たいと思ふ。此等の結果

の主なものは、疑ひもなく、所謂犯罪者に於ける精神缺陷の發見である。この問題に關する著書は無數で、自分も甞つてさゝやかな研究を公にしたことがある。で、自然の情で、茲に最も主な研究の結果の一つを讀者の前に開陳したいと思ふ。それは次に掲くる表で、犯罪と精神缺陷との關係を示すものである。(一)

(一) Anderson, V. V., "Bulletin on Mental Disease and Delinquency."

第一表 犯人の精神缺陷		
刑務所	ケース(件數)	缺陷者の%
シン・シン	608	21・8
オーバーン	459	35・
マサチユセッツ州立(男)	300	32
ヤオリエット	49	28・5
サンカンタン	150	27・5

表の數字は全く精確とせらるゝものである。どういふ故かは分明らないが、數といふと人間といふものはきつと精確だと思ふものである。しかし、にも拘らず、この數字には缺點があるのである。といふのは、大抵の場合、馬鹿な犯人が捕るのであるから、犯人と精神缺陷との眞の關係は此數字からはよくは分明らないのである。よし、たとへ此等の數字を無批判で受取るにしてさへが、尙ほ受刑者の約六十三パーセントは正常なむしろ優秀な智能を有つてゐることを示してゐるのである。しかし、もつと惡い事には、この著書を知つてゐるものは同時に、明かに同じ愼重さでなされたもので、此の表の結果を裏切つてゐる他の研究の存することを知つてゐるのである。余は今、その一例として、マーチソン氏が前記の五刑務所について行つた智能考査と大戰に際し兵士の撰拔に行はれたそれ(Army Alpha Iurtelligence Test)とを比較した研究を茲に擧げて

見る。

第二表 犯人の智能				
スコーア(得點)	ケース	犯人の%	軍人の%	
E	298	7・5	7・5	
D	271	6・9	8・8	
C−	706	17・8	21・4	
C	1,118	28・5	28・7	
C+	898	22・8	18・8	
B	444	11・4	9・7	
A	207	5・3	5・1	

左端のアルハベットの列はこのテストの字點で、Eが一番惡いのである。右へ第三、第四列は種々の得點を得た受刑者と募兵のパーセンテーヂ(百分率)である。

第一表とは反對に、第二表は犯人がノーマルな智能を有つてゐるようで、却て大戰に於けるアメリカの軍隊の募兵よりもむしろ良好でさへあるのである。實にリーブンウオース刑務所(米國カンサス州の陸軍刑務所)の受刑者の智能は羨むべきものがあるとさへ云はれてゐるのである。マーチソン氏は、或る刑務所では、受刑者にも看守にもテストを施してゐるのであるが、看守の平均の智能率は遙かに受刑者に劣つてゐたのである。プリズンの外壁が堅牢で、少くもガードが門の錠を下してをくだけの賢しこさがあつたのは何よりの幸ひといふべきである!

この矛盾した材料は何を示してゐるのであらうか。それは、心理學者等がノーマルな智能を構成してゐるものに關して意見を異にしてゐるといふことを示してゐるのである。然し、心理學者達がインテリゼンス

(智能)の何たるかに關して未だ嘗つて見る所を一にしたため、しのなかつた點から考へれば、かゝる結果も驚くには足らないのである。然しながら、凡ての犯人の二十七パーセントが智能の足りないものであつたとしても、彼等の場合に於て直ちに刑罰が無用だといふ議論が成り立つだらうか。それ處か、全く反對に、彼等が理窟(リーゾニング)で說き明かしても益がないからこそ、苦痛で訓しへるより外に道がないといふことになるのではあるまいか。若しダローの信者連が、精神缺陷者の處罰は、その無用なるが故にこれを非とゆふにあらずして、その不條理なるの故に非とせらるべきであるのだ、と答ふるならば、彼等は實にデイレンマのもう一つの角にひつかゝつたことになるのである。卽ち、若しダローが正直に機械觀を普遍的なものと信じてゐるならば、然らば世界の何處にも正しいといふような觀念を容れる餘地はない筈である。ヂャスティース(正しいといふこと)は存在すべき(ought to be)或るものを意味してゐるのであつて、單に存在してゐる(is)宿命說的な宇宙に於ては全く無意味なものとなるからである。

苦しい經驗から益を受けるには賢こくなければならないといふのは、必ずしも眞實ではない。ロシヤの生理學者パブロフは、凡ての有機體は心理學でいふ「條件附」反射(“Conditioned” reflex)と呼ばるゝ神經々統中に存する簡單な機械的作用で苦しい反射運動を棄てるようになるものであることを證據立てたのであるる。最も下等な動物でも、只だ有害な行爲の後苦痛か直ちに之に伴ふのであつたならば、必ずや學ぶ所があるものである。イングランドに於ける刑事政策の比較的に成功した所以のものは恐らく玆に存するのであらう。イングランドに於ては刑罰は迅速に的確に犯罪に伴つて行くのである。

余は尙ほ犯罪に於ける精神病的要素の演する役割を考慮に入れてゐなかつたが、偏執狂の患者が悉く機會(ポーテンシアル)的犯罪人(クリミナル)であることは毫も疑ひを存せざる所である。然し、精神缺陷の場合の如く、この病氣の定義、その度合、犯罪人に於ける疾患の有無等は、今尙ほ緩昧な當て推量に過ぎないのである。フロイド(オーストリヤの有名な精神解剖學(サイコアナリシス)の創始者)のいふコムプレッキス(性に基く變態心理)の說に關しては、その各犯人に存するや否についてはは、精神病醫の間にも意見の岐るゝ所であるから、一般の公衆はその存在を否定

しても一向差支ないのである。

然し、體か弱いもの、智能率が低いもの又は偏執狂性のものには、更らに眞のコムプレッキスの發見された場合でさへも、刑罰は手加減して施されたいものであるし、といふことにはならないのである。斷じてそうではないのである。これは決して、一切を知る時は一切を恕すべてゐるのが獨特だといふばかりで、「サイエンス」(自然科學)だといふ妄想に拘はれてゐる箇の形而上學的のクリミノロヂーと戰つてゐるのである。余はそれが果してサイエンスであるか將た又た形而上學であるかを問はんとするものである。

(四) 宿命說の科學上の分限

The Scientific Status of Determinism

今日の科學者はベーコン(有名なる英國の哲學者——1561—1626)やガリレオ(伊太利の天文學者——(1564—1642)やギルバート(英國エリザベス朝の著名なる科學者——1544—1603)などより普遍的な機械觀を證據立てることに於いて遙かに望の欠しい人々であるのである。眞の物理學者は機械的な宇宙の解剖か自分にとつて最も適した方法であることを假定する必要も感じないのである。眞のサイエンテイスト(科學者)は宿命論か普遍的度は取らないのである。研究の案內(ガイド)役として使用されるものだといふ態の終局の結果として採用せられたメキヤニズムとの間には大へんな差異のあるものである。實在の一部分が定命(ダーマイン)されてゐるの故を以て、その總てもまた然うであると假定するのは、證據以外に立ち入つた話で、明かに科學的方法(サイエンティフヒック メソッド)に違犯するものである。この誤謬の結果は、機械的な解釋が時に成功することがあるために、終に宇宙に關して他の理解の方法はないと考へるに至ることである。しかし、機械的な宇宙の解剖の外

に、亦た發生的（ジネティック）な解剖が存してゐるのであつて、これは斷して機械的なアナリシス（解剖）に分解することはできないのである。何んとなれば、マシーン（機械）其自身といへどもその今日に至る歴史（ヒストリー）を有つてゐるのであつて、機械に關する科學の中に體現されてゐる現在その機械の働き以外に存してゐるのである。然し、余は今茲く歴史といふもの、全體を考へようとするのではない。たゞ内省を經て出てくるその私一己の歴史の一形式を考へようとするのである。

内省によつて、我々は撰擇（チオイス）（Choice）と努力（エッホート）（effort）との二つの經驗のあることを知つてゐるのである。この二つのものが現在存在するが如きものとしたら、彼の普遍的宿命説にとつてはそれだけ尚ほ益々不利な立場となるのであるが、しかし、撰擇の問題はこの短い論文で取扱ふことのできない面倒な手數があるから、今は只だ常に撰擇なるものに依存してゐる努力の問題のみを取扱ふことにする。それでも宿命説を破るには十分なのである。

努力の經驗の徹たる一箇の事實であることは何人も親しく知る所である。これは、物體の通有性の一つなるイナーシア（惰性）の物理的原則と全く相反した一つの原則を示してゐるのである。このイナーシアの原則に關して吾人は二つの見解を有つことができるのである。（一）はこの原則が只だ物質界にのみ通用するといふことで、（二）はそれが普遍的であるといふことである、第一の見解は自然科學者自身の持する見解のテイビカルなもので、余には固より異論はない。只だ面倒の起るのは、早計な理論家や物質主義者や、空論家が、この原則を普遍化（ユニバーサライズ）しようとする場合である。機械觀の普遍化を樹立するために、今まで種々の工夫か試みられたのである。其一は努力を一箇のイユウジョン（幻覺）に過ぎないとするものである。これは今日の心理學の流行で廣く信ぜられてゐるもので、運動神經の感覺の一つの形だとする慣用の術策なのである。この事は決して實驗的に證據立てられたものではないのである。筋の運動—運動神經は主として玆處で動くのであるが—は、努力が實驗される場所の一たるに過ぎないので、努力といふものは記憶にも注意にも、はた又思索にも之を見出すのである。しかし、恐らく、注意や思索に於ける努力の成分は之に伴ふ運動神經

の緊張によつて定まるものかもしれないし。また吾人は實驗によつて、筋肉の緊張は凡ての心的過程に伴ふテイビカルなものであることを知るのである。是れかたために、思索は「聲の無い」（"subvocal"）談話の一つの形であるといふワトソン氏の驚くべき說も出て來るのである。只だワトソン氏は、思索が結局談話でないといふことを自分で許してゐるのを忘れてゐるのである。我々は表白（エクスプレッション）（expression）の筋肉の抑制で、決して完全に成功はしないが、思索をつゞけて行くの努力であつて、恐らく、凡ての努力といふものは根本に於て抑制作用なりといふべきものである。已に出來上つてゐる、即習ひ性となつた感情が新しいシチュエーション（境遇）にぶつかつて之に適應しないと見ると、いつでも我々は直ちに抑制をやるのである。かくして、努力といふものは常に轉成適應の分内（sphere or becoming）で動いてゐるもので、反射作用とか習慣とかいふ機構の形成せられ又は破壞さるゝ場合を除いては、我々は我々の天性の機械的の部分では決して努力といふことは經驗しないのである。而して、レスポンシビリテイー（責任能力）の問題の關する所のものは、實に箇の轉成の域（Coming into being）に存してゐるのである。是に於てか、被告が犯罪を行つたかどうかといふことを決するのは、陪審官（デューリー）の正當な職能ではないのである。機敏な探偵の方がその事にかけては最良の判事なのである。被告が有罪なりと假定して、陪審官の爲すべき所は、被告が犯罪に對して責任があるかどうか、且つ若しありとすれば、如何なる程度までその責任を負ふべきか、といふことを決定するに在るのである。而して、之を爲すに當つては、その犯行の時に於て犯人が已に慣性を有つてゐたるの故を以て、陪審官は犯人を怨すべきではないので、むしろ犯行以前に良習慣を養はなかつたといふことの責任を負はしむべきものであるのだ。

よしたとへ前記の努力と運動神經とがアイデンティカル（同じもの）であるとしても、努力に新しい名稱を付することがその性質を變することになるとは、どうしても想像できないのである。努力は終に猶ほ道義と努力との場合に於て嘗つて有りし所のものたるを失はないのであつて、實に吾人の當に爲すべき所のもの（what we ought to be）に支拂はれた代價なのである。

機械觀を普遍化せんとする他の工夫は、水の中の曲かつた杖が幻覺であるといふ意味で、努力の實在を幻覺なりとすることである。然しながら、之も受取れないのである。何となれば、眞の幻覺といふのは、之を正す標準となるべきものを我々が有つてゐるから、或る物を幻覺だといふのである。即ち杖の場合では之を正すべきまつ直なものを有つてゐるから、水中の杖を曲がれりといふのである。然しながら、努力の場合では、訂正する標準を我々は持合せてゐないといふのが、その特色なのである。努力の經驗は二つの例外を除いては何人も之を經驗してゐるのである。變態心理で、我々は時としてホワイト其他の學者の「デパーソナリゼーション」("depersonalization"——「性格破產」)と呼んでゐる稀ではあるが不思議な症候にぶつかるのである。この病氣にかゝつた人は、自分は全くだめであるる、何をしても運命だといふ感じにつきまとはれる、自分はたゞ心の中に生起するものを傍觀してゐるに過ぎない、と頭から宣言してしまうのである。自身の經驗としての現實の努力の存在を否定する他の一群のものは、宿命說を說く哲學者自身である。「彼等の悉くは少くも一事について、卽ち宿命說についてのみ自ら自由なりと思ひ責任を感してゐるのである」と曰つたボアンカレー（現代フランスの有名な哲學者）のように、余は彼等を嘲笑してばかりはゐられないのである。前者は變態心理のケース（症例）で、後者は何人も有つてゐる主觀的の自由覺識に對するねじくれた例外である。而して、この自由の覺識の普遍であるといふ證據は、心理過程に關する親しい內心の智識（かういふ智識は我々は有つてゐないが）がその幻覺に過きないことを示すまでは、決して安當性を失はないのである。

更らに他の自由意志說（Theorg of Free-will）を攻擊するものは、自由意志の學說に從へば、身體と精神との間に埋窟に合はない連坐の關係が生じて來るといふのである。クリツホードは此派の典型的なもので、「ビーノステーキといふ概念が我々の足を最も近い食堂へ向けさせることができるといふのは、軀のない一個の概念が神經に化學的の運動を起こさせるといふもので、我等はどうしてそんな事が考へられよう。それは、恰も機關士と列車の後尾のプラットホームにゐる人との間の愛情で列車の車輛が連結せられてゐると想

像するようなものである。」と彼は曰ふのである。之に對する答へは、かゝる拘束が存在するといふ事實は、如何にしてそれが起るものであるかといふことについての我々の理解によつて條件附けらるゝものではない、といふことで、列車中の乘客がエンヂンの働きを了解してゐないと一般である。近世哲學の鼻祖といはれるフランスのデカルト（1596—1650）の如きは力學の公理を否定することをしないでも自由が事實であり得るといふ立派な說明を與へてゐるのである。クリツホードの自由に對する嘲りの如きは、二物が相作用するのは互に類を同じうするものでなければならない、物質に作用するには物質を要するといふ詮議の足らない觀念を早計にも受け入れるがために起つた事である。然しながら、物質が物質を動かす場合、例へば衝突中の二つの物體の行動は、努力とは全く相反した惰性（イナーシャ）で十分說明し盡されるが故に、我々は努力の經驗が起るのを見出さうと期待してはゐなかつた、といふ肝心な點を見落してゐるのである。惰性の法則は、靜止せると運動中なるとを問はず凡ての物體にあてはまるのである。といふのは、物體の惰性の關する限り、物體にとつては靜止と運動との間には何の差異もないといふのである。靜止と努力せられた活動との間に存するその生々した差異は、物質と物質との交互作用からではなく、物質と精神との交互作用から生ぜなければならないものである。余は或る不思議なゴスト（化物）が我々の體軀の中に住んでゐて體軀と交互作用をしてゐるといふ考へを辯護するつもりでは毛頭ないのである。然しながら、精神（マインド）と體軀（ボディー）が何であつたにせよ、とにかく精神と體軀といふ二つのものゝあるといふことは、二者の間に機械的な交互作用ではなく、隨意的な行爲（voluntary conduct）の存することによつて證據立てらるゝのである、と余は信じてゐるのである。

（五）結　論

ちよつと考へると、犯人を處罰するかしないかといふ問題は、自由意志と機械觀とかいふ古いすりきれた問題を必然伴ふようには見へないのである。ダローは宿命說の名に於て刑罰といふものを拒否してゐるのであ

る。しかし・ド、フリュウリーは宿命説は採りながら、行狀改善のために刑罰を認めてゐるのである。(De Fleury, M, "The Criminal mind," London, 1901.) 更らに、カント(獨逸の大哲學者)に至つては、犯罪人は處罰せらるべき權利を有つてゐるとさへ論じてゐるである。ダローとド、フリュウリーの等しく陷つてゐる誤謬は、第一に、彼等が宿命説(デターミニズム)を普遍化してしまつて、却て後平氣でそれについて爲さるべき所のものを我々に語らんとすることである。凡ての人間の責任感を頭から否定しながら、而してダローは責任を犯人からして犯人ならざる人間の方へ移さうとするのである——彼は實に罪を犯さなかつたものを罰するのである——然しながら、余とても、箇人自身の力で如何ともなしがたき避くべからざる犯行の原因の存する場合には、その如何ともなしがたきといふ程度までは怨してやらなければならないことを認めて、人間についての宿命的な見解を今まで繰返し〳〵正當なものとしたのである。とはいひながら、余の聞く所によれば、矛盾のない心理的科學は相反した二つの公理の上に築かれることはできないのである。——余は公理として、活力説(vitalism)と宿命説とを同時に受け入れるわけには行かないのである。是に於て、余はこのデターミニズム(宿命説)をサイエンス(科學)の機能を誤解した想念として全然排斥するのである。

凡ての思索(thinking)というものは、科學的法式によるものをも含めて、必ず二つの必須條件の下に在るもので、其一は論理的に他に先つものである。(一)我々の智識は相互に矛盾しない一連の原理の上に築かれるべきものなること。(二)我々の取扱ふ事實にぴつたり合はなければならぬこと。この二つで、後に擧げたものは當然前者に比して根本的なものである。然しながら、首尾一貫を求めて矛盾を嫌ふのは教室に住んでゐるもの〳〵心につきまとふ罪業で、どんな事をしても、たとへ事實に反してまでもコンシステンシー(首尾一致)を得たがるのである。然し、これは、我々の心理がシンプル(單一)なものを求めたがるようにできてゐるから、單一な矛盾しないものを求めるので、決して自然其者が單一に出來上つてゐるためではないといふことを忘れてゐるのである。で、かくして、ラッセル(英國現時の有名なる哲學者バートランド・ラッセル)がいふたように、我々は必然的なものを一箇の善としてしまうので、我々の微弱な智能が僅かに單

純な法則を見出し得るがために、自然を單一なものと想像してしまふのである。余は何とあつても余の思想に關する第二の原則即ち事實に忠實であることを第一位に置かんとするものである。我々は論理を貫いて行くためにシムプリフワイ(單純化)して行くのはいゝが、またさうしなければならないが、それは、自分の手に任かせて勝手に單純化してはならないので、さうすることを辭さないといふ限りでやらなければならないのである。で、若し我々人間の天性が三元的なものであるならば、現在進化の結果としてそれを承認しなければならないぢやないか。然るに、現在彼等は人間と自然とを單純化するために、一切の差異は無視して顧みないのである。これは科學的分類法には周知の事實である。例へば、今讀者を人間(man)といふ當然入れべきクラス(類)に入れようとすれば、余は諸君の一身上の履歴とか個性とかいふものを全く棄て、無視してしまはなければならないし、また、若し諸君を橫く動物(animal)といふクラスに分類しようとすれば、脊椎骨を有つてゐるのは脊椎動物(vertebrate)だけであるから、諸君の脊椎骨も其まゝにしてをくわけにいかなくなるのである。で、我々が事實に忠なるがためには、時々クラス・ルーム(教室)の障壁を見棄てなければならなくなるので、そしてそれから定義のために犧牲に供したあらゆる特殊的なものを凡ての事實に返還してやらなければならないのである。

で、人の天性がいろ〳〵な主義原則の相剋し相戰つてゐる一つのシーン(芝居の一と場)としたら、自分はさう信じるのであるが、そうしたら、我々が活力説とか機械觀とかの何れか一方で事實の凡てをひつくるめて論じ去らうとするのは愚な話で到底徒勞であるに喰ひ合はさつてもゐるしせめぎ合つてもゐる二つの相反した生の原則(principles of being)のホーカス(焦點)なのである。我々は同時に肉であり亦た靈であるのである。意志と習慣、欲望と理性、眞理と謀謬、善と惡、美と醜、此等の二つの相反したもの〳〵對立に於て、我々は我等の天性に深く根さした無限の戰ひを見るのである。しかも、恐らくこの戰ひは一切の實在の全般を通じて到處に行はれてゐるのかもしれない。これだけの事實はどうしても認めなければならないのである。で、事實を事實として承認するがためには、

余はどうしても余の心理學に於て機械觀と活力説と二つの範疇（カテゴリー）を驅使しなければならなくなるのである。若し之を非科學的（アンサイテンティフヒック）といふものあらば、たゞサイエンスにとつて御氣の毒だといふ外はないのである。

是に於てか、一人の犯人が如何に精神に缺陷があらうが、榮養が不足してゐようが、變態的であらうが、毫もかまわない。如何にその行爲は微小なりとも、斷じて怨すべからざる一つの要素は常に存してゐるのである。各箇の犯行については、その酌量すべき事情は悉く之を許容しなければならないが、しかし、此等の事情の總計は斷じて人間の天性をなすものゝ總計と等しくはあり得ないのである。何となれば、犯行の要素は別に存して量定し得るものは單に機械的なもので、決して生きたものではないのである。人間といふ要素は別に存してゐるのである。犯罪の審理に際しての問題は、犯罪を促した要素が餘りに强烈であつたか、はた又た、犯人の意志が責むべきものであつたかの疑問を決することである。犯罪が行はれたが故にたゞ意志の弱いものとして他を問はないのは、全くさばきの意義を逸してしまうことになるのである。科學的なさばきの道が犯行の際現に存してゐた内外の要素を數へ上げるに過ぎないものならば、酒が咽喉を通つてしまつたのだから醉つたといつて責めるのは馬鹿氣てゐる、といふ醉漢の申分けにも、我々は立派に承諾を與へ得るのである。

さばきの問題を決定するには、コンモン・センス（常識）は已に久しく自らその方法を見出してゐたのである。といふのは、我々は普通の人間（average humanity）を代表させるために籤で十二人の人間を選んでゐるのである（陪審制）。これは色々な偏見のために不公平なヂャッヂ（裁く人）となる處のあるものを除外するためである。此等の人達がコート・ルーム（法廷）に集つて裁判の手續を行ふのである。バーネス（Barnes, H. E., 'Trial by tury", American mercury, 1924, vol. IX, pp. 403-410）はこの陪審制を「無色」（"colorless"）だといつてゐるが、それは彼が、その眞の色に盲いてゐるからである。

何人も陪審官たるものは、「若し自分が被告の位置にあつたなら、どうにかもつと善い方法はとれなかつたらうか」といふ法式に從つて犯人を裁判すべきものである。「普通の人間の意志で不可能なものを何人の

意志からも期待すべきでない。」恐らく是れが裁判の原則であらうと思ふ。普通の人間の意志でどういふ事が可能であるかは陪審官各自直接に内省して得た材料から決定するのである。固より、或る魔術で陪審官の各々を罪の行はれた境遇事情の下に置いて、彼等の爲す所を看ることができたら、是に勝ることはあるまいし、陪審官の判斷は固より美食ではないのであるから、受刑者が陪審官のために言ふに言へない不正非道を蒙らされたこともあつたことは疑ひもない。然しながら、時々の學說の風の吹き廻はしに從つて刑罰を劃り當てる理論家を以て素人の陪審官に代へるのは果して一層賢なりと云へるであらうか。今や、ダローイズム（ダローの說く所）は凡ての者を恕せんとするのである。然し、犯人は處罰せらるべき權利を有つてゐる、と曰つたカントの方が正しいのではあるまいか。

（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, August, 1928

一月號の正誤

誤	正
五二頁 Cmmends	Commends
同 Lesposibility	Responsibility

刑務所長 附典獄補論 (二)

有馬四郎助

刑務所長として如何なる性格を必要とするか。之れは一概に論ずることは出來まい、何故なれば、職務其のものゝ内容の複雑と且つ精神的作用に因る微妙の力に俟つものあるからである。例へて言へば、其の職務の目的を遂げるに其の行き途が一本筋ほかないにしても、之れを歩いて行く人間には自ら體力の差もあり、智慧の深淺もあり、手足の働きも一樣には行かぬ、且つ其の行き途の身仕度にしても、厚着もあれば薄着もあり、色彩や縞柄迄も差別がある。斯くて多少の遲速や巧拙あつても早晩行く可き所には行き得るのである。之れと同樣に行刑の行き方も單調一律のものでなく、刑務達成上如何なる性格を通じても猶刑務の目的は達成し得られないことはないが、去り乍ら只正義人道を重んずるの心と、盡忠報國の奉公心に充たされて行動する所の、熱誠なる性格を要する一點丈けは、之れは是非とも刑務所長たるに於て必要缺く可らさる所のものである。蓋し此の性格は何人にも缺く可らさること、素より論なき所であれど、單り刑務所長に於ては此の性格に於て特に濃厚ならされば、他に何ものゝ具はることがあつても斷じて刑務の目的は達成し得られない。

兎もあれ、刑務所長は所謂精神家たる可きに於ては大體より論じて間違ひのない所である。精神家とは身を忘れて義に勇み忠に勵む所の性行を特徴とするのであつて、一面から見ると利害得失を辨へさる木強漢と嘲らるゝことも無いでない、即ち世の才子流は與せないものであらうが、而し其の與せさる所に刑務所長としての値打ちが存する。この精神こそは彼等犯罪者の頑迷なる性癖を挫き、之れを善導するに涙と血を以てする所の仁俠の働きを爲し得るのであつて、茲に始めて感化の實の擧り得るは勿論である。故に精神家としての働きは行刑上最も相應しきものであることを認めさるを得ぬ。

× × ×

刑務所長は刑の執行上の責任者であるから、卽ち實務家であることは言ふ迄もない。實務家としては法の命ずる所、道理の示す所に據つて專心一意、脇目を觸らずして只執行事務の徹底を期さねばならぬ。刑務の實務と言へば言葉は簡單であるが、其の内容に於ては複雜多岐煩雜極まるものであつて、社會生活の全部が縮圖されたる其の中に生ずる、萬般の仕事の始末を現實につけてやらねばならぬ、一收容者の世話をしてやるにしても、衣食住の總ての事を心配してやらねばならぬ。斯る實際問題を適當に世話するのであるから、其の多忙と骨の折れ加減と言ふものは到底筆舌の竭す所でない、猶更に之れより生ずる所の刑務行政に至つては、矢張り小なりと雖一國政治の機關の如く、一つも洩らす所なく施行されねばならぬ。其處には宗教、衞生、教育、警察、裁判、工業、財政等の機關を具へてからねばならず、前に總理大臣の職務に比較したる點に鑑みても、此の邊の實況を指したもので決して失當の言といへまい。斯樣の次第であるから、是等實務の爲めに要する精力と活動とは、殆んど無限大と言つてよいのであるまいか、尤も遣りようによつてはよい加減にお茶を濁して、やつて退けられないでもなからうけれども、夫れは論外として、茲には其の本質論をなすとせば、夫れは並大抵のものでなくして到底局外者の想像し得ざるものがあるのである。故に全心全力を傾注すべしといはれるのも決して無理のないことである、否全心全力を傾注しても猶足らざる程のものであるといつて可い。

然るに斯る多難多勞の職務に、馬車馬の如くに熱中するの必要あるに拘らず、夫れと同時に他面に於ては眼を世界の全面に注ぎ、其の事情に通じ、併せて社會の輿論思潮果ては時弊惡風等にも氣を配り、殊に學說や主張を通じて一通りの見識を有し、且つ社交をも絶つことなくして、あらゆる階級の人物に接觸するの必要がある、之れは隨分無理な注文であるが、矢張り是非とも爲さねばならぬ役目である、普通に考へれば難きを以て人を責めるやにも當る、されど今日の如く行刑事務が發達したる時代、卽ち民衆化したる時代に於ては否でも應でも之れを爲さない譯には行かぬので、言はゞ行刑を活すか死なすかの岐け目に置かれたる重要事務である。茲に於て刑務所長の職務は益々困難を加へ、之れが爲めに或は瞹職の危險を招來することもないではない、といふのは、外交に當れば事務が疎かになり、事務に專らなれば外交が投げ遣りになり、兩々相俟つて全からしむることは、甚だ容

易でなく何れにか偏して良結果を見る能はず、所謂蟲蜂採らずの不結果を來すこと有り勝ちのことであるまいか、此の點は頗る痛心の事といふ可く、實務家たる所長の最も注意と戒心を要する所たらずんばあらずである。

× ×

社交と事務兩々相俟からしめる事の困難なるは、既に述ぶる通りである。更に之れと同じく今一つの困難なる點は、實務家であると同時に研究家であらねばならぬと言ふにある。研究家とは廣く內外の書物を讀み、學理を究め、己れの智識を廣めると共に眞理を闡明し、原理を証明するを任務とするものであつて、而して之れは刑務官、殊に所長として當然爲す可きものとされてある。現に歐米の例に見ても、斯の道の學界に其の權威者として待遇せらるゝものが尠くないと謂はれてゐる。且つ刑事に關する理論に於ては、刑務官の研究によるものを以て最も根據あるものとして、之れに從はねばならぬと言ふ勢にすら傾いて居ると言ふに至つては、愈〻以て我國に於ける刑務所長たるもの、茲に大いに務む可き筈である。さは去り乍ら、外國のことはいざ知らず我國の刑務所長に於ては、勤務の事情が之れを爲さしむ可く餘りに事務多量である、之れも爲す可き當面の事務を可い加減にして、其の勢力を專ら研究にのみ充てれば不可能ではないけれども、夫れは別として苟も責任を感ずる以上、到底爲し得べからざる事であつて、茲にも甚だ無理を感ぜざるはない、蓋し之れは我國の狀態に於て刑務所長の大なる惱みであらねばならぬ。尤も時代が進み行刑の總ての機關が整備し、法制々度に於ても亦完成し、從つて守成の域に達し得た場合に於ては、必ずしも今日と同樣に論ずる事は出來ない、而し如何せん未だ我國の狀態は斯る域に達すること、前途遼遠であつて、今や新興國として隆々たる勢を以て、總ての文物並に社會狀態が發展進歩しつゝある其の中に、我が刑務事業に於ても同じく其の道途にあるのであつて、卽ち理想の域に達せんとして其の過度の際にあるものと言つてよいのである。故に行刑實務の多事多忙なること必然の勢と言ふ可く、劃底先進の諸外國と同視し能はぬ事も明かである。

さればと言つて、現今の儘依然として研究を放擲し單に馬車馬的に執行務にのみ熱中して餘力を剩さぬでよからうか。是又到底可なる所以のものでなくして、困難な中に於て猶可能な道を見出さねばならぬのが、今後の刑務所長の任務の上に課せられたる重荷と言はねばならぬ。隨分辛い譯ではあるが、而し又一方から考へれば易

々たる中に竭すことよりも、困難なる其の中に一任務を敢行したる愉快は、又格段であつて壯烈にして且つ光榮は他に恐らく類のないものであらう。志茲に在れば自ら方法ありとも言ふ。要は所長其の人の覺悟如何によつて、普通の場合を超越したる或るものが可能力を與へるのも亦事實であるから、今後の所長としては茲に覺悟を決め、以て宜しく此の要求に應ず可く常に其の心備へが必要であらう。

× ×

實務家としても二つの方面があつて、一は手足を以て働くのと、他は頭腦を以て働くのとである。此の二方面は共に實務家の間に必要にして常に併立しなければならぬ。若し兩者一を缺く時に於ては、實務家としての實績を擧ぐることが出來ぬ、而して所長の働きとしては無論頭腦の働きを以て任じなければならぬ、其の他の刑務官は皆屬僚として所長の手足たる可きものであるから、卽ち其の任務は頭腦の働きよりも手足の働きをなす部分に當る。之れは大體より論ずるものであつて、之を細別する時は又幾多の働きの方面が錯綜して截然と分界し難きものがある。故に是等細目に亙ることは暫らく措き、茲には大體論を爲すを便利とし且つ至當なりと考へるのである。頭腦の働きと言へば只手を拱いて安座して可なるものゝように思はるゝけれども、中々外形上で想像するが如く氣樂なものではなくして、苦勞の點より言へば寧ろ手足の苦勞よりも遙かに上にあると言つて可からう。勿論濟まそうと思へば何事も投げ遣りにして、新聞讀むことゝ煙草をふかすことで、以つて頭腦の働きを濟ませたと云へよう、が若し左樣なことがあり得るとせば、直ちに綱紀は弛み規律は紊れ、支離滅裂殆んど一體を爲さゞる妄狀を呈し、假令外面上は刑務所としての形骸を殘しては居ても、其の精神は既に死せるものとなつて、恰も住職のゐない古寺の有樣を呈し、其處には行刑場としての尊嚴もなければ又生命もないことにならざるを得ない、之れは當然の歸結である、斯る恐しき不始末を見るに至ることを知る以上、如何に放任主義の人物であつても、所長たる頭腦の働きを爲さない所の投げ遣り主義は、到底事實爲し得ないことであるまいか、要するに所長としては人知れず苦心苦勞するのが事實である、斯くてこそ一家の家長としての所長が家長たるの任務を、刑務所と言ふ大きな家庭の上に果たし得るのであるまいか、茲に於て所長を一旅店の主人に擬して評したのも眞に尤ともなこゝ謂はねばならぬ。或人の評言に

刑務官殊に所長は大抵は多少の神經衰弱に罹つてゐないものがない、其の爲めに自から活氣旺溢なる能はず兎角に引き込み思案となり、進取の氣象を缺かれ社會に遠ざかり社交を避け、遂に一種の日蔭者、俗に言ふ所の陰屈者となつて終ふので、自然世に退け者とせらるゝのも無理がないと。之れは餘りに失禮なる評言ではあるが冷靜に考へれば、其の中にも多少の道理あることを如何ともすることが出來ない、兎も角も頭の働きを爲す苦勞多き所長の位置にとつては、神經衰弱は決して有り得ないことではない、必ず多少に拘らず之れに侵されるもの殆んど皆然りではあるまいか、尠くも間歇的に押し均らして侵されぬ者はないであらう。而して其の結果が或人をして評せしむるが如く、如何にも消極的な人物に退化せしむる傾きなしとも言へない、故に此の點については當路監督者も、多少氣付く所であり考へてもくれるであらうけれども、其等に頓着なく自ら茲に注意して、己れ自身の力によつて此の恐る可き傾向より自ら注意して防ぐ所がなければならぬ。

× × ×

行刑の統務者として活氣を失ふことより大いなる弊害はない。殊に頭胸の働き即ち總ての事務に活を入れねばならない所長が如きことあらば、夫れは由々敷き大事である。活氣旺溢なる一事は、刑務所長に於て最も必要なる要素の一つである、此の要素を缺くのは所長の生命を失ふと同一である、所長の生命を失ふことによつて刑務官全體が活氣を失ひ、其の爲す所の事務が總て死んで終ふことになるのであるから、之れを由々敷き大事と言はずして何と謂はふか、之れは無形的のことであるけれども、有形的の事務以上に非常に大切なことである、刑務を論ずるにしても此の精神的の方面を閑却するが如きは頗る時代遲れのものに屬し、共に談ずる事の出來ないものである。要するに刑務所長としては此の大切なる要素、即ち活氣に充たされて鬱勃たるものがなければ、何事も其の徹底を期し難きことになるであらう。

卑見によれば是等の害を防ぐためには、先づ事務の煩瑣より來る所の精神過勞を防ぎ、若しくは之れを輕減する方法を講ずることを怠つてはならぬ、之れは多く人の些事として餘り顧へりみない所のようであれど、然し些事必ずしも大功なきに非ずで、寧ろ些事の如く見えて然うでないものが即ち是れである。卒直に言へば、所長としては其の頭の働きを最も機敏に活氣あらしむるために、煩

瑣なる事務の累ひより避け得らるゝ丈け避けて、頭腦に餘裕あらしめねばならぬ、茲に於て繁文褥禮や其他の形式的なる取扱を改めて、極めて平易簡單なる手續に直し以て一面に能率を高め、よりよく總ての事務を進める事に注意し、工夫を凝らし、情實を絶ち、之を斷行し、斯くして多事多端の裡に餘裕を作り出すことである。永い間傳統的に積成せられたる幾多の情實を革め、之れを斷行することによつて幾許の餘裕を作り出し得可きか、之れは恰も經濟學の敎へる所の如く、進んで餘裕を作ることよりも、退いて餘裕を絞り出す方が可能にして且つ有效である。即ち夫れにしては大局の統卒の上から見渡して、各部の事務の聯系をとり、而して各部の事務を八重しめざるよう、其統一を圖る一事丈けでも、其處に大なる手數を省き餘裕を生ずるに到ること明かである、夫の部下各掛りの各々勝手なる執務振りに放任せずして、首尾五ひに相應ずる如く共同主義を採り、苟も二重三重に亙るやうの無駄の手數を全廢するが如き、果敢なる改革を常に斷行する工夫あらば、必ず幾多の餘裕を生み出す可きは必然である、此の場合に於て所長としては先づ頭腦聰明なる事を前提とする、聰明は明智達識とも云ふのであつて、此のものなければ、物の大局を觀ることが出來ず、目前の小利害に眩惑されて全體の終局を看ること能はぬ。淺見短識何等の經倫も立て能はぬ、故に茲に深く鑑みる所あつて何處々々迄も思ひを廣く深く高くして、修養を積み、思慮を練り以て其の明智達識を得する所なければならぬ。或は之れを高遠なる理想の働きとも言ふ。若し夫れ其の理想が低く、又は乏しいならば明智達識も有し得ないことになり、其の頭腦は凡庸空疎、何等の劃策も立たぬ、部下指導についての主義方針もなく、總ての事只だ放任に委すよりほかに致し方もない譯になる。（未完）

常識講座

大和民族の植民的能力

新時代昭和日本の國民性を觀る

貴族院議員　稻田昌植

一

世界の歴史を繙くと、植民と云ふ現象は太古から存在してゐた。バイブルを讀んでも、モーゼがガリラヤを渡つたことは、矢張り此の植民的現象であると云ふことが出來る。エヂプト・ギリシヤ・ローマ時代の所謂植民的現象は、先づ此の古代に屬するものであつてその舞臺も最初は地中海沿岸に限られてゐたかの觀がある。

古代からの此の植民現象は、その後斷續して、近世の初めに到つて更に一段の勢を以て進展した。近世の植民的歴史はスペイン、ポルトガルの時代を以て始まり、次いではオランダ・フランス、イギリス、更に進んでドイツ、アメリカ、ロシヤの諸國がこれを行ひ、民族的にはラテン民族の活動となり、更にチユートン、アングロサクソン、ゲルマン、スラブ諸民族を網羅するに到り、植民舞臺もギリシヤ、ローマの地中海沿岸時代に限らず、アフリカ、アメリカ、東洋方面にもその手を伸ばすに到つた。

斯の如く民族の上からも、植民舞臺の擴張の上からも、近世の植民史は非常な飛躍をなしたのであるが、舞臺が東洋に進展もしたに拘はらず之を行ふ民族と云へば白色民族であつて、東洋民族は之に手を染めてゐなかつた。隨つて植民事業は白色人種、特にヨーロツパ人種の獨占舞臺となり、或る學者の如きは、「植民」を定義して「植民とはヨーロツパ人が他國に移住することを云ふ」とまで稱した位であつた。

然し之は今より三十年前、日本が日清戰爭の結果臺灣を領有し、之を

植民地となして以來、植民事業をヨーロツパ人の獨占舞臺と思惟してゐた時代は去り、東洋人も亦之に着手することゝなり、植民時代に一つのエポツク（劃時代）を作つたのである。

之を一轉機として、植民事業に東洋人種も亦參加するに到つたが、東洋人種としては此の事業は極めて最近の事に屬し、その成績は頗る注目に價するのであるが、日本は臺灣統治に相當の成績を示し、植民事業に立派に成功し得る一つの證據をあげた。自分は之に就いて、東洋人種は果して植民的能力を有してゐるか否か少しく研究して見たい。

二

我國は臺灣統治以來、十年を經て日露戰爭に依つて樺太を領有し、關東州を租借し、更に數年にして朝鮮を併合し、更にその後、國際聯盟より裏南洋委任統治を受け、實質に於て之が經營を行ひ、更に南滿州一帶の地に經濟的發展を行ひ、斯くして我國は植民的活動に大なる進展を見つゝある事は、世人の熟知の事實であつて、日本の植民的能力については直に首肯し得るのであるが、自分は更に二三の項目を分けて、理論上より之が檢討を進めて見たいと思ふ。

三

植民的能力を研究するのは、一面その國に植民を行ふ原因、又は動機あるや否やと關聯する。此點植民の重要なる原因たる經濟界の發達と人口の增加に於ては、我國は十分その資格あり、最近年々八十萬以上の人口を增加しつゝあり、この增加人口がそのまゝ全部過剩ではないにしても此の多大なる增加人口があり、一方國内の人口密度が多き以上、國内に於て各種の產業を發達させて、より多數の人口を吸收するに力むると同時に、之を海外に出すも確かにその一の方法であつて、而も他面、國内經濟は日に進み、或は海外に販路を求め、或は投資地を求め、或は更に原料の採集地として、植民地を求むる必要ある場合に於て、益々海外發展の緊要を生じてくるのであつて、我國の國力は相當なる植民的活動をなし得ることを自分は信ずる者である。

四

次に、我國民の素質の上から見て植民的能力ありや否やを觀れば、之も有ると信ずる事が出來る。

明治維新によつて更生した我國民性は、その後漸次向上の一路を辿り新興の氣風頓に生じ、朝野を擧げてより大なる日本の建設を叫び、海外發展を主張し、植民的活動の機運今

や横溢してゐる。而して曾て「熱帯を制する者は以て世界を制するを得」と云ふ格言が示せる通り、生産豊富なる熱帯經營は、その國をして非常に利せしむるものである。隨て熱帯に成功すると否とは、その國の植民的能力を判斷する一つの材料となる。我國は臺灣の經營に於て或るドイツ學者が評して「臺灣住民は世界中最も幸福な住民」と云つた程、それ程之に成功したのであつて、此點世に誇るに足ると思ふのである。

五

次に植民地經營に關し、その地に農業を經營すると否とによつて、その地が繁榮し永續するや否やの分岐點になる事は、曾てスペイン、ポルトガルが全世界に跨る大植民帝國を建設し乍ら、商業を主とする掠奪經營を行ひ、土着すべき農業經營を顧みざりし爲め、その多くの植民地が幾何もなくして瓦解したるに反し、イギリスの植民者が北米大陸に植民するに當り、農業を經營の中心となし、その結果現在の北米を來したこと、比較して考ふれば、農業經營の能力の有無の點は、その國民の植民的能力の有無の觀察點の一となるのである。

此點に於ても、我國民は植民的能力を有すると信ずる事が出來る。臺灣統治以後、從來微々たりし甘蔗糖業を鋭意發達せしめ、遂に世界糖業界に於ける一方の雄たらしめ、更に朝鮮に於ては米作を改良し、又棉花栽培を試み、之亦成功を見つゝあるは世人の熟知する所であり、今また滿州に於て樺太に於て、特殊の農業に努力しつゝあるを見れば、植民と密接なる關係ある農業、換言すれば或る意味に於て植民地經營の死命を制する農業の經營に於ても、我國民は植民的能力ありと云つてよいと思ふのである。

六

次に我國民は植民地に於て先住の各民族と共によく同化して植民地經營の實をあげ得るやの點であるが、農業經營はその土地に土着して經營するを主體とするが故に、農業經營に好成績を擧げてゐる以上、その一面他民族とよく同化又は融和してゐる一つの證據と云へる。而して此點は自國の植民地に於てよりも、領土以外の各國に移植民として移住する場合、その土地の民との同化問題は極めて重要となる。

此點過去に於ける重要なる資料となるのは、北米カリフオルニヤに於ける我移民狀態であつて、彼地に於ける排日問題は米國側の不當なる排斥に基く點もあらうが、一方我移民の非同化性がその遠因をなしたと云

はれてゐるのであつて、之は敢て我々も否定し難き事實であらうと思ふ。加州に於ける移民は確かに非同化的と云はるゝ點が存在してゐたと稱すべきである。然しこの加州に於ける移民は、明治維新以來更生せる日本としては第一回の試みであり、德川時代鎖國政策によつて養はれ來つた我國民性は、未だ世界的に融和する餘力を持ち得なかつたのであつて、加州の移民に非同化の點あれば之即ち鎖國の惰性の因つて然らしむる所と言へる。然し此點は近來加州以外の移民、例へばブラヂル等に於ては此の缺點を力めて除去せんと努力し、言語に於ても風俗に於ても彼國の民人と同化する樣力めてゐるが故に、昔日の缺點は尠からず改善され、國際的同化性或は植民的適應性は、既に我移民の內に發生しつゝある事を明白に知る事が出來る。此の同化性の點は過去に於ては不完全であつたが、將來は此の性質を有するに到り、植民的能力を益々具備するに至るであらう。

七

次に我國の隣國たる支那民族の植民的能力を見るに、支那は我國と異り、海外に植民地を有せず、隨つて植民地經營の能力ありや否やは判斷の材料を有しないが、支那民族が移民として世界各地に發展しつゝある處に於て排斥を受けながら、着々その地に數に於ても質的にも發展を行ひ、經濟的實力の多大なものある事は、これ實に世界の驚異とも云ふべきで、而も此の發展たるや、支那本國は戰亂につぐに戰亂を以てしてゐるが故に、本國政府の秩序ある後援は望まれぬに拘はらず、之を要せずして斯く發展しつゝあるは、支那民族が一個の人間としての海外發展の能力の備はれるのを示すもので、此點或は我國民より優つてゐるやも知れず、本國政府の後援を有せずんば海外發展に躊躇する我國民は、正に此點に於て反省すべきもの多々あらうと思ふ。

尙特に述べたいのは、本國內に於ける支那人の植民的活動であつて、その舞臺は滿洲蒙古方面である。支那の歷史を繙く時、支那四千年の歷史は、これ動亂の歷史であつて、その中原に鹿を爭ふ紛亂は今日までも續いてゐるのである。

近代の支那を見るに、支那の中央部は北中心で、此の地帶以外の西藏蒙古、或は滿洲の一部は地理上或は表面上は支那の領土に當るが、實際的には支那の特種地域で、行政に於ても中心地帶と相異があり、蒙古では行政上に加ふるに民族も異り、隨

つて本土よりの移住者は一種の植民と見ることが出來る。謂はゞ漢民族の內地植民で、實質的には純然たる植民とも云ふことが出來る。

山東方面より滿洲の大平原に每年巨萬の移住を企てつゝあるは著るしき事實で、この內には季節によつて移動する所謂漂泊勞働者もあり、一方山東方面の土地に見切りをつけ、滿洲の平野に新運命を開拓せんとして、永久移住のため續々移動するもあり、之等の者は支那人特有の勤勉と執拗との兩性質によつて夫々成功しつゝあるが、更に進んで蒙古方面の漢民族は豫想外に著しき發展をなし、蒙古は古來蒙古王がその領土權を有して茲に割據してゐたが、清朝興るに及んで、蒙古に懷柔策を取り、蒙古王に爵位を授け、他方ラマ教を廣く傳播して精神的に蒙古民族を去勢し、無力ならしめ、而して永く清朝の味方とせんために努力した。

一方漢民族の進展は地理的に蒙古方面に伸び、從來遊牧の蒙古民族が悠々として生活しつゝあつた蒙古の平野に進入し、事實に於て蒙古民を西へ〳〵と壓迫し、加之滿洲軍閥の魔の手は蒙古の地に及び、遂に各地の蒙古諸王をして漢民族の爲に土地を開放せしめ、王には租稅の一部分を與ふる形式の下に農耕地となるべき土地は殆んど南方よりの漢民族の占領する所となり、且つ此の地には縣制を布いて蒙古王の權限を縮小し、今や蒙古民族は各方面より壓迫され征服されてゐる。

之を植民の點より見れば、支那民族の偉大なる植民的能力を認めざるを得ないのである。未だ世に多く知られざる蒙古に於て支那民族は見事なる成績を擧げ、從來特殊地域とされてゐた內蒙一帶の地も、或は將來現在の滿洲の如く、支那民族の爲に名實共に備はれる領土となるであらうと思はれる。

八

以上の如くして東洋の二大勢力たる我大和民族及び支那民族は夫々の特長に依つて植民的能力を有すと斷定することが出來る。而して世界の大勢を人種的に見るに、白色人種と有色人種との爭ひが漸次大とならんとしつゝある今日、換言すれば數は小とは云へ政治的能力では白色人種は東洋人種に優つて覇を唱へ、此の白色人種優越に對して有色人種が將來人種的競爭を續けて行く運命を有してゐる事は、東洋人種にも植民的能力ありと云ふ事に、又我々東洋人種の將來に對し、一の暗示を與へるものではあるまいか。

我々は今後一層此の能力を發揮してより大なる日本、東洋を形成せんことを欲し且つ期待するのである。

浦賀出張所の開所式

昭和四年一月二十日の朝十時半から昔黑船の着いた浦賀で記念すべき浦賀出張所の開所式が開かれることになつた。

一出張所の開所式をしかく物々しく擧式したり參觀記を書きたてたりすることは今迄に前例のないことには違いない、だが此の出張所は今迄の出張所とは甚しい開きを以つて居るのである。

此の出張所は小さいながらも我が行刑史上に大きな波紋を投げたことであり又行刑作業に格別の新機軸をつくり出したからである。

此の出張所は海の刑務所の先鞭をつけたものであり又其の船が帝國の海戰史上最も記念すべき元の軍艦武藏であるからその意味に於ても殊更に之を書きたてねばならぬのである。

式は當日同艦上甲板で行はれることになつた、そうして先づ和田所長が擧式の旨を告げ次で詳細なる報告を兼ねた式辭をのべられた、それから司法大臣代理の祝辭朗讀があり之に續いて池田神奈川縣知事代理の祝辭朗讀橫山橫濱地方裁判所長椎名橫濱刑務所長大谷派本願寺寺務總長や石渡浦賀町長の祝辭朗讀や祝詞演說があつた。

式が閉ぢられてからわれ〳〵は舊軍艦武藏を參觀することになつたのである。

武藏は今日の軍艦に比べれば誠に小さな千數百噸のオイラン船に過ぎない、だが此の小さな軍艦が日淸日露日獨の大戰の中を走せまはりこの艦上に於て幾多の將士が護國の鬼と化せられたのだそうである。それらの將士が寢泊りされた處に此の出張所の役員の寢臺やら收容者達の寢臺が据え付けられることになつたのである。

それによつて受刑者達は自今此の船で漁撈の訓練や色々の水產製造業の訓練を受けると同時に知らず識らずの裡に將士の武勳を體得することによつて自ら改過遷善の第一步に踏み入ることは言ふ迄もないことである。

加ふるに海戰に武勳赫々たりしその武藏は今又內敵を防ぐがためにこゝに少年刑務所と化して勳を內政に及ぼそうとするのである參觀者達はそれを思ひこれを考へながら今日の此の擧式が如何に有意義であり如何に重要なものであるかと言ふことに思をめぐらして滿足せられたらしい。當日列席者及祝辭の主なるものは左の通りである（上田茂登治）

泉二刑事局長　松井行刑局長　大原保護課長　正木書記官
神奈川縣知事代理社會課長　橫山橫濱地方裁判所長　竹內橫濱地方裁判所檢事正　橫須賀海軍鎭守府副官　要塞司令部高級副官　橫須賀憲兵分隊長　神奈川縣水產試驗場長　椎名橫濱刑務

所長　光川靜岡刑務所長　赤城川越少年刑務所長　渡邊八王子少年刑務所長　大谷派本願寺教務部長　香川輔成會理事　石渡補賀町長　外百數十名

觀衆

社會文明ノ進展ハ司法事務ヲシテ繁雜ナラシメ殊ニ心身ノ發達ヲ遂ケツヽアル少年ヲシテ上戰慄スヘキ問題ナリトス是ニ於テカ少年法ノ實施トナリ矯正院法ノ創設トナリ各種保護事業ノ奬勵トナリテ其ノ非違ヲ匡正シ累犯ヲ防遏シ各地刑務所ニ於テモ亦適宜ノ施設ヲ行ヒ其ノ釋放後ニ於ケル營生反始ノ方ヲ授ケ已ニ效果ノ見ルヘキモノアルハ予ノ喜ヲ須タサル所ナリ

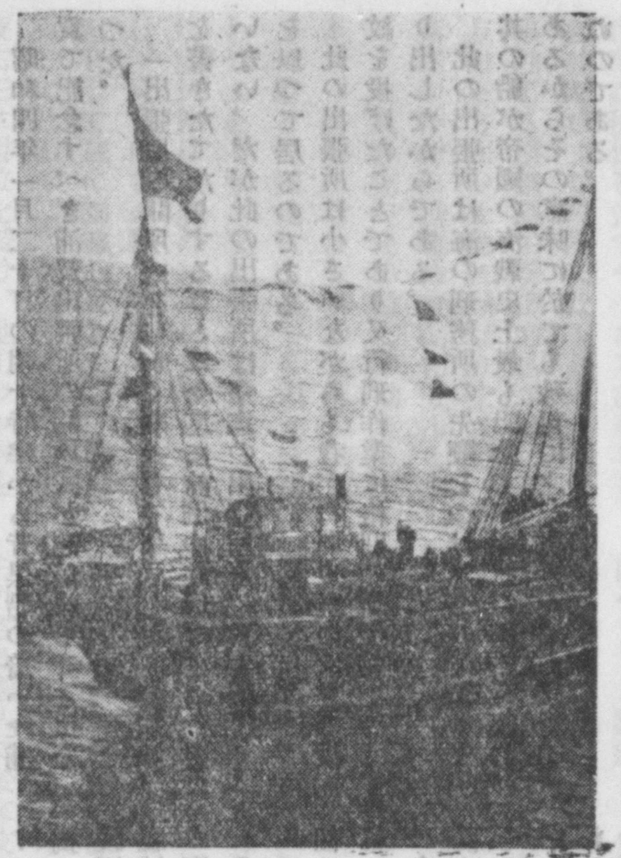
小田原少年刑務所ハ四圍ノ狀勢ニ鑑ミ曩ニ漁撈作業ヲ開始シ近海漁業ニ從事セシメ其ノ成績大ニ見ルヘキモノアリシカ今次更ニ浦賀出張所ヲ開設シテ少年受刑者ニ漁撈及加工製造作業ヲ實習セシメ且ツ船員タルノ訓練ヲ行ハント欲シ廢艦武藏ノ保管交付ヲ受ケテ之ヲ港内ニ繫留シ其ノ宿泊所ニ充ツルノ外一面製造作業場ト爲シ五十餘人ヲ收容スルノ豫定ノ下ニ本日ヲ以テ開所式ヲ擧行スルニ至レリ

惟フニ如上ノ練習ヲ經タル少年受刑者ハ釋放後地方民ヨリ歡迎セラルルノ實狀ニ在ルヲ以テ營生反始ノ希望アルノミナラス更ニ良民ト比肩シテ社會奉仕ノ素地ヲ作ルヲ得ヘシ是レ刑事政策上將タ社會政策上洵ニ適當ノ處置ト爲スヘク特ニ少年刑務所ニ於ケル漁撈作業ハ我邦最初ノ試ニシテ產業政策ノ見地ヨリスルモ亦最モ機宜ヲ得タリト謂フヘシ

予、本出張所ノ開設ニ關シ海軍省神奈川縣廳及浦賀町等ニ於テ多大ノ援助ヲ受ケタルヲ感謝スルト共ニ關係當事者カ一意專心憂艱ナル成績ヲ擧ケテ此等各方面ノ期待ニ副ヒ進ンテ國家刑政ノ上ニ一新記錄ヲ作ランコトヲ切望シ聊カ所懷ノ一端ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

昭和四年一月二十日

司法大臣　原　嘉道



サル少年受刑者ノ激增スルハ世界稀ニ近ノ趨勢ナリ我邦亦其ノ風潮ヨリ免ルル能ハス最近十餘年ノ間ニ於ケル少年ノ增加ト共ニ益其ノ危險性ノ度ヲ加ヘツツアルハ否定スヘカラサル事實ニシテ國家ノ進運

懸賞論文當選者發表

曩に本會が募集したる懸賞論文は・審査員の手によりて・愼重に審査されたるが去る十二月二十八日下記の如く決定當選者が發表されたり。追て・授賞式は・一月二十六日本會樓上講堂で開催されたり。(詳報次號)

——御大典紀念懸賞論文當選者氏名——

第壹部

一等

豐多摩　東邦彥

二等

三重　長谷川清十郎

本省　宇田象三

京都　高田苗治

選外佳作

神戸　遠藤勝三郎　姫路　佐久間勝治
大阪　金田榮三郎　市谷　荒卷正修
奈良　井上松太郎　巢鴨　保貞良

三等

横濱　小島耕一
三池　米村直次郎
山口　塩見市郎

第貳部

二等

市岡　鈴木隆夫
大阪　渡邊進
宮崎　永岡三市

三等

福島　佐藤宗助
臺北　今野四郎
青森　中村力藏
市谷　小久保義晴
宇都宮　楡木熊之進

選外佳作

豐多摩　宮城昇　同　小室利市
小菅　池上貞治　大阪牧野政吉
大邱　白石覺　岡山大森忠雄
豐多摩　富樫博　大阪芝哲朗
巢鴨　槇尾龜藏　公州齋藤一
小菅　渡邊末太郎　晋州大石泉
北海少年　山崎嘉市郎　熊本前川唯彥
靜岡　綿野靜三郎　高知山本祐助

矯正図書館

資料

ノイミュンスター刑務所のことども

常盤敏太

一昨年の秋酣なる頃、わたくしはキールから程遠からぬノイミュンスター町の刑務所を訪れたことであつた。その地はキールとハンブルグの中間に位する古い靜かな町である。一見數百年前天から降つたか地から沸きでもしたかの様に少しも人工的なところのない古い町である。恐らく同地の郊外に位する刑務所を除いたならば新らしい人間的勞作の跡を見ることが出來ないほど靜かに寂びれた町である。町の中心をなしてゐる小さやかな公園とその池、そしてこれを取圍んだ古いカスターニエンやブーヘン、それからゴーチイツシュな尖頭を有する寺とラートハウス(町役場)凡ては中世の町である。これも古びた停車場に降りて、之と町の反對側にある刑務所を訪れやうとした途中わたくしは決して私自身が現代人であると思ひ到らなかつた位である。逆にベンフールの様にわたくし自身がガラーレンの內に連れ込まれる様なロマンチイツシュの考に耽つたことを思ひ出す。ところが刑務所は最進式の……と云つても大戰前のプロシヤの設計起工にかかり寫眞に見る様に事務室(Verwaltungf-lügel)の延長の主翼は戰爭の爲めに完成せぬ儘今日に及んだのであるが…… もので所長シンミング氏も亦頗る元氣で、半成の主翼を指しながら之も我々のカイザーの遺品(アンデンケン)ですよと意味深長なるが如き言葉を獨逸人一流の無感覺の表情で語り出した。黃禍論を語る代りに絶へて此んな邊僻の刑務所を訪れたとも思はれぬ極東黃顏の一少年……日本人は四十を越しても彼等には二十代にしか見えぬらしい……を捕へて行刑改良國際共同論を滔々と述べたてたのも皮肉に感ぜられない譯でもなかつたが、非常に親切であつたことはわたくしの今日

の職務屋と後の所長シンミングの名とを思ひ出す奴樣である。其後わたくしはキール大學研究室のわたくしの机上に珍らしく大袋の手紙を發見した。中から出たのが寫眞四葉と別表の様なその月の刑務所台所獻立と謂つたものである。これとて同刑務所巡覽中苟且に頂戴出來るとよいが位に謂つたものと思はるゝ。此の厚かましい黃顏少年獨逸の到る所で「持つことの光榮」を濫用した覺へがあるから。兎に角今そのわたくしは親切なりしシンミングに心から感謝する氣になつてゐるから、實に情は人の爲めならずである。

人口五万にも足らぬノイミュンスターの話はわたくし達極東に住むものには關り合ひのないことであるから此の位に打切つて同地の刑務所のことでも書いて見やう。

□

元來ノイミュンスターには裁判所がない。從つて誰しも思ふであらう様にわたくしも既決囚の刑務所だと思つてゐた。其の禁錮場(Gefängnis)と謂ふ言葉の示す様に禁錮受刑者が最多數を占めてゐるのは勿論であるが、此の外懲役囚や未決囚をも交へてゐるのである。此の中未決囚は此處から程遠からぬキールに輸送されて裁判を受ける。此れ位の不便は伯林とかハンブルグの様な大人口を有する都會でない限り何處でも忍ばれば忍ばれることであらう。然し乍ら獨逸では近接市町村間の連絡鐵道が實に完備してゐるから之を利用し護送車を連結することによつてその缺けたるを補つてゐる。殊に此の種の囚人車は毎日或は一週中一定日に恰も各列車に一等二等三等或は四等の等級がある様に囚人と謂ふ無賃乘客の爲めの護送車が連結されてゐる、例ばハンブルグとシュレスウイツヒ間のバーン、スツレツケ(線)で金曜日の午前六時半にシュレスウイツヒを發した護送車は幾何かの囚人を載せ前後出入口に武裝した二人の番人を持ちキールを經ノイミュンスターを通りアルトナ、ハンブルグ、に到着するのであるが、此等の町の停車場には各々其時間に刑務所官吏の出張があり護送囚人の受授をしてゐる、斯くて獨逸全國中囚人をその管轄地迄順次安全に輸送してゐる。獨逸で旅行者が朝早くか夕方に私服の看守や監督官を見受けるのは之が爲めである。

□

扨而此の刑務所はプロシヤ司法省の管轄の下に千九百二年起工し同五年完成した小さな奮式の建物であつた。今少年囚を收容してゐる大門を入つて廣場の左側に建つてゐる三階の方形の建物は元女囚を收容してゐたもので

正面の之と略同形の今日事務室（Verwaltungs räume）となつてゐる建物は舊い刑務所の主要部分をなしてゐたものである。其後戰爭爆發の前年即ち一九　に起工した最進式十字型（Die Kreuzform）の監房建築は財政と人力の缺乏の爲めに大戰開始後一週年を待たずして全然建築を放棄し今日も猶其儘になつてゐる。十字型ならぬ横長い十字型がその歷史を物語つてゐる。申譯的に二階建の短かい癈はわたくしには折斷された蜥蜴の尾の樣に氣にかゝつたものゝ一つである。圍壁の內に徒らに遊ばしてあつた地面には小さな芝生が密生してゐたものだが！　何時になつたらばあの芝生が切り開かるゝ程プロシヤ否獨逸共和國の財政が回復することやら？わたくしはシンミングの言葉を思ひ出しつゝその日の一日も早く來ることを祈らう！　此の新建築が全部出來て仕舞ふとノイミユンスター刑務所は舊建築を除外しても約六百の囚人を收容することが出來る。それで全部では約七百五十の囚人を收容することが出來る譯である、そして此の刑務所に要してゐる地面は約二百八十エーカー位であつたと思つてゐる。

□

去年の此頃の或一日に於けるノイミンスター刑務所の狀態を述べて置かう。此の中から收容人員や官吏や作業や又官吏以外の人員を知ることが出來るからである。

禁錮　男　三六六人　女　六人
其他　男　一五五人　女　〇人

之を今少しく詳すれば

其前日の狀態　男　五二一人　女　六人

其內
未決　男　一五人　女　一人
既決　男　五〇七人　女　五人
出監した者　既決の男　三人

從而殘留者未決男一五人　女一人　既決男五〇四人　女五人
新に入監した者　未決男一人　既決男一人　斯くて當日早朝の狀態は
未決囚　一七人　內男　一六人　女　一人
既決囚　五一〇人　內男　五〇五人　女　五人
總現在收容人員　五二七人

此の中に就て
A成年者　男　四七七人　女　六人
B少年囚　男　四四人
內未決　五人　既決　三九人

監禁されてゐる者
A雜居勾禁
a、未決囚　なし

b、既決囚　男　三八八人

B晝夜獨居勾禁
a、未決囚　男　一六人　女　一人
b、既決囚　男　一六七人　女　五人

其他の狀況に就いて記せば
a、病囚　男　八人
b、隔離監禁囚　男　一人
c、不執業囚　男　七五人　女　一人
d、就業囚　男　四三七人　女　五人

作業に就き分類すれば
A刑務所の要用の爲
a、賞遇を受けて　家事　男五〇人　女五人
b、賞遇を受けて
所內　男　五四人
所外　男　一三人

B其他の國家的經營の爲
所內　男　一七人
所外　男　四五人

C第三者の爲
a、刑務所外　男　一一〇人
b、刑務所內　男　一四七人

以上に依つて大体囚人の有樣を敍述し得たと思ふ。此の狀態を每日表として其管轄控訴院行刑局に報告することになつてゐる。此處に注意を要することは不執業囚の可成多數あることである。ノイミユンスター刑務所は禁錮刑務所であるからで、獨逸刑法第十六條第二項に規定せる如く禁錮囚に對しては作業を强制することは出來ない、唯その囚人の能力や生活狀態に適當な仕事をなさしむることが出來るに止まる。此の禁錮刑は刑法各論本條に於て概ね懲役刑と選擇的に規定され、その言渡は裁判官の裁量によるのである。加之獨逸人の刑罰に對する習慣的觀念とも見るべきは、懲役刑が名譽に對し致命的なるに反し禁錮刑を受くるも世人は敢て之に道德的汚點（Der moralische makel）を押捺しやうとしないのである、此點は我國と大いに異る所であらねばならぬ、我國に於ても單に刑務所又は監獄に行くと謂ふ代りに彼等は禁錮監（Gefängnis）及び懲役場（Zuchthaüs）を明瞭に區別して言ひ表はすのである、わたくしはその何れが是なりやを知らない。之は善惡の批評を超越した時及び習慣の偉大さを物語るものでもあらうか、最近獨逸に於ても伯林大學教授コールラウシュの如きは懲役と云ふ觀念から道德的汚點への連鎖を除去せねばならぬと主張してゐるけれども社會の大衆は理論のみを以ては急に容易に動かないのではあるまいか。とまれ判事は社會大衆と伍

して多くの禁錮を言渡す、そしてノイミュンスターに見る様に作業非強制の制度の下に相當の無爲の者を見るのである。其の可否換言すれば作業自身の囚人に對する價値は他日改めて詳論し度いと思ふ。

□

次に役員の使用に就て抜書をして置き度いと思ふ。

a、外門番人　一人　b、内門番人　一人
c、居室勤務　一〇人　d、臺所勤務　一人
e、建築勤務　一人　f、場外作業勤務　一四人
g、夜警勤務　八人　h、賜暇　八人
i、疾病　一人　j、看守長　三人
k、古物處分係一人　l、洗濯係　一人
m、田園係　一人　n、指物係　一人
o、鍛冶係　一人　p、パン燒係　一人
q、本部　一人　r、代理　三人
s、少年囚係　三人　t、大工　一人
u、保護係　一人　v、病院　一人

都合　六十五人

此の外女監に對し一人の女看守を有す。

以上在監者五百二十七人に對し總役員六十五人を有するとすれば役員一人は約八人一分の囚人を擔當して居る譯である。

□

私は其頃の獻立表（Speiseplan）を得ることが出來た。外國の囚人達が何を食つてゐるかを知るのは興味多いことであると同時に又我刑務所保健についても重要な知識であらうと思ふ。過ぎし年、泉二先生や岡部書記官の御伴をして伯林のテーデルやプレツチエンゼーに刑務所を訪れた時案内の御役人樣が刑務所の試食にお作りまでして晝飯の險約したのを見てわたくし達は大笑ひしたことではあるが、今考へると此の一事から澤山のことが考へさせられるのである、最近キール大學教授のゲンツはわたくし達の一緒に讀んだ我國の行刑法につき感想を述べた。その中には日本の民族的食物の恐ろしく單純なり得ることが見られる。わたくし達の刑務所の糧食が甚だしく單純だと謂ふ彼等のそれを一覽して見やうと思ふ。

□　□

題字に曰く

○パンの給養に當りては日々その日の分を切るべし。

○通常のパン量は

男囚には五五〇グラム灰色パン
女囚には四五〇グラム灰色パン

○濕かい食を剝脫するときは

男囚には七〇〇グラム灰色パン
女囚には六〇〇グラム灰色パン

此處に灰色パンとは小麥（Der Weizen）と裸麥（Der Roggen）とを混和したもので混和パン（Das gemischte Brot とも呼んでゐる、獨逸人の誰でも亦何れの家庭でも夕餉には必ず之を食する。朝食に白のパン（Das Brot）を執る家でも必ず晝とか夕には必ず此の灰色パンが切つて出されてある。お客さんのわたくし達日本人には初めは麥飯でも出されたやうな感じのするのはその見つぎの惡るい爲めででもあらうか。之を食すると否とはわたくし達お客樣の特權ではあるが、然し少しく馴れてくると白い味のないパン等は食へない位に美味に感ぜらるる。北歐維巴の人達が之を常食とするのは滋養に富む爲め又脚氣（カツケ）の豫防の爲めに止むを得ず執る麥飯とは穴勝同一ではないらしい。

扨て此のパンの外の三度三度の食事の獻立に就て左に其の月表を描いて見やう。

□

金曜日　一日　（朝）カフエー、（晝）米、馬鈴薯、牛肉五十瓦
（夕）碎大麥、
土曜日　二日　（朝）小麥粉、（晝）扁豆、脂肉二十五瓦
（夕）燕麥碎粒、
日曜日　三日　（朝）碎大麥、（晝）豌豆と麥粒、脂肉二十五瓦、
（夕）パンスープ、
月曜日　四日　（朝）カフエー、（晝）魚、馬鈴薯、汁、脂肪二十五瓦、
（夕）豌豆スープ、脂肉、
火曜日　五日　（朝）燕麥碎粒、（晝）麵、馬鈴薯、牛肉五十瓦、
（夕）碎燕麥、
水曜日　六日　（朝）カフエー、（晝）豌豆、豚肉百瓦、
（夕）小麥粉、
木曜日　七日　（朝）米粉、（晝）燒菓實、脂肪二十五瓦、
（夕）燕麥碎粒、
金曜日　八日　（朝）大麥碎粒、（晝）隱元豆、牛肉五十瓦
（夕）麵と米、
土曜日　九日　（朝）カフエー、（晝）麥粒、牛肉五十瓦
（夕）碎大麥、
日曜日　十日　（朝）碎大麥、（晝）扁豆、コーンビーフ
（夕）大麥碎粒、
月曜日　十一日　（朝）カフエー、（晝）魚、馬鈴薯、汁、脂肪二十五瓦、
（夕）米スープ、
火曜日　十二日　（朝）小麥粉、（晝）豌豆と麥粒、脂肉二十五瓦、
（夕）碎燕麥、
水曜日　十三日　（朝）カフエー、（晝）混合煮（ゴタニ）（ゲーラシユ）
馬鈴薯、牛肉百瓦、（夕）米粉、
木曜日　十四日　（朝）燕麥碎粒、（晝）豌豆、脂肉二十五瓦
（夕）碎大麥、
金曜日　十五日　朝　カフエー、（晝）麵、馬鈴薯、牛肉五十瓦、
（夕）隱元豆スープ、脂肉、
土曜日　十六日　（朝）碎大麥、（晝）扁豆、豚肉五十瓦、
（夕）小麥粉、
日曜日　十七日　（朝）カフエー、（晝）隱元豆、麥粒、脂肉二十五瓦、
（夕）燕麥碎粒、
月曜日　十八日　（朝）米粉、（晝）魚、馬鈴薯、汁、脂肪二十五瓦、
（夕）パンスープ、
火曜日　十九日　（朝）大麥碎粒、（晝）米、馬鈴薯、牛肉五十瓦、
（夕）豌豆スープ、脂肉、
水曜日　二十日　（朝）カフエー、（晝）ゲーラシユ、馬鈴薯
牛肉百瓦、（夕）碎大麥、
木曜日　二十一日（朝）碎燕麥、（晝）麵、燒菓實、脂肪二十五瓦、
（夕）大麥碎粒、
金曜日　二十二日（朝）小麥粉、（晝）隱元豆、豚肉五十瓦

刑政第42巻第2号
矯正図書館

（夕）碎燕麥、
土曜日　二十三日（朝）カフエー、（晝）豌豆、麥粒、脂肉、米粉、
日曜日　二十四日（朝）燕麥碎粒、（晝）扁豆、コーンビーフ五十瓦、（夕）馬鈴薯スープ、鰊、
月曜日　二十五日（朝）カフエー、（晝）魚、馬鈴薯、汁、脂肪二十五瓦、（夕）野菜漬物、脂肉、
火曜日　二十六日（朝）大麥粉、（晝）豌豆、脂肉五十瓦、（夕）碎燕麥、
水曜日　二十七日（朝）カフエー、（晝）グーラシュ、馬鈴薯牛肉百瓦、（◉）パンスープ、
木曜日　二十八日（朝）米粉、（晝）米、燒菓實、脂肪二十五瓦、（夕）大麥碎粒、
金曜日　二十九日（朝）カフエー、（晝）隱元豆、豚肉五十瓦（夕）燕麥粉、
土曜日　三十日（朝）大麥碎粒、（晝）麵、馬鈴薯、牛肉五十瓦、（夕）小麥粉、

私は可成の根氣を以て三十日に亙る獻立表を譯出した。それはその專門家には何かの參考になるかも知れないと思つたからである。料理通といふ方にかけては少し自信もない私には譯出に適當な日本料理とその言葉が發見されない、寧ろ直譯に如かずと降參したのが前記獻立表の跡である。然し原語と食物とはかつきり符合してわたくしの頭に浮かんで來る、その一つ一つに就いて說明することは蛇足でもありわたくしには堪えられぬ勞作でもあるから此處には概括的に補足しやう。扨而右の獻立表の食物はグーラシュ（Gulasch）スープ（Suppe）汁（soup）の如きその名から推測出來るものは勿論其他も皆（鰊等一二の例外はあるが）粥的なものである。そして大陸の人は英・米人の樣にソースを使用すること少く全部塩で食へる程度迄味をつけてある、刑務所內では勿論砂糖調味等は必要ないものである（ハンブルグでは保健の意味で一週間に數個の角砂糖を與へてゐるがまだ試驗的のものと謂へやう）

此處に此の粥的食物に就而問題になるのはその分配である。牛肉、脂肉等が五十瓦百瓦と謂つてもそれは大釜の中に打ち込む頭割の勘定であつて、實際分配されるには六十瓦の者のある代りに三十瓦で滿足せねばならぬ囚人もあるのである。ノイミュンスターでも每日配分囚と第一に分配を受くる者とは變遷して行き配分担當囚は自己を最後にして福を桶底に保留することを許されない。看守の注意で時々攪拌せねばならぬことも當然である。近來刑務所の實務家が粥的の食物は改良すべしと論ずるのは齒及び胃腸の衛生の外に着想は又此點に出發してゐるらしい。如何にも獨逸人らしい考へ方であり立言である。之と共に私は我國の牢名主とか牢內味噌汁分配の奇談を思ひ出さずには居られない。それにしてもシンミングは「囚人は子供の樣に單純な情を持つて居りそして慾張りだからね」と相變らず謂つてゐるであらう？

紙上講演

最近の獨逸

舊聯合國に對する賠償金の問題、戰後の一般の疲弊、貧困から來る各種の犯罪、一般の社會意識の覺醒、新帝國主義的產業への進出問題など、內憂外患に血まみれになつてゐる獨逸は、どうなりつゝあるか？あの獨逸魂と天才的組織的頭腦とは、からしたときにどうあらはれてゐるか？それは國際人が異常の興味と注視とをもつてゐるところのものであります。本編は、紐育タイムスの通信員で、獨逸に對する見解のふかいリンカーン・エイア氏の文の要旨其他二三を參照したものであります。

——A生記——

□

○獨逸○は戰後變つた。帝政國家がもろ〳〵と崩壞して、日曜祭日には、黑、赤、金の共和國を表徵する三條の國旗が飜り、軍人や巡査の服裝もかへられた。

併し獨逸は又變つてゐない。黑、白、赤の舊國旗も隱所にたてられてゐるし、カイゼルや王族の宮殿も全國にわたり、沒收されてはゐるが、一寸通知さへすれば、自由に其の宮殿に歸ることが出來る。

□

○共和○國になつて、巡査の服裝はかざりのないものとなつたが、依然カイゼル時代のいかめしいヘルメット帽の威儀を失つてゐない。軍隊は極く小さく限定されてゐるが、（條約により）これを編成してゐるものは舊帝國時代の軍隊の殘りでありその訓練、主義、設備等はどの點をもつてしても列國のそれに劣らない。而てかれらは、一朝ことがあれば國家のために奮鬪することを自分も信じ、民族も信じてゐるのである。

しかし帝國時代のけば〳〵した彼等の姿は、市中においてこれをみることが出來なくなつた。この軍人の姿がみえなくなつたと共に、青年の思想も變つて來た。戰前には、學生と軍人のこの型が氣風を代表し、それが學者肌の男と豪傑肌の男とにわかれ、共にスポーツといつたことには興味をもつてゐなかつた。ピクニックか庭球位がせいぜ〳〵で、室內遊戲なども殆んど流行してゐなかつた。然るに最近の獨逸は一躍してスポーツが盛になり、世界の舞臺にたつてもひけをとらない。

□

○一方○。若い女性は、男性と競爭すべくふるひたち、理知的にも肉體的にもあらゆる方面に努力をつみ目的に近く進んでゐる。女子のスポーツ熱も大したものである。テア・ラッシエ外三名はすでに世界的選手である。

□

○舊獨。獨逸の女性は、カイゼルの調令で四の「K」の範圍を出なかつたのである。卽ち、Kinder（子供）Kleider（衣服）Kirche（敎會）Kuche（臺所）を守るのが獨逸の女性であつた。我國の女大學式とかはりはなかつたのである。

然るにこの敎訓は完全に破られて、最近獨逸の立法部では、あらゆる部內に於て女子の代表者は、最も重要な地位をしめてゐる。彼等は女性や母性として代表してゐるばかりでなく、公衆のあらゆる問題の幸福への道に精進してゐる。

オハイム男爵夫人が大臣の席をしめてゐるのもその著しいもの丶一つで、一九一九年に婦人參政權が議會を通過してからまだ星霜も經ないのに、その擡躍には、おどろかされる。其他保守的である法廷にさへ、女裁判官が出來、ベルリンや其他大都市では女巡査も生れた。

かく女性の開放は急速に成就されたが、獨逸の婦人は流石に性來が理知的で一面に於て家庭に主たる任務があることをわすれてゐない。

○過去。三年間に於ける獨逸の經濟界はかなり多くの金額をかり又使用してゐる。

その他この組合は、その數すでに二十に達し、佛國につぎ英國がこれと關係をしてゐる。

□

○獨佛。は一九二一年に經濟界の親睦をはかる協定をむすんだ、處が一九二二年に國民政府は故意に賠償金を拂はないといふ理由で、フランス、ベルギーの軍隊はルール地方を占領し、產業を監督し、その利益によつて强制的に賠償金を出させようと直ちに製鐵業を開始しようとした。しかしこれは獨逸の勞動者のストライキにより見事に失敗した。だが獨逸も經濟的不況のためにくるしまずにはをられなかつた。マークは下落した。一弗が一兆マークといふからその物すごい下落さに一驚せざるを得ない。

獨逸の紙幣は外國では反古である。そのために勞働者は生活の不安におそはれ、給料をうる前に食糧を求めねばならぬ。

そのためにパン暴動は、各都市におこつた。

だが、產業だけは、マークの下落に影響されなかつた。といふのは製產品は、悉く外國へ賣出され、外國の通貨で取引されたからである。

けれど、いかに產業が盛んでもマークの下落は、やがては獨逸の自滅するより外運命をもち合せなかつた。ところへこの急亡を救ふべく斷然とたつたのがスーレーゼマンであつた。かれはマークの下落を防止するばかりでなく一夜にしてレンテンマークとなし相場を安定させて終つた。

こゝに通貨が價値を新しくうみ、工業も益々隆盛となり、金融の機關も蘇生し、主なる銀行は復活してくることゝなつた。また經濟界の動に處するため企業家同盟も結成され、ことに聯合製鐵工業會社の成立

○ヴエ。ルサイユ平和會議で獨逸がもつとも打擊をうけたのは、人口を失つたことよりも又領土の一部を失つたことよりもアルサス・ローレン・ヴアレー及び上部シレジアに於ける廣大な產業の中心を失つたことであつた。

□

の如きは、英國や米國の製鐵會社に大なる脅威を與へたのである。

その他この組合は、その數すでに二十に達し、佛國につぎ英國がこれと關係をしてゐる。

□

○過去。三年間に於ける獨逸の經濟界はかなり多くの金額をかり又使用してゐる。

賠償金として聯合國に支拂つた金額は昨年八月三十一日までに十七億五千萬マーク（約六億弗）になつてゐる。

この外政府或は民間事業として、外債を募集したのも多額にのぼつてゐる。

額にすると、ドウス賠償金が一年に九億で、總額が百十億マーク、民間の外債が五十三億五千萬マークに上る。

然し獨逸では、下級勞働者や結婚者に所得稅の負擔を減じてゐる。けれども其他の所得稅で、大戰前よりも三倍の增額をみせ、殊に關接稅は重く一九二三年以來二十割も增加してゐる。

○軍隊。は、縮少されたが、豫算編成の上からは重大問題で、又戰爭前には軍人一人前の一年間の費用は、千六百マークであつたのが今では五千マークを要するといふなつてゐる。

□

○鐵道。は、聯合國の政策によつてライヒスバーン（Reichsbuhn）會社が設立されたが、この會社は近代的な政策を用ひ着々その効果をあげ昨年から之を以て賠償金を負擔してゐる。而て停車場々々鐵道の改良は進捗して、ハンブルグからベルリン間の急行列車には無線電話の設備があり、車內から獨逸のいづれへでも通話出來るやうになつてゐる。速力もはやくなつてゐる。

ラインダニューブ運河の如きも完成が急がれ、世界最大の內地港ドウスブルク市の出現も目前にある、

□

ことに空中輸送は、世界での誇りであり如何なる國も匹敵することが出來ない。一九二七年には一二、六八一名の飛行客を運び、一四一三一六三磅の貨物と百八十何萬の手荷物と百六萬の郵便物を取扱つてゐる。この飛行距離實に五百五十九萬二千哩といふ。

しかもこの安全率は、最も完備した鐵道の安全率と同等といふから、この點だけでも日本とは比較が出來ぬ。飛行時間も豫定通りで一分とちがふのもすくない。

だからあらゆる種類の人がこの飛行機を利用す。

□

○海上。においても新興ドイツは、再び他の列國と競爭し成功をしてゐる。大西洋航路では、英をしのいで米國と對抗してゐるのである。勿論總噸數に於ては及ばないが新式の機械のある船舶を新造して競ふてゐる。

けれど外國貿易は、今は輸入超過のために不成功である。而て、やゝ贅澤になつてゐる。だがこの狀態は、經濟學者は變態であり過渡期の現象だと云つてゐる。現にロシアへの貿易は漸次好調に赴き、汽關車や新式の農具などをうりつけてゐる。

そのために戰前には多數の軍人以外に三

十萬の失業者があつたのが、著しい復活のため、著しく減少し十萬内外である。つまり六十萬人の就業者が出來たわけである。

□

獨逸における月給取の生活は、みじめなものであつた。官吏も教員も苦しい生活をつゞけてゐた。藝術家も生活に追はれてゐた。しかし現在では月給も相當に支拂はれて、米國にまでは及ばないが、中產階級の人々は經濟上の安定を得てゐる。

□

復興の獨逸は、かくの如く新しい太陽の光りのめぐみをうけて、世界驚異のうちに、平和に發展しつゝあるのである。

□

尚世界の工業都市では、その活氣を示すのに工場の煙突から「黒煙濛々」なと云はれてゐるが、獨逸では、マンチエスターの如くそれがあがつてゐない。これは復興が遲々たることを示すのではなく、實は、安い煙の出るやうな石炭は市民の衞生に害があるとして、使用を禁止され、やむを得ないときには防煙設備をやることゝなつてゐる。

然なされてゐる。それでゐて混亂を生じてゐない。自由――はかくて再び現實國家としてはいちばん力强く動いてゐるのである。つまりこの新しい自由が、右から左へと珠數の糸のやうにつながつて全體を保つてゐるのである。而て右をひつぱると、右黨がおじぎをし、左を引くと、共產黨が去勢をされる自由といふ傀儡によつて、所謂「危險性」は事實失はれてゐるのである。

而て之は各人の利益とか權利とかを漠然たる觀念論上の遊戲とせずに、もつと具體的に「人間性の理知」によつて使命と目的へとすゝめてゆかうとする獨逸魂の發現であろう。かれらは、動亂からやがて「法的秩序の完成」と轉向したのである。さうして、又英國や佛蘭西などゝ種々な點に於てちがつた内容を有する自由主義が嚴存するのである。

□

かく自由であることは、「然」「否」との二つの政黨をもつ必要をみとめない。獨逸には、だから政黨の數は多い。

『革命は死せり、リベラリズムは此處に復興す。』それは、獨逸の絶叫するスローガンである。

而て、かの獨逸帝國主義を崩壞せしめたのはプロレタリアの運動ではあるがそれが成就すると、スパルタキストや共產黨員の渦卷した制度は、實現されなかつたのである。ロシアが地團駄をふんでもそれは及びつかなかつたのであるの換言すると、自由主義 Liberalismus こそ現在の獨逸の根本基礎なのである。

而て右翼も左翼もうまく操縱してゆくのである。うねり乍らうまく一線を進んで坂を上つてゐるのである。

國粹黨員が舊國家を放令してゐるかと思へば、共產黨の結社集會出版が公

十萬の失業者があつたのが、著しい復活のため、著しく減少し十萬内外である。つまり六十萬人の就業者が出來たわけである。

□

獨逸における月給取の生活は、みじめなものであつた。官吏も教員も苦しい生活をつゞけてゐた。藝術家も生活に追はれてゐた。しかし現在では月給も相當に支拂はれて、米國にまでは及ばないが、中產階級の人々は經濟上の安定を得てゐる。

□

復興の獨逸は、かくの如く新しい太陽の光りのめぐみをうけて、世界驚異のうちに、平和に發展しつゝあるのである。

□

尚世界の工業都市では、その活氣を示すのに工場の煙突から「黒煙濛々」なと云はれてゐるが、獨逸では、マンチエスターの如くそれがあがつてゐない。これは復興が遲々たることを示すのではなく、實は、安い煙の出るやうな石炭は市民の衞生に害があるとして、使用を禁止され、やむを得ないときには防煙設備をやることゝなつてゐる。

□

鐵の鎖に繋がれてゐるとき人間は、能ふ限りの努力をはらつてその拘束から逃れやうとする。しかし黄金の鎖りにつながれたとき、人間は、くゝられてゐる苦惱をしらない。むしろそれを誇りとさへ感じてゐる。

現代のブルジョアは、黄金のくさりにくゝられて眞實の人間の美しい世界への歩みを遮らうとさへしない。

□

そのブルジョアによつて壓迫され、搾取され、自由をうばはれてゐると痛感することにより、その繋縛から逃れやうとするプロレタリアの

隨感隨想

A生

□

鐵の鎖に繋がれてゐるとき人間は、能ふ限りの努力をはらつてその拘束から逃れやうとする。しかし黄金の鎖りにつながれたとき、人間は、くゝられてゐる苦惱をしらない。むしろそれを誇りとさへ感じてゐる。

現代のブルジョアは、黄金のくさりにくゝられて眞實の人間の美しい世界への歩みを遮らうとさへしない。

□

そのブルジョアによつて壓迫され、搾取され、自由をうばはれてゐると痛感することにより、その繋縛から逃れやうとするプロレタリアの運動も、この點になると、やはり鐵のくさりでは面白くない。黄金のひもによつてしばられたいと欲願してゐるのにしかすぎぬ。共に人間的な正しき道ではない。

のがれよう。自由を獲得しやうといふ心持は、正しく文化的だ、しかしそのめざすところが、本道ではなくて邪道である。

□

一將功なり萬骨枯れる。

それは事實である。

特權階級のために、大衆が支配されてゐるのも事實である。而てそれは、よろこぶべき現象でもない。功は、全べての人にあるべきであり、自由と平等とは、人間の理想でもある。

特權階級の專横には、抗しなければならぬ。

しかし物には、用があり、方途がある。プロレタリアの運動においても、何等かの指導原理がなくてはならぬ。

その指導原理に隨順してこそ、その運動が組織的に遂行される。

エジプトのピラミツトは、埃及王の意志により、出來たものかもしれない。而て、この建設のうらには、無數の奴隷が血と膏とを流してゐるかもしれない。

けれど又他面から眺めると、たとひそれは埃及王の意志によるとしてもその王の意志は、大衆のそれの組織されたものである。その塔をつく

るべく大衆は、よろこんで生命をなげうつたのである。その力なくしては、あの塔を建立することが出來なかつたであらう。

かくて、問題は、誰れが力をはらつたかといふより、拂はれた力の價値のそれであらねばならない。家は一の柱や梁の組織體である。柱と梁との問題ではなく家がいかにつくられてゐるかといふことこそ問題であらねばならぬ。

現代は資本主義的制度の社會であり、科學の時代だといふ。

資本主義と科學とは、出世を同じくして發達して來たのである。

然し資本主義と科學は、不一不二である。ところが、この間を、凡ての人がはつきりと了知しない。

科學は、個性をなくした世界である。質のそれでなくて、量の世界である。全てのものを抽象して、特異性を有せしめない。

資本主義は、資本を擁して機械力をかりる。

個性的表現をなくして、平等の機械生産をやる。この點は、科學主義と、資本主義とは一致してゐる。

而て更に、プロレタリアの大衆生活とも一致してゐる。

金は權力を伴ふからである。全てのものが、金によつて支配されてゐるからである。

かくて、彼等は、人格をすて、機械の奴隷となり、神を金におきかへてゐる。

然るに新しき文化の建設を意圖するプロレタリアの開放運動も、依然として、科學主義に立脚してゐる。

資本家の財産が、利潤といふ形式によつて、富を搾取したといふならば、新興のプロ運動はその富の再盜である。そこに新しき眞實の文化の創造はありえない。

「人口の一割」のために生れた眞實の藝術は、ブルジョアのために、その製產場を破壞されて終つた。

然るに、新しく提唱されるところのプロ文化も、同じやうに、科學の名によつてなされるところの低級なる一般的粗雜品である。

そこに聞へるものは、天上の音樂でなくして、市井の雜音である。

かくて、ブルジョアもプロレタリアも、同じように、「光」を有せないところの墓場の造花を求めつゝあるのである。機械と、學問と、金がつみあげられてゐる墓場——それが、ブルジョアと云はず、プロレタリアと云はず、全世界の人々によつていままさにつくられんとしつゝあるのである。

☒

小作人の作つくつた米の大部は、地主の倉庫のなかにつまれてゐるかもしれない。そこにある種のごまかしと、搾取があつたとも云へる。

しかしその米は、一部は地主の腹のなかにのみ下されるとしても大部分は、たゞ米としてゞはなくて、商品として存在してゐるのである。

小作人の敵は、たゞの地主でなくてはなく、地主は地主で、又商業主義者によつて搾取されてゐるのである。

而てこゝに、農本國の我々の考察すべき重要點が存してゐる。而て、こゝにこそ、本當のわれ〳〵の新文化の基調を發見するのである。

而てその傳統の餘映は、いかに輝いてゐるかを、吾々は　文化村や文化生活を禮讃する前に、その本體をみきはめることにより、吾自身の姿を凝視せねばならぬ。

吾々は、近代の文化のめまぐるしい發展を否定するものではない。科學の力の禮讃に言葉をおしむものではない。だが、科學の光りに人々は、餘りにも眩惑されすぎて終つてゐる。さうして人間よりも、「金」の力に魅力をそゝられすぎて終つてゐる。自由を叫び乍ら得々として、美しい奴隷になりすぎてゐる。

現代の文化——これは都市の文化である。プロレタリア解放運動は、そのまゝ農村の解放運動ではないのである。否、プロレタリア運動の本質は、農村の文化成就には障碍になつても、味方にはならないのである。而て、かくあらしむるものは、近代の都市文化の自らのうちにひそめる缺陷である。

公娼はいやでも、私娼をよろこぶ淫亂ものになりすぎて終つてゐる。

近代の文明を表徵するところの大都市には、家が密集してゐる而てそこには、家をかす人とかりる人とがゐる。家をかす人をブルジョアといふ、かりる人を、廣く云へばプロレだが、靜かに反省するとよい。太陽が東から出て西に沒すると信じた時代に、吾々の祖先は、永遠なものをどれだけ作成したかを。

矯正図書館

タリアと云ふ。

所が、都會人はどんな大きなビルデングに仕事をしてゐようと、新しく歴史的必然として進出すべき階級と云はれるプロ派の人はみんな借家人だ。

つまり身も心も一定の安定場を有せない浮浪人である。

而て、かしてゐる人さへ、物を神ととりちがへた外的生活によつて、内的生活を支配してゐる奴隷なのである。

これに比べて見ると、農村の人々は、いかに貧しくてもとにかく、自分の家に住んでゐる。

しかも自分の家にすみ、ひねもす夜もすがら働いて、尚も貧乏してゐるのは何故か？　それは飢饉のためでもない。田園に五穀が實らないからでもない。

ふさ〳〵とした實が熟し乍ら、農民はみじめな生活をつゞけてゐる、貧乏と單純な生活をつゞけねばならぬのである。これは云ふ迄もなく、世界の經濟界の變動がそのまゝ、山間に波及し支那との外交問題が、そのまゝ直接間接に影響してくるからである。

而てその根本は、人間が、金を支配するのではなくして、金と權力とが人間を支配してゐるからである。

而て昔は、貧乏が犯罪をうんだ。現在では、金が不正義をうむ、ブルジョアもプロレタリアも共に、金のために、不正義を醸成してゐるのである。

全人類の眞實な文化を否定して。

◇

日本には、日本特有の社會組織がある。而てことに日本の官吏的階級は、それが官僚的といはれるほど、特異な性質をもつてゐる、そこに藏もある。民衆化し社會化するところの方面も、もつてゐる。しかしわれ〳〵は、その日本の社會的中心にある尊倨さを見わすれてはならぬ、

左右の道を眺めつゝ、正しくあるべき文化成就に努力する。こゝに新しい使命があることを再認する。

ことに行刑にたづさはる人々は、この點をはつきり念頭におくことにより處遇の本體を形成すべきである。

左傾運動によるもの、右傾の反動的行動により拘禁されるもの、乃至、宮崎、岐阜事件の如き純民衆運動にかゝはるもの、更に、近代のヂヤスに伴奏するやうな生活からくる犯罪等々、雜多なしかも全般的には一の近代的文化が形成する犯罪の續出に面して、意を深くする次第である。

初心者の爲に

★句評　そのニ

椎廼本冬花

◎

文章が自分の思想をあらはすものである以上、俳句も自分の思想が充くあらはれたものであらねばならない。謎のやうなものでは未製品たるに過ぎぬ。

凧あげや子供悲しむ電信線　月峰

これは凧揚げに電線が邪魔になるので子供が悲しむことを云つたものであろう、けれども、子供悲しむ電信線では、文章にならぬ、句として未熟のもので、子供が悲しむ電信線であるやうであり又電信線が子供を悲しむやうにもとれる。この類は初心者のうちに多いのであつて、寧ろ電信にのこる恨みやいかのぼりといつた見方も面白いと考へる。次の

初春や師の家遠き山の村　同人

も年賀に遠隔の舊師を訪うたものか又は山村の師の家にも初春が來たといふたものかが分りかねる。

◎

寒き夜に行火跨いで讀書かな　正風

評者は敢て季題が重なつたことを云爲し

毎月募集

刑政俳壇

當季題ノ切毎月廿日限
用紙官私製ハガキ

◈遠藤冬花先生選◈

點々と牧馬の影や草かすむ　新潟　銀波
寶出しの旗ひらめくや師走町　金泉　安州
節分も一夜丸髷女教員　同　安泉
炬燵して刑政になじむ公休日　秋田　旭水
人混みを育人も縫ふや年の市　八王子　梅雪
初雪を散らして止まる雀哉　山形　峯月
工場の暖爐設備や冬構え　千葉　勘郎
飛石に風の片よる落葉かな　西大門　亀友
女監深く兒の夜泣する霜夜哉　北海少年　眞坊
揃出て初日おろがむ礎の家　札幌　小夜
黄昏や急げど遠き枯野道　金泉　同
着ふくれてまろき翁や冬籠　梅雪
歩み悩めてまろき翁や冬籠　長笑子
遺來の客落付かぬ師走かな　旭川　非一
年の瀬や浮ぶ瀬のなき人も在　府中　一豐
小春日や芋堀りに出る家族連　西大門　南虚
着ぶくれて往來に忙し師走街　浦上　空虚
　　晉州　あらた
　　秋月

ないが寒い夜と云ひ、行火といひ、僅か十七字のものを材料が多きに過ぎ且つ、行火を跨いで居るのであるから寒いことは聯想されるから、拙い云ひ方である。しかもこの句はこれ以上の難がある、讀書する者が行火を要することでは眞の讀書でない。講談物か獄小說であろう、それには讀書の文字を用ゐることは勿體ない。初心者にはこれ等のことも心得ておく要がある。

◉

神鈴の響く社頭や初烏　豊月
初烏啼くや代々木の神の森　同
靜かなる田家の朝や初烏　同

一の神鈴と初烏、共に耳で聽くべき音であつて同種の材料を用ゐたところに難があり、又神鈴が初烏に特種の因緣がないので平凡の域を脫せない。二の代々木の森の初烏は、未明に明治神宮に詣でゝの實感とすればよい、或は作者は啼くといふ尾について好いと掛けて代々木としたものかとも思はれる。がそれではまだ外によい材料があろう、三の田家の朝は本年の勅題を採つたことは明かであるが、上五文字が死んで居る。

出稼の父の歸りや門の松　双石

門の松では門前に生えた松で正月の門松にならぬこの誤も初心者にある。

閑庭に寒雨荐りや三十三歳　滝上啞蟬坊
松苗の所々に目立や枯野原　金泉双石
春の子の片覺えして手毬唄　旅順青竹
年の市田舍男の頬冠り　三重月峰
山茶花や朝日待たるゝ椽の先　市谷雀庵
涙れ行く水引止めて初氷　姫路松月
郷書や獄窓に聽く秋の雨　三池碧水
あかき日の曙れて寒き三笠哉　水戸落水
まだ明けぬを子等も起出て餅を搗　西大門起峰
狆木の黒く尖りて冬の月　馬山一幾
鷹犬の見えつ隱れつ枯野原　神戸粟州
猿曳や唄で誤魔化す叱り聲　下關黒扇

客

元日や忘れし友の初たより　下關雨水
煙筒の數ふへにけり冬構　三重五鈴
玄關の容を疑ふ吹雪かな　宮城つゑ
初夢に微笑む妻の寢息哉　釜山硯石
在囚の定期音信を吉書初　馬山鶴水

■

（人）　冬の月淋しく橋を渡りけり　下關青嵐
（地）　除隊して雜煮賑ふまどゐかな　金泉紫江
（天）　制札に火を戒めて眠る山　岡山原水

■

初鶏も都に住んでラヂオかな　選者



◆行刑と農夫の仕事

練習生　山本

行刑と農夫の仕事とは似通つてをるところがあると、私は或る事から小さなヒントを得た。平和な農村に育まれ、曾ては農青年として自然と土に心から親み、しかもそれを天分と心得ていそしんだことのある私には、農夫の仕事に付ては相當の經驗を所有し、その趣味をも解してゐたが行刑のことに付ては極めて平凡であり、何等の造詣がない、それは未だ日の淺いこと、直接實務の一線にたつて經驗せぬこと、又繁雜な事務に沒頭して一向に研究的態度の皆無であつたこと等々に基因することであると考へらる。實に忠誠の至らざるものとして羞恥に堪へないこゝではある。

今私の得たヒントから、行刑と農夫の仕事とを結びつけやうとした行刑の經驗と思想に乏しい、それだけ或は無謀であり、何等の味氣ないものに終るかも知れないことを杞憂する。素より研究發表ではない、只氣まぐれな感想を書いて見る氣になつたに過ぎないのである。

行刑が犯人の改善、卽ち善良なる社會人を作り出すといふ目的があつて、農夫の仕事にも優良なる作物を生産して、人間の生活に資し、又厚生に役立しめやうとする目標がある。

刑罰の新しい思潮に連れて行刑の思想が變遷して來た樣に、文化に伴ふて農夫の仕事も亦變化があり、殊に生産關係が經濟化されて來たことである。だが今この樣な過程を書かうとする目的で筆をとつたのではない。行刑の仕事と農夫の仕事との共通したものである樣に考へらるゝ似通つた點を見出さうとすることにある。

◇　◇

農夫は農作物を栽培するには先づその土壤の地質をよく考案して、最も壞土に適應したる種子を植ゑつけることが心要なのである。それは地層は砂質壞土粘土質壞土腐植土等によりて、各特質あるが故に、作物そのものゝ種類性質と合致せねば、完美せる優良なる作物を作り出すことが不可能であるからである。

これは丁度受刑者の個性と適性とを考査して、各個性に最もふさはしい、最も接近した行刑を施すことを重要とすると同樣な事柄である。次に農夫は播種する前に、土壞を入念に耕されば、選良なる種子を植ゑ付けるも容易に發芽することは出來ない。卽ち種子の萠芽に最も容易なやうに仕向けてやらればならぬのである。かうした過程は受刑者に改善の機會、善に向ふ希望又は刺戟を與へることにも當ることでもあら

う。而して發芽した作物に對しては肥料を施さねばならぬのであるが、適當なる肥料を作物の特質に從つて與へることが、將に農夫の技能の全部であり、又雜草を除き其の他の手入を充分と入念にして、作物の發育を促し、之を保護培養することが農夫の勞力の全部であると謂へやう。更に肥料を與へたゞけでは不可である。作物を保育しそしてその發育を最も旺盛ならしむことが必要である。これ實に農夫として日々營々としてつゞける努力である。

作物に對して肥料を施こす事は、恰も受刑者に對する教育であり職業訓練であり、給養とも匹敵する。就中個別的なることを要件とする點に於て似通ふてをる。行刑に於ける敎化は是を如何にすべきかゞ問題である。文育敎育成人敎育再敎育情操敎育等々、悉く行刑の有終の收獲に甚大なる力をもたらすことは謂ふまでもない。作物の生育を促進し且つそれを保護することは恰も受刑者處遇のそれと同一である。卽ち如何にせば刑の執行に伴ふ弊害を除去し、如何にせば身體生命を保持し、更に受刑者それ自らが改善に對つて進出することが旺盛になるかといふことが、現代行刑の核心であり、惱みの焦點でもあらう。そして實際する刑務官吏の粒々の心血を注ぐ營みに相當することである。

更に興味あることは施肥のことである、植物に必要欠くべからざる肥料は定つてをる、所謂肥料の三要素と稱せらるゝ窒素燐酸加里である。この要素の分配は作物の性質種類によつて一樣ではないが、とまれ一個の作物に對してはこの三要素が適當に配せられなければ、完美せる收獲が得られないことである。例へば稻作ならば窒素分の み多過で、燐酸分又は加里分の不足な場合は稻の丈のみ伸びて、所謂靑田としてのみ賞すべきも、來るべき秋に求めんとする果實（米）は極めて貧弱なもので、その質量に於て豫期の半量も收獲することは出來ない。斯樣に均衡のとれない肥料は失敗に終り又過量なる肥料を與へるときは却て害されて了ふのである。この作物の爲にする肥料の要素の合理的なるべきことゝ、行刑の仕事とを結びつけて考へるとき、大いに三思猶省せねばならないことであらう。

要は行刑のシステムも處遇の方法も、目的主義刑罰の觀念全部の要求を容れ、この思想を以て合理化されるものでなければならぬことを痛感する。そして農夫が優良なる作物の收獲を得る爲に、寸陰かなる春の朝灼熱の眞夏、秋霜おく日、雨にも風にも心して、田野に出でゝ雄大な自然に親み、平和に仕事に對する趣味と作物とを愛するの心持と仝樣な感情を以て、行刑の仕事も進めたならば、價値ある收獲は望まれることゝ信ずる

茲に更に一言したいことは、農園刑務所が開拓せられ、受刑者自身に『農夫の心境』を培つたならば、一段と躍進せる行刑の實を得らるゝことであらうといふことである。

何事にまれ、絕へざる研究的態度を以て莅むことは、吾人の忘却してはならない努めである。行刑の進化も、採長補短常に倦まざる精進によつてのみ、やがては吾人の理想鄕も招來することを得ることであらう。

―（完）―　一九二九、一、一〇

◆考査試驗

飯塚　おがた生

私共の頭痛の種の一たる考査試驗は十二月二日の第一日曜日に施行された。今度は特に常識問題を出題されたる爲め狼狽した人が隨分多數あつた樣だ。左に其問題を記載して見やう。

甲部（一）刑ノ種類及其輕重ヲ問フ
（二）刑務官吏の服務義務ノ問フ
（三）逃身檢査ニ付知ル處ヲ記セ
（四）山梨縣愛媛縣宮城縣ノ各縣廳所在地ヲ問フ

乙部（一）併合罪ニ付二個以上ノ裁判アリタルトキノ執行方法ヲ問フ
（二）收容ヲ拒絕スル場合ヲ問フ
（三）舍房勤務中注意スヘキ點ヲ述ヘヨ
（四）滋賀縣福島縣埼玉縣ノ各縣廳所在地ヲ問フ

甲部乙部共に第四の問題に大分なやまされた樣であつた。試驗の結果は未だ發表がないが合格點數に達して居る人は僅かとの事である。各刑務所共に考査試驗位と之を輕視し或は眼中に置いて居ない者もある樣に思ふ、近頃は白紙を出す樣な不心得者はない樣だが、合格點にも達しないやうでは彼等收容者を直接善導の任に當る刑務官吏として大いに考慮を要する事と思ふ。我等は激務の中にも勉學を怠らず常に常識の養成に務め以て收容者を善導し、社會の良民に復歸せしめ再び犯罪を累ねる事のないやう努力しなければならないのである。されば上官に於かれては勉學奬勵の爲め考査試驗の成績優良なる人には何等かの方法を以て表彰され猶又編輯部では各刑務所の試驗問題を集められ刑政紙上讀者欄に二三づゝ揭載して戴きたいと思ふのである。之を實現されたる曉は大いに勉學の參考思料となる事を疑はぬので、私はその實現を切にお願ひする次第である。

～～～

僕は君今朝二時頃起きて而も子供と三人連れで二里もある御不動様へ惠方詣りをして來たよ。

といふのだからトテモ偉い。又どうしていつもになくそんなに早く御詣に出かけたのですかとの問に。

僕は君等も御承知の通り年中朝寢坊ばかり極め込んで居るから申譯ない樣な氣がするゝでせめてオ元日だけなり人樣より早く起きて、どうぞ本年も無事で達者で朝運くなる迄寢させて頂く樣に、つまりオ元日一日の早起きと一年中の朝寢を十●一にして貰ふのだよ、ハヽ……。

私はナル程と感心した。其の中に十時となる。職員の顏は全部揃つたので式は型の如く濟んだ。一同は收容者と共に國歌を合唱すべく敎誨堂へ集まる。場内を見渡せば四十に足らざる職員と百を出でざる收容者は何れもニコ〳〵、所謂ニコ〳〵大會であつた。こうした情景を眺めたとき私は涙ぐましい程嬉しく且つ愉快に感じたのである。大方皆樣の所に於てもこうした場面が數限りなく展開されたことゝ思ふ。

その所爲でもあるまいが當日樂器の奏者に對しては頗る嚴重であつた。がそんな時代は疾くに過ぎ去つて、行刑の目的が應報主義より犯人の改過遷善主義となつた。處遇するに當つても人として取扱はねばならぬ。所謂人格者として取扱つてやらねばならぬのである。

行刑の實を擧ぐるは刑務官吏と放容者との融和にありとせば互に愉快に暮したなれば其効果も極めて大きいであらう。

◈年頭の所感

姫路　呑海

昭和三年も更け行く夜半の鐘聲に名殘を告げて過去の年となり、それと共に新らしくこゝに昭和四年を迎へた我が愛誌刑政も明け行く年と共に誌齡又一歲を加ふるの時吾等の胸憶に湧き起る年頭の所感を述べ併せて本誌將來の發展を祈る。

時は、日は、月は、年は、矢の樣に飛び來り飛び去つて行く、それに伴ひ文物も制度も、亦吾等が刑務も總ては、日に

月に舊き丸捨てゝ新らしく進み行く、然るに一度、自分の過去を回想する時、只茫々として廿有八年は夢の如く、何事を爲し何物を殘したるかを、考ふれば實に感慨無量である。

往年の希望は、遠大な理想は、目的は、皆是空想に過ぎざるのみ、噫々何んたる己の不甲斐無さぞ、爲すべき事の年一年と益々多きに自己の努力の足らざるを如何せん。

天地萬象皆新なる年頭の朝、悠々として東天に昇り來る初日乃出を拜むとき、思はず我れと我が心に、おゝ本年こそは何處迄も自警自奮以て意義ある年を過さん堅く誓はるを得ない。

◈『第一歩』

市ケ谷　すゞ蘭生

自分が此の丘の上で今年こそと誓つてから、春が逝き、夏が過ぎ、淋しい秋も暮れて富嶽は美しい銀帽に彩られ、寒い〳〵冬が山の頂から迫つて來た。

地球は既に太陽の周圍を一廻りして、一年三百六十五日、時にして實に八千七百六十時間は、たゞわけもなく空しく過ぎ去つてしまつた。否、過してしまつた。

昭和三年はもう永遠の左樣ならを告げてしまつた。

大晦日の深夜、除夜の鐘の音に言ひ知れぬ寂しさを感じるとき、歲の舞臺は、來年は來年はかと嘲りながら迎つたのだ。

そして乾坤茲に改まつた昭和第代四年の初頭、去年と同じ此の丘の上に登つて、限りなき過去の追憶から新しい前途へ第一歩を自分は今考へてゐる。

◈我が職務

青森　長谷川生

私は一看守として刑務所に職を奉ずる一人であります。拜命以來日尙淺く刑務所の內容如何を深く知る事が出來ませんが、聊か左に職務の一端を述べる次第であります。

固來世の進歩に伴ひて、諸般の制度設備も一新せられました事は國家の爲め慶賀すべき事であります。併しながら現今、社會の狀況を見るに、巧妙を極めた犯罪事犯、危險極まる犯罪の數は日毎に增加して人心の安定を得ざるは、我等の遺憾に堪へざる次第であります。而して此等多くの犯罪者の大多數は、一度刑務所を釋放された刑餘の民たるを思ふ時、轉た行刑の緊要なる事を感ぜざるを得ざる次第であります。昔時牢獄と稱せられたる時代に在りては、彼等受刑者をして一定の牢屋に縛ぎて苦役を課するを以つて目的とせるも、現代の刑務所に於ては然らず、彼等犯罪者を悔悟正義の人に歸らしめるに在れば、其の業の至難にして其の職を奉ずる我等の職責も又重且つ大なるやは今更我々の多言を要せざる所であります。抑々刑務所に職を奉じ、直接受刑者の指導の任に當る我等は、常に行刑上必要なる學問をなして、智識を修め、自己の人格を磨くべきは勿論、要するに我等は受刑者の模範として指導の任に當るものなるが故に、一擧一動は常に規律と令致せる行動を執り、常に職務に關する法令は之を詳く研究し、法の精神運用を考へ、尙上官の命令を遵奉し其の職務を完全に盡すべき覺悟が必要であります。

◆平看守の慾望

福島　白峰生

私が今更改めて喋々するまでもなく、刑務官と申す職は犯罪者を直接戒護の任に當り以て眞民に復歸せしむる教育家より以上の重大責任を有し且つ又一日たりとも欠くべからざる職掌であります。然るに民衆の大半は斯る内情を知らずして、刑務官を稱し今尚ほ牢番又は獄卒などと舊語を引用して輕蔑せるものがあります。之れ又止むを得ざるのであります。元より親兄弟の意見や知己親戚等の忠告をも耳にせざる犯罪者を相手に且つ又死刑の執行までなす可きでありますから、一寸考へますと民衆より輕蔑さるゝものむりからぬ事と思ひます。斯の如く社會より忌み嫌はるゝ職に甘んじて永年勤續せる看守に對しては、看守の階級を陸海軍同樣に改善すべきだと思ひます。何人たりとも進級の慾望が充滿して居ります然るに上司に制限がありまして欲する儘に進級も叶わず只々永年一本筋にて終るのみ實に悲觀せざるを得ないのであります。

然らば茲に五年以上精勤者にして且つ精勤證書を有する看守に對し陸海軍の善行章の如く黒膽脂色の羅紗にて巾五分に長さ二寸の山形を左腕に附着せむる事となるだらうと思ひます。然らば目醒めたる奮發心を發揮し、又初年者に在りても斯る處遇に甘んじて永年眞面目に精勤すること疑ひなく、從つて行刑の能率も又著しく增進することゝ論を俟たないことであります。然るに或一部の者には只だ〳〵糊口を凌がんがため一時の腰掛けとして拜命せるものあり斯る一時的のものにしては、行刑の目的を達成せしむること不可能であるばかりでなく刑務界に對し迷惑を與へるものであります。然らば優良なる看守を得んと欲するにはまず叙上の待遇改善は急務なりと思ひます。診にも水は低きに流るゝの理でありますから、收容者に接し改過遷善に導くのは一に看守にあります。然るに一般看守の學力程度を觀察するに、高等小學卒業は多數にして中學卒業者は稀に見受けるのみであります。斯る重大責任を有する看守をば少なくとも中學卒業以上の者を望むべきが本來であります。が現在の勤務時間は二十五時間の永きに渉り他官に比して勤勞多く不眠不休で加ふるに進級の途無きが故に中等教育を有するもの、志望者がないのではないかと思ひます。希はくば愛讀者諸賢の御賛同を得て目出度職古の御大典を記念に叙上の進級制度の實現を慾望して已まざる次第であります。

～～～～～～～～

◆勅題　田家朝恭賦

自軒　左庫金藏

曉上層樓望四郊　炊煙處處遶村包
天皇應有歳豐喜　春鳥坐枝風不敲

其二

雪泥無跡麥初肥　野市山村共曙暉
剛是履端春已好　疑東君駕隴南歸



お茶の生理的効果

◇茶の芳香は何か

お茶の香味は茶素（テイン）、タンニン、たん白質エキスなどの混合した結果で、茶の種類で含量がちがふ。まつ茶にはテイン三、タンニン十一、せん茶にはテイン一・五、タンニン四・六、普通の茶にはテイン一・六、タンニン六・八をふくんでゐる。

つまりテインは水に移る出方が早くて、湯にいれるとすぐ出るが、タンニンは出方がおそいのである。お茶の芳香は前記成分以外に、揮發性の芳香成分による。お茶の出がらしのにがいのはテインが出てしまつて、タンニンや樹脂（ハルツ）が後から出てくるためだ。ほうじ茶にはテインが減り、芳香が強くなる。ひどくほうじるとヴイタミンが破壞するともいはれる。

◇お茶をのむと色が黒くなるか

お茶をのんでも皮膚に色素が沈着することはない。ただ着色した藥には往々にして有害な色素が使はれたりするから、皮膚にも變化のくることがある。また宵越しのお茶は毒だといはれるが、これはタンニンやテインが余りに澤山抽出される結果として、胃を刺戟したり心臟を刺戟することがあるからだ。

◇松葉茶の藥効如何

松葉茶には神經系を强くする揮發油があるから、一般强壯藥ともなる。

◇我醫學者の研究によつて、人といふものは三七二十一日間は、絶食に耐へる事は出來ますが、五日間全く不眠に陷らせるならば、生命は保たないといはれてゐるのであります。それほど睡眠といふ事は榮養よりも大切なのであります。

◇人間は何時間寢たらよいか、といふ事が問題になりますが、多くの學者の研究した結果によりますと、一年から二年迄は十六時間乃至十八時間、二年より三年までは十五時間乃至十七時間、三年より四年までは十四時間乃至十六時間、四年より六年までは十三時間乃至十五時間、六年より九年までは十時間乃至十二時間、九年より十三年までは八時間乃至十時間の睡眠時間を要し、

◇青春時代、卽ち十七八九の時は十時間を要し、青春の末期は七時間より九時間、壯年時代は六時間乃至八時間、卽ちこれだけの睡眠時間を要するものであります。それ故大人においては、少くも六時間より八時間は眠りを要するのであります。處で、人々がよく云ふことは「よくお眠りな

人間はどの位眠れば
よいか醫學的に
見た年齡と睡眠時間
寢過ぎても害になる

さい」といふ言葉でありますが、それでは

◇人間は眠るほどよいか、といふと決してそうではないのですといふよりもよくないのであります。つまり眠り過ぎることは食ひ過ぎと同様に、身體に害があるのであります。故に前の言葉を一般的に云ひますと、卽ち

◇早寢、早起きといふ事になるのでありまして、之がまた人間が生活する爲に最も理想的であるのです。晝の間よく活動すれば疲れる、つまり早く疲勞が現れて來ます。これを早く恢復させて翌日の仕事に早く取りかゝるといふ事は、

◇能率を擧げる點から云つても、理想的であつて、夜更しすればする程疲勞の程度が深く、仕事の能率の悪がらないのは當然のことであります、つまり夜更しをすれば長い間身體を休めぬ事　なります。殊に腦が疲れます。疲れた

◇その腦を充分休養せしめやうとするには、どうしても睡眠時間を長くとらればならない事になりますから、いきほい日常の仕事に差支へるやうになるのは、分りきつた事であります。

切花の水揚げ

梅……花瓶に硫黄末を少し入れてさします。

寒牡丹……切口を焦爛し、薄荷水をつけてさします。

水仙……塩水の中にさします。

寒菊……花器の中に一つかみのコシヨウを加へます。

蜜柑の過食は心配無用

成分の上から見た蜜柑は、有機酸と枸櫞酸のあるために、新陳代謝の働きをとめるので、熱でもあるやうな場合にこの汁を飲むと恢復を助けます、蜜柑のにほひはメチルエステルといふもので、レモンなどに似た成分です。またビタミンCがあるので、壞血病によい。

○

それから子供などで澤山食べすぎて、皮膚が黄疸のやうに黄色くなることがありますが、これは別段心配することはありません。

○

大體に於て水氣の非常に多いものですから、あまり酸つぱくない甘味のあるものなら、少々餘計食べても害はありません。また子供などによいのは簡單に皮がむけることと、中にわるい黴菌のはいらぬことで、きずのないものなら本當の意味の新鮮なものを食べられるのです、いくら方々に運ばれても食べるところは人の手に觸れぬので、汚れたものはついてゐないのです。

肝油の殺菌力

佛國獸醫の新實驗

肝油は藥品としてゞなく、此頃では榮養品としてよく用ひられるやうにたつた。然し更に最近これは殺虫力をもつてゐる事が、佛國獸醫ドクトル・ラング氏によつて發見された、氏の報告する所によれば之を牛馬の創傷部に塗布した時、好んで之に群集する蠅を死滅又は撃退させるから、何等繃帶を施さずして日光療法を施す場合などには頗る妙で、バクテリアの浸入をさへ防ぎ得られる。又犬猫等の扁虱も肝油によつて充分死滅させることが出來るから之に使用する事もよい、更に沼澤や溝渠等に之を散布すると、石油と同じ性質によつて水の表面に薄く廣がり、幼虫を殺すに妙を得てゐる、しかも此の作用は石油よりも強く且つ蒸發しないから、有効期間も長いと云ひ得られる。

むしろ子供の發育や特性に從へ

中學へやるのが自慢にならぬ

どうも世間の親達を見ると、その子の心身の發育狀態や、腦力の如何を問はず、とにかく定評ある府立とか市立とかの中學に入れさせ樣としたがる風があるので、かうした親の要求が時には子供にとつて、非常な重荷である場合が多い。それと小學六年を卒業すれば必ず中學の入學試驗を受けさせねばならぬといふ風に考へてゐる事も間違つてゐると云はねばならぬ。この點を親は充分考へてほしいのである。

平素成績の思はしくない子供、健康のよくない子供に對しては、決して中學の入學を急いでほしくない事である。一年や二年の猶豫を與へて、その間に充分心身の健康と準備敎育を圖つて、そして中學に入學させても決して遲くはない事である。又中學を選ぶとしても必ず定評ある中學校が、その子の前途のために適したものとも云へぬ。その子の實力や個性に從つて、寧ろ特殊の專門學校を選ぶ事も、却つて利巧な事である。又その子の實力に從つて、競爭の烈しい入學試驗の比較的むつかしい學校に、無理に受驗させるよりも、むしろ入學試驗のやさしい校風ののんびりした、いゝ私立中學校に入學させる方が、却つてその子の成長にいゝ結果を與へる事もある。

よく家庭において、その子をいゝ學校に入れたいため、學校當局へ裏面にあつて贈り物などして運動する親たちのあることを聞くことがあるが、絶對に排斥すべき事で、さうして特別な情實關係を作つて、よし子供を入學させた處で、その子は却つて、そのために苦しまねばならぬといふ結果に陷る事がよくある事である。其他注意を云へば、まだ色々と細かい點があるが、要するに、親の見榮や理想のために、その子を無理な方向へ入らせないことである。そしてその子の心身の發育狀態や、特性に從つて無理がなく中學を選んでほしいに洗ひ落すことが出來、その上、手が荒れると云ふやうなことはありません。各家庭の臺所は勿論のこと工場手洗場お料理店、湯屋などで必ず備へて置く必要のあるものです。値段は約一リットル入の箱が十五錢。

奥樣手帳

漆器のよごれは　奉書紙または松原紙の反古で拭くとよろしい、また卵の白味に水をまぜネルの布につけて拭いてもよい

◇銀器のよごれは　梅酢を沸して洗つた後ナメシ皮で拭くかまたは舶來の赤粉で磨きます

◇錫器のよごれは鹽を布に包んで靜かに拭くがよろしい

◇銅器のよごれは　砥の粉に油をたらしたもので磨きます

矯正図書館

▽敍任辭令△

十一月一日
敍正七位　作業技師從七勳七　宮崎德安
敍從七位　看守長　宮喜一郎
敍正八位　同　吉田萬吉
同　同　井上清次郎
十一月二日
敍正八位　看守長勳八等　下川彌八
十二月十五日
敍從七位　保健技師　野中守四郎
敍正七位　作業技師　長谷川兼好
敍從七位　看守長正八位　吉岡萬吉
敍從六位　典獄正七勳六　寺澤政郎
十二月二十八日
敍正五位　典獄從五勳四　印南於菟吉
敍從六位　典獄正七勳六　向島鐵之助
敍從六位　典獄補正七勳六　七戸大助
十一月二日
敍勳四等授瑞寶章　典獄從五位勳五等　飯田高朗
敍勳五等授瑞寶章　朝鮮總督府典獄　横山藤三郎
授青色桐葉章　看守長勳七等　寺島太作
敍勳七等授瑞寶章　秋田刑務所看守勳七等　工藤千代、松
同　同　高橋清治
敍勳八等授瑞寶章　看守長　山本勝
十二月二十八日
敍勳四等授瑞寶章　典獄從五勳五　佐藤乙二
敍勳五等授瑞寶章　同　從六勳六　藤居虛
敍勳七等授瑞寶章　大阪刑務所看守勳八　横山吉太郎
同　松江刑務所看守勳八功七　福島義平
同　大阪刑務所看守勳八　山田嘉一郎
敍勳八等授瑞寶章　看守長勳八　前田寛一
同　看守長從七　吉田萬吉
同　同　從七　宮喜一郎
同　同　正八　井上清次郎
同　松江刑務所看守　田中熊男
同　同　田村長重

▽本會情報△

昭和三年十一月十三日、千葉刑務所收容受刑者の一人が、就業中戒護看守の隙に乘じ構外に逃去せし際、追跡逮捕の命を受け、千葉縣印旛郡四街道街路に於て、逃走者を共力逮捕せし看守に對し表彰方、千葉支部長からの申請に依り、左の如くその功勞を表彰しました。

表彰

千葉刑務所看守　高橋周藏
同　田野寛治

昭和三年十一月十三日千葉刑務所收容受刑者ノ逃走ニ際シ直ニ追跡逮捕シ克ク其任務ヲ盡シ功績顯著ナリト認ム仍テ本會寄附行爲第五條ニ依リ茲ニ金拾圓ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和三年十二月二十八日　會長名

質疑應答

刑務職員共濟組合規則中の質疑（甲號）に對し（乙號）の如く應答せしにつき御參考に供します

（甲號）

昭和三年十二月十二日

秋田地方部長

刑務職員共濟組合規則中疑義ノ件

標記組合規則第三條ニ所謂現ニ刑務ニ從事スル者ノ內ニハ有給囑託員例ヘハ武術、敎務、醫務、女監取締囑託等モ包含シ居ル儀ニ候哉聊カ疑義相生シ居候條何分ノ御指示相煩シ度シ

（乙號）

昭和三年十二月七十日

刑務協會

刑務職員共濟組合規則ニ關スル質疑ノ件

首題ノ件ハ大體御見込ミ通リニ候得共一時的ノ囑託ハ除外相成可然ト相認メ候不取敢貴答迄如此候

◇盛會なりし名刺交換會

本會樓上に於ける

本會では恒例により一月一日午前十一時から樓上に於て司法省行刑局を初め四刑務所及輔成會、刑務協會の職員の名刺交換會を催したが、會するもの百四十名に及び、すこぶる盛會を極めて、昭和の萬歲を祝福した。

因に列席せる人々は、

司法省行刑局
松井和義　辻敬助　岡部常
芥川信　森山武市郎　正木亮
長山始　前田靜雄　泉英斌
上田茂登治　中林勘次　大原虎夫
中田主稅　高橋健　鍵山俊治
仁科正次　山本作藏　武藤亘
宇田象三　津久井作司　印南眞一
土橋惣太郎　井川信一　山本銓吉
古田圓正

小菅刑務所
大野數枝　長谷川鏡太郎　平川浩一

矯正図書館

局長 原静乗　丸山郁雄　澤田幸太郎
本間勘吉　菊樂夷　田中重四郎
山根信松　妙圓薗弘吉　藤川慈擧
栗田紀道　野手甚之助　工東寅信
和田常吉　竹田益平　大河内恭三郎
米澤豐次

市谷刑務所

根本仙三郎　伊藤忠矢郎　藤井惠照
曾川良貞　成田德太郎　青柳彌錄
山中鉄一　乙坂佳性　吉田綱記
荒卷正修　齋藤文藏　夏目善太郎
木下弘　林仁次郎　越田利二
石野良之助　土谷正光　上田勝

豊多摩刑務所

有馬四郎助　奥村輝　川添敬三
中村利義　東邦彦　朝岡晴光
神俊三　太田卯八　古屋盛安
富井隆信　藤原敬圓　菅原唯定
杉下學人　向井淺三郎　山下兼三郎

巣鴨刑務所

佐藤乙一　江村繁太郎　武田慧宏
大草東三郎　峰岸邊　中田達治
高橋佐一郎　枇杷橋喜一　米倉忠治

刑務官練習生

大村曉心　加藤教榮　吉田慶暢
小室華雲　吉永聰夫　松岡武四郎
木村彦作　高城守人　淺田松太郎
石川廣助　大竹峯太郎　若林善三郎
田村秀德　齋藤爲一　時岡鐵次郎
齋藤茂三郎　小松崎榮　鈴木勇
西村重五郎　保貞良

刑務官練習生

渡邊勝巳　藤田保一　副島千代人
吉田益雄　吉田與吉　安藤定美
山本榮三　伊藤銀藏　栃折健次
名田清　後藤善弟　中村保
河村信市　前野宗一　毛利龍城
小久保義晴　長谷場正壽　堤鐵造
嵯峨寅太郎　李永守　前間英六
大石賴幸　西村渡　山上重子
大河平靜子　高橋さん　松橋佐代

輔成會

香川又二郎　渡邊義藤　遠藤理一
秀顯雄

刑務協會

住江敬義　島田榮造　野尻爻六
赤田眞了　能勢弘忍　大野一雄
澁谷善藏　平井三郎

司法大臣訓令

（昭和三年十一月一日）
（行甲第一、八四九號）

明治四十一年十月司法省文統甲第七三八號訓令中左ノ通改正シ昭和三年分ヨリ之ヲ施行ス

一、「明治何年廳府縣別號第一表」ヲ「昭和何年科料刑執行事件年表」ニ改ム

二、「明治何年廳府縣別號第二表」ヲ「昭和何年科料刑執行事件年表」ニ改ム

右訓令ス

（昭和三年十一月六日）
（甲第一八九六號）

懲役及禁錮刑ノ執行ヲ終ヘシ又ハ時刑ニ服スル受刑者死亡シタルトキハ別紙樣式ニ依リ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事局ニ通知スヘシ

右訓令ス

日記番號
年月日

檢事局
御中

刑務所（支所）
御中

矯正図書館

刑執行終了ノ件通知

判決裁判所名	刑執行終了（死亡）年月日	氏名	備考

備考　同名異人又ハ類似氏名ノ者ニ對シテハ備考欄ニ本籍若ハ生年月日ヲ記載スルコト

（昭和三年十二月二十日 行甲第二〇九〇號）

大正二年司法省訓令第二號行刑統計小票取扱規程及標式中左記ノ通改正シ昭和四年一月分ヨリ之ヲ施行ス

記

刑事被告人入監小票入監時年齢欄「六十歳以上」ヲ「七十歳未滿」ニ改メ新ニ「七十歳以上」ヲ加フ

（昭和三年十二月二十日 行甲第二〇九〇號）

大正二年司法省訓令第七號行刑統計報告例及標式中第二表ヲ別紙ノ通改正シ昭和四年一月分ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

第二表　昭和　年　月　日現在々監受刑者罪名　刑務所（支所）（出張所）

罪名	人員	罪名	人員
竊盜	女	墮胎	男女
强盜	〃	猥褻姦淫及重婚	〃
賭博及富籤	〃	逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	〃
詐欺及恐喝	〃	皇室ニ對スル	〃
橫領	〃	公務執行妨害	〃
贓物ニ關スル	〃	騷擾	〃
通貨偽造	〃	放火	〃
文書印章、有價證券偽造	〃	住居ヲ侵スル	〃
偽證、誣告	〃	略取及誘拐	〃
森林法	男女	選擧法	〃
新聞紙法及出版法	〃	治安警察法	〃
治安維持法	〃	暴力行爲等處罰法	〃
爆發物取締罰則	〃	銃砲火藥類取締規則	〃
警察犯處罰令	〃		

矯正図書館

刑事局長通牒

◆減刑令第一條ノ解釋ニ關スル件

（昭和三年十二月二十日）
（秘第一、六七〇號）

今回發布セラレタル減刑令第一條ニ依リ減刑ノ恩典ヲ受クル者ハ昨年一月二十九日付秘第　九號通牒ノ減刑令施行ニ關スル心得及本年十月四日付秘第一、三七六號恩赦施行ニ關スル心得ニ準據スヘキ次第ニ有之候處有昭和三年十一月十日前ニ確定シタル者ト謂フハ昭和三年十一月九日午後十二時迄ニ確定シタル者ヲ指スノ意ニ有之從テ左記ノ場合ハ當然減刑ノ恩典ニ浴セシムヘキ趣旨ニ有之候條爲念及通牒候

記

昭和三年十一月二日宣告　同　九日控訴期間滿了　同　十日確定

廳府縣令	及警察令	其他	〃
〃	〃	〃	〃
總計	男	〃	〃
	女		
	計	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	陸海軍刑法	〃	〃
〃	徴兵令	〃	〃
	計	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	嬰兒殺	〃	〃
〃	人殺	〃	〃
〃	傷害	〃	〃
〃	職	〃	〃
	瀆	其他	〃
	備考		

行刑局長通牒

◆拘留刑及科料刑ノ執行ニ關スル報告ノ件

（昭和三年十一月一日）
（行甲第一、八五〇號）

本日訓令相成候標記ノ件ハ大正十年十一月勅令第四四五號司法省官制中改正ニ依リ刑ノ執行ニ關スル事項ハ刑事局ヨリ行刑局ニ移管セラレタル結果警察犯及諸規則違反即決事件年表ノ附表タル別號第一表同第二表ハ各本表ト分離シ行刑局ノ所管トナリシ次第ニ候處其ノ名稱ヲ其ノ儘踏襲シ來リタル爲メ今尚ホ本表ト共ニ刑事局ヲ經由シテ進達セラルル向有之事務處理上不便渺カラス候ニ付本日ノ訓令ヲ以テ名稱ヲ改正シタル次第ニ有之候間爾後必ス當局ヲ經由セラルル樣御配慮相煩度此段及御依頼候也

◆拘留刑及科料刑ノ執行ニ關スル報告ノ件

（昭和三年十一月二日）
（行甲第一、八九〇號）

標記ノ件ニ付テハ從來何年廳府縣別號第一表同第二表トシテ樺太廳ヨリ毎年報告ヲ受ケ居リ候處別紙寫ノ通昭和何年拘留刑執行事件年表及同科料刑執行事件年表ト夫々改正致候ニ付貴管下樺太廳ニ於テモ明年二月提出セラルヘキ昭和三年分ヨリ同訓令ニ準據セラルヽ樣樺太廳長官ヘ御通牒相成度尚同表提出ノ際ハ當局ヲ經由シ司法大臣宛提出セラルヽ樣致度此段及御依頼候也

◆醫學的檢査ノ設備充實並其ノ委囑ニ關スル件

（昭和三年十一月八日）
（行甲第一九〇二號）

保健衛生設備ヲ充實シ診療ノ完全ヲ期セムカ爲ニハ醫

矯正図書館

學的檢査ヲ施行スルコトノ必要ナルハ醫學ノ進歩ト共ニ益盛ニシテ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ此ノ醫學的檢査ヲ行フニハ種々ノ設備ト特殊ノ技術ヲ要スル爲從來各所ニ於テ之ヲ利用スルコト少ク衛生上ニ於テ遺憾ノ點不尠殊ニ患者ノ診療ニ付之カ利用ヲ怠リタル爲疾病ノ診斷ヲ誤リ或ハ治療日數ヲ遷延セシムルニ至リタルモノモ往々有之樣認メラレ候得共各所共今俄ニ其ノ設備ヲ充實スルコトハ豫算等ノ關係上困難ノ事情モ有之候ニ付テハ今後其ノ必要アルニ際シ若設備不充分ナルトキハ成ルヘク官公私立衛生試驗所等醫學的檢査ヲ施行シ得ル機關ニ委囑シ速ニ其ノ檢査成績ヲ根據トシテ衛生施設ノ充實ト診療ノ完全ヲ期セラレ候樣致度候

◆未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則ノ運用ニ關スル件

（昭和三年十二月十七日 行丙第二、一七二號）

刑務所ニ於テ取扱フ自辨物品

中湯婆ニ關スル件

刑務所内ニ於ケル自辨物品ノ販賣又ハ取扱ノ件中湯婆ハ當時留保ニ附セラレ後日御詮議ノコトニ五月八日付行丙第八九七號ヲ以テ御通牒ニ接シ候處目下差入ノ季節ト相成候ニ就テハ右品目ノ增加竝ニ價格及分量ハ五月一日付神刑發第八〇三號上申ノ通リ湯婆一夜三錢以

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致候條右ハ適宜施行相成差支無之候

（別紙）

（甲號）

神發第二、四二九號

昭和三年十二月六日

神戸刑務所長

司法省行刑局長殿

内但冬季ニ限ルトシ御認可相成候樣御配慮相煩度候

（乙號）

司法省行刑局 行丙第二、一七二號

和和三年十二月十五日

神戸刑務所長

司法省行刑局長

刑務所内ニ於テ取扱フ自辨物品中湯婆ニ關スル件

十二月六日神刑發第二四二九號ヲ以テ照會相成候標記ノ件右ハ貴見ノ通御取扱相成可然候

◆家具木工實習訓練ニ關スル件

（昭和三年十二月十七日 行甲第二〇七四號）

廣島刑務所ニ於テ施行シタル家具木工實習訓練ノ概況別紙ノ通リニ有之候間爲參考及送付候

（別紙）

第三回家具木工實習訓練ノ概況報告

昭和三年五月十五日ヨリ十一月十五日マテ六月間受刑者訓練概則ニ準據シ家具木工訓練ヲ施行シ實習夫二十名ノ内修技ノ見込ナキ者三名ヲ淘汰シ訓練ヲ終了セリ

六、名

修了者十七名内譯

釋放後自營確實ナル者 七、名

殘刑期ノ指導適當ナル時ハ自營シ得ル域ニ達シ得ル者 四、名

今後懲切ニ敎導ヲ續クルニ非サレハ自營シ得ル技能ニ達シ得サル者

一、本訓練所ノ訓練期間ハ六ケ月ニシテ家具木工作製技術ノ手解キヲ與フルヲ以テ目的トスルモノナルニ本期ノ入所實習夫二十名中ヨリ釋放後自營確實ト認メラルヽ修了者六名ヲ出シタルハ豫期以上ノ成績ヲ得タリト云ヒ得サルニアラサルモ一面三名ノ落伍者

刑政第42巻第2号
矯正図書館

ト四名ノ準落伍者ヲ出スニ至リタルハ遺憾トスルトコロナリ而シテ右ノ如キ不良ノ結果ヲ出シタルハ實習夫ヲ撰定スルニ當リ注意ニ缺クル處アリシニアラサルヤ疑ハサルヲ得ス將來之ヲ選定スルニハ本人ニ該業修得ノ眞正ノ希望アルコト、修了ノ見込アルコト及尋常小學校卒業程度以上ノ實際的學力アルコトノ條件ニ就キ特ニ注意ヲ拂フノ必要アリト思料ス

一、當訓練所ハ中年者ニ對シ訓練ヲ施スコトトナリ居ルヲ以テ若年者ノ養成ニ比シ其進歩著シク速ク六ケ月ニ過キスシテ技術上必要ナル總テノ基礎教育ヲ施シ得タルモ從來訓練修了者ニシテ其後ノ技術遲々トシテ進マス爲メニ自暴自棄ニ陷リ他ニ轉工ノ止ムナキニ至リタルモノ間々之レアルヲ聞ク然レトモ中年者ニ對スル基礎教育ノ濟度カ若年者ヨリ速カナルハ其常識カ發達シ居ルカ爲メニシテ技術ノ進歩ハ必スシモ之レト同一視スル能ハサルハ當然ナルヘキヲ以テ各所ノ技術指導者ハ訓練修了者ニ對シテハ深甚ノ注意ヲ拂ヒテ之ヲ指導シ折角ノ訓練ヲ徒勞ニ歸セシムル如キコトナキヲ望マサルヲ得ス

◆詭激思想懷抱者ノ寫眞撮影ニ關スル件

（昭和三年十二月二十日）
（行甲第二一〇一號）

詭激思想懷抱者者ニ對スル個性調査報告ニ添付スヘキ寫眞ハ判決確定直後未タ頭髮ノ翦剃ヲ爲サヽル以前ニ於テ自衣ヲ著用セシメ撮影相成候樣致度爲念及通牒候

瑞西の行刑制度

——レーゲンスドルフ刑務所を中心として——（二）

司法書記官　森山武市郎

第三節　拘置場（Haftsystem）

瑞西國に於ては刑法と刑執行とは必ずしも統一的ならずして二十五個の半州及全州に於て各自の權限により之を規定せり。

州の刑執行は前後二回歐洲の監獄制度の模範となりたり、即ち一回は一百年前ゲンフ及ワントの二州が歐洲大陸の最初の輻射式刑務所を創設し、又アールガウ州がレンツブルグに於てその新刑務所を建造し愛蘭の刑執行に關聯して段階制度を實施するや急速に瑞西國の制度となりたり。之は瑞西國の組織的刑執行と稱することを得べし。かの一九二三年六月七日に公布せられたるブロイセンの自由刑の執行に關する原則には『累進的刑罰執行は受刑者に對し其の意思を緊張し且之を克服さることが自己に利益を招來するものなりとの目的を確立し之に由り其の道德的向上を促進すべし。累進的刑罰執行は受刑者の內面的變化の進展に連れてその嚴格の程度を輕減し、且庇護を加へ漸次其の種類及程度を增加し、之に由り刑執行を緩和し、結局釋放への過程に準備し得るまで輕減すべき原則に基き之を組織すべし（一三〇）』と規定し、長期刑に對して概して累進的刑罰執行を爲すことに努力せるを見ば、累進制度の辯護論者は滿足を感ずるなるべし。

チューリヒ州民は刑法典と同時に一八七八年一月八日の投票により州立刑務所に於ける自由刑執行に關する現行法律を可決せり、この法典は刑執行に關する一九〇三年改正の法令及一九〇五年五月二十五日公布會計令と共に累進的刑罰執行につき規定するものなり。

累進的刑罰執行の內容

レーゲンスドルフに於ける各受刑者が前記累進制度に從ひ刑務所に收容せらるゝや最も嚴格なる取扱を受く。先づこれを獨居房に收容し、正規の一日分食糧に對し何等の副食物を支給せず又何等の優遇も加へず、之に依つて受刑者をして其現にある狀態——屢その以前の生活狀態と正反對なる——の如何に重大なるものなりやを痛感せしむるものとす。受刑者は行狀良好なるに從ひこれに對し累進的に刑の輕減を行ふものとす。すなはち、各種の輕微なる優遇を許容し、食物に副食物を添ふることを得べく、作業賞與金の分配高をも增加す。これらの優遇をなすにより受刑者をして、將來においてもその善行を持續するやう奬勵するものとす。再び獲得したる品性の強さを知る最後の試驗として假出獄を許し以て一日、蹉跌したる者をして再び一般社會に伍し且つ自由なる營業に就かしむるものとす。

レーゲンスドルフ刑務所に於ける累進的刑罰執行は、一ケ年以上の刑期に服すべき受刑者に對し三階級にこれを分つものとす。先づ初犯受刑者は第一級卽ち晝夜共獨居房に收容せられ、唯運動の場合及敎會堂に於てのみ他の受刑者と相會するのみ。右獨房拘禁の期間は三月以上六月以下とす。受刑者行狀不良なる場合、無期刑の場合及その希望に正當の事由ありと認むる場合には獨房拘禁期間を延長することを得。第一級受刑者は特に許可を得たる場合に限り面會人と接見し又は信書の發受をなすことを得(三ケ月毎に一回を規則とするにとゞまり、その作業賞與金の率は五%に過ぎず。第二級受刑者は作業室、庭園又は既に構外に於ける作業に際し他の者と雜居

す。此種の受刑者は二ケ月毎に一回面會人と接見し且つ信書を發受することを得べく、又作業賞與金の率は一〇%とす。之等受刑者は圖書室の書籍を看讀することを得べく、食事は副食物を添加せられ且つその居房を裝飾することを得。第三級受刑者は第二級に比しさらに自由なり、すなはち之等受刑者は每月面會人と接見し及信書の發受をなすことを得べく、作業賞與金の率は二二%にして、其の他の優遇を附與せらる。例へば自由に自己の爲め若くばその家族の爲め作業をなすことを得るが如し。之等受刑者に對しては規律違反の場合に於ても單に輕屛禁を課するにとどまり暗室監禁を課せず。尤も行狀不良なる場合には原級へ復歸せしめらるゝことあるものとす。

レーゲンスドルフに於ては受刑者相互間における談話はこれを禁止するも必ずしも之を勵行せず。散步及敎會堂に於ける各種催物の場合に與へらるゝ自由の外各級の受刑者は獨居房に於て過すものとす。卽ちレーゲンスドルフに於ては共同寢室及社交室の設けなし。

一有期自由刑の判決を受けたる者が其の刑期の三分の二以上を經過し、かつ、一ケ年以上の期間中行狀良好にして改悛の見込ある場合には刑務所監督委員會は刑務官會議より行狀に關する報告を徵したる後其の行狀に關する詳細なる報告を司法首腦部に提出すべく、首腦部は受刑者に對して假出獄を許すことを得。

農事經營の擴張に當り構外作業は同時に假出獄前の最上段階たらしめんとの計劃ありたるも、この期待の全部は之を實現する能はざりき。蓋し或種の工業に對し優秀なる技能を有する受刑者は屢〻依然其の職業に從事せんと欲するもの多く、技術指導官も亦技術を習得せる者を奪はれ且つ農園作業に移さるゝことを好まざるを以てなり。

第四節　保安及規律

一、保安及規律は所內規定を正確に實施し且つ受刑者を終始監督することにより最も良く之を維持することを得。たゞ所內規定の勵行に際して加ふるに道的處遇は、勵行に一段の溫情を加へこれを圓滑ならしむる實益ある

ものとす。但し此の場合に於て忘るべからざるは「親切と好意」（Güte und Gutmütigkeit）とは同一ならざること及「眞面目と親切」（Ernst und Güte）とは何等矛盾せざるものなること是れなり、好意は不秩序への第一歩たることあるものにして往々之に依つて威儀を傷くるものとす。

男子受刑者を拘禁する棟の內部は晝夜を分たず常に中央部の見張より之を監視するものとす。尙夜間は外圍壁內の刑務所內全部を間斷なく三交代の見廻員見廻はる。見廻員は犬一匹を伴ひ且つ拳銃を携帶す。男子受刑者及女子受刑者の各區に於ける「作業室は全作業時間中技術指導官監督の下に女看守又はその代理吏員之を監視す。」「園藝部及農事部の受刑者」につき亦同じ。「庭內に於ける見廻員」は受刑者が獨居房に在る場合には日曜日に於ては晝間と雖も見廻る「禮拜中の受刑者」も亦看守之を監視す。之れに反して「庭內に於ける平日の日直」は既に一九〇五年中無用の長物として之を廢止せり。本來の見張事務は當初に於ては州警察の巡邏兵之に當りしが、間もなく之に代ふるに刑務所見張吏員を以てせり。

脫走と之に對する豫防方法

保安に關する規定あり且つ建築も夫れ自體に於て良好なるにも拘はらず男子受刑者區より二三脫獄せるものありたり。その原因は「獨居房監視及見廻制度の不完全」なりしに在り。最近の脫獄は一九一五年一月の事とす。之が結果として「保安獨居房」（Sicherheitszelle）を增加し且つ之を一層强固ならしめたること及「番犬」を飼養するに至れり。これらの獨居房は今日にては其の數二十個を數ふ。

戒器としての「銃器」（Juustrument für du Sicherheit）即ち拳銃は主として夜間見張用としてその意義を有するものとす。以前は每月射擊演習を行ひたるも目下半ケ年每に一回これを行ふに過ぎず。

刑務所の消防隊を常に施設し置くことも亦之を保安の中に數ふべし、之は三部隊に區分し且つ每年二回演習を爲すものとす。刑務所長の行ひ得べき懲戒方法左の如し。

（イ）屬員（Angestellte）に對するもの、譴責、休日廢止、一〇法內の贖金（geldbupen）（之に關する命令は一九〇三年に公布せられたり）

（ロ）受刑者に對するもの、譴責、優遇の剝奪（減食）、明るき若くは暗き獨居房に於ける監禁、此の場合第一級階級の場合は五日以內、第二階級の場合は三日以內の減食罰を附し又は附せざること、一層重大なる懲戒罰、例へば下級階級へ戻すこと、監禁の度を高むること、及受刑者をその刑務所內に於て犯したる犯罪の爲め之を檢事局に引渡すこと等の場合に於ては監視委員會長及監視委員會之に當るものとす。

懲戒裁判所制度

ハンス、ヒアン（Hans Hyan）はその著「伯林刑務所」に於て規律上刑務所內に懲戒裁判所（Disziplinar gerichtshof）を設置し之に受刑者をも陪席員（Beisitzer）として配すべきことを要求せり。受刑者は刑務官の如何なる處分に對しても司法監督局及監視委員會に情願を提起することを得るを以て斯る裁判所は無用ならんと思惟す。

懲戒と連鎖其の他

自由刑執行に關する獨逸の原則に規定せる如き逃亡の疑ひあり若くは反抗する受刑者に對し連鎖（Fesselung）を以てする保安處分を施す方法は吾國に於ては之を採らず。吾人は鎖又は鎭靜衣の如きを知らず。又之等の必要

を見ざるなり。吾人は之等頑強なる者に對しては他の方法を以て當らんと試むるものなり。懲戒手續に當り受刑者に、する純機械的優越權力（"Rein Mechanische Übermacht"）は道德上高度の價値を有するものにあらざることを忘るべからず。斯くの如きは秩序の一時的維持に資せらるゝに過ぎざるなり。

凶惡受刑者に對するガス防音及嚴層の施設要否

吾人は一九二三年度において、惡性にして頑強なる受刑者を瓦斯攻撃により學理上防禦力を喪失せしむることを研究せり。然れども科學專門家は瓦斯攻撃に對する反應は必ずしも均齊にして一樣ならず從つてその量を過す虞ある事實を指摘して之を使用せざることを薦めたり。又抵抗する者に對する防音及破壞不能の獨居房設置に關し研究したるも何等の成績を擧ぐる能はざりき。

要告發事犯の處理

刑の執行に際し、理論に於ては檢事に引渡すことを得べき犯罪にして實際上懲戒手續により解決せらるるもの多々あり。ある受刑者は、獨居房破壞を屢繰返したるを以て一九二四年初頭顯著なる場合に對しこれを器物破毀の理由により告發したるに、裁判所はこれに對し二ケ月の自由刑の判決を與へたるに結果良好なりき。爾來斯かる破壞は行はれざるに至れり。

第五節　作業（Arbeit）

作業效化價値

刑執行に於ける（嚴正獨居拘禁）辯護者クエーカー宗徒の意見によれば「脫線人物は無職なるも、然かも常時自己觀察に對する强制及終始信仰上の說話をなす時は之を最も早く再び道德の常道に立ち歸らしむることを得るものなり」と稱せるも此の見解は採るに足らざることは言を俟たず。今日に於ては勞働は多種多樣なる刑罰の目的

を達成する爲めの最良手段なりと一般に認められる。「刑務所は絶えず懲治、放免後の自活及營利能力取得の方法として受刑者をして規律的にして勤勉且つ不斷の勞働に馴致せしむる方針を取らざるべからず、但し健康を害せざる職業にして刑務所以外に在りても引續き容易に從事することを得べきものに限り之を選擇するを要す」とは一八三七年一月十二日公布「チューリッヒ市州立刑務所令」第一三條に規定する處にして、こは作業に關する最近の基礎觀念を表はせるものと稱することを得べし。而してこは今日も依然として行はるゝ處なりとす、適當なる作業賦課は行刑上の重要問題の一たり。之が解決方法は多樣なるべく、今日に於ては自由刑の多數は短期（一九二五年中レーゲンスドルフに於ては三五五名の收容人員中二六九名の囚人は最長一ケ年以內の自由刑囚にして多くは豫審及保安拘禁のものとして數ふべきものなりき）なるを以て、以前のごとく長期自由刑を普通とせる時代に比し全然その趣を異にせり。短期受刑者に對する適當なる作業賦課は最も困難なる問題なり。その他精神的劣等者、身體虛弱者、病身者、廢疾者及從來肉體勞働に馴致せざりし者に對する職業の賦課また同じ。短期受刑者にして刑務所に於て設置せる一定の手工業を知らんか、そこに別段の問題を生ぜざるも多數の受刑者は決して特定の職業を習得し居らず。いまある職業につき正當なる教習の課程を經て且つ徒弟試驗を受けたる受刑者は極めて少し。短期受刑者にして良好なる手工業の知識を有せざるものに對しては、ある技能に達するにつき短き實修期間を要し若くは殆んど實修期間を要せざる作業を賦課するの必要あり。今日レーゲンスドルフに於てはこの種の作業としては時に椰子莫座製織業、次に粗製バスケット製造業、絕緣用麥稈眞田、製本部に於ける手傳（例へば封筒及紙袋貼り）農業及園藝を揭ぐることを得べし。バスケット製造業は木材割り及製函業が衰退するや一八九三年中特に短期受刑者に對する職業として實施せられたり。即ちレーゲンスドルフへ刑務所を移轉するや木材割は廢絕せるものにして、一九〇二年全く廢止せられ、一九〇四年には絨毯も亦廢止せられたり。又一九〇七年には絹織

業及麻布織業も廢止せられたり。加之刑務所を市部より田園地方に移轉したる結果作業の種目についても、尠からざる變革を來したるものあり、蓋し各種職業に於ける卸賣得意先に比し小賣得意先が減退し且つ之が爲め新に新得意先を開拓するを要せるが爲なり。其後事務官會議を召集し『州立刑務所に於て製作し得る物件に對する國家の需要は爾今刑務所の供給に俟つべし』と決議せしむるに至りたるがこは一九〇二年十一月十八日州事務官會議に於て事務官會議に對し終始之に留意せられ度旨要求せるに基くものにして實に此の當時にその起因を發するものなり。當時既に新聞紙はレーゲンスドルフ刑務所に農事部を設置すべしと要求せるもその効なかりき。即ち刑務所建設に當り右農事部に關しては何等の考慮も費されず、當時レーゲンスドルフ刑務所は範を獨逸に則り純工業式作業刑務所としてのみ考慮せり。

作業ト仲介制度

一九〇三年まではチューリヒ市に於ける刑務所は、工業事務所を經營し、この事務所に於て刑務所に對する作業を受け付け且つ小賣得意先に對して商品並に修理のごときさゝやかなる取引に當れり。其の後州立銀行の工業部との契約を締結し。右工業部に對し報償を與へて刑務所の爲め作業に關する仲介を爲さしめたることあり。

作業賦課表

受刑者に對し各種作業を賦課する現狀につき收容全數に比較して說明せんに、例へば一九二六年六月十五日には收容全員三二六名中寫字業一、大工業二三、製樽業八、繪畫部二、製靴業一一、裁縫業一七、製本業並に印刷業三六、椰子纖維編織業四五、各種男子作業一、撰出し五、バスケット製作業四八、麥稈眞田業九、籐椅子製作業一、園庭業二六、農業三〇、麵麭業一、錻力業及錠前業三とす。女子受刑者に在りては屋內作業、裁縫場及編物並に出來合服裁縫二五、賄所及洗濯場一四とす。屋內人夫は九、經師工二、左官一、火夫一、患者六及拘禁受

刑者二なりき。

器械作業

當刑務所はその創立の始めより出來得る限り作業は時代に適應して機械を使用する樣努めたり。今日レーゲンスドルフに於ては各個の工業にて次の諸機械を設備せり。

一、大工部　電氣動力を用ふるもの　萬能機械一、溝付機一、鉋盤一、削機ミリ盤一、特殊ミリ盤一、磨き機械一、旋盤一、手動によるもの——道路修理用轅子一、手動鐵孔ミリ盤一、研石八、

二、製樽部　電氣動力を用ふるもの——萬能機械一、鉋盤一、溝付機一、研石一、鋸目立用具一。手動によるもの——穀鐵孔機一、研石二、

三、金屬作業部（錠前、錻力細工、電氣取付、自動車修繕）電氣動力に依るもの——金剛砂研磨機一、鐵孔機一、迅速鐵孔機一、ミリ盤一、旋盤二、金剛砂研磨盤一、鐵砲盤一。手動によるもの——鐵孔機四、點滴機一、鎔接器一、金屬用鋏一、研石一、

四、製靴部　電氣動力によるもの——革打拔機一、ミシン機械五、

五、裁縫部　電氣動力によるもの——ミシン機械二三（之に必要なる電氣アイロン）

六、製麵麭部　電氣動力によるもの——麵麭種捏機一、麵麭截斷機一、二重爐は一九二〇年以來之を電熱式とせり

七、製本部　電氣動力によるもの——手押壓搾器一、截斷機一、針金綴合機一、ミリ盤一、印刷機三、手動によるもの——打貫機一、截斷機一、ボール紙用鋏一、孔穿ケ機一、針金綴機一、溝付器一、ボール紙折目付器一、孔穿ケ及眼孔穿ケ機一、角圓昧付機一、

八、バスケット部　手動によるもの——孔打貫機一、柳鉋盤一、樋打チ用胴金機械一、

九、裁縫部　手動によるもの——房付機六、編みかがり器一、ミシン機械一六、

一〇、農事部　機械的作動によるもの——トラクター一、乘用自動車一、貨物自動車二、木ミリ盤一、溝水電動噴筒一、廣幅打禾機一、鐮研ギ機一、飼料截斷機二、果實切取機一、甜菜刻ミ機一、土壤削リ機一、右の外馬鈴薯分類機一、オフト式

鋤三〇、手用打禾器一、散布截斷機一。ザック式種播機一、ザック式削穿一、馬鈴薯掘出器一、刈取機六、クローバー種播機二、枯草叉狀攪拌器一、二重叉起一、耕作器一、麥刈機一、特殊鋤五、肥料散布機一、馬鈴薯散水機一、麥搔把機一、肥料混和散布機一、道路補修機二、種蒔及草刈機一、

一一、椰子纖維製織部　電氣動力によるもの——機織機五、手動に依るもの——機織機八

寫眞部　タイプライター三、

疊類製作部　馬毛摘取機一

大戰の作業に對する影響

一九一四年以降一九一八年に至る歐洲大戰は刑務所の作業並に給養上に重大なる影響を及ぼせり。最初の反響は直に作業に缺乏を來したることにして、刑務所に於ては一九一四年八月十日を以て當時の十時間半作業時間を八時間に短縮するの止むなきに至れり。然れども一九一五年の初頭には之を九時間半に延長することを得たり。その後間もなく舊態に回復し、一九一五年の年報には作業注文に何等不足なきことを報ぜり。同年中レーゲンスドルフに於て白色バスケット用柳枝作業開始せられたり。是れ從來この材料を輸入せる佛獨兩國より購入不可能となるべき嵐ありたるが爲なり。給養に關する配慮は甚大なりしが原料品特に疊編織用椰子纖維繩の供給も一時困難なりき。卽ち此の種作業は一時著しく制限を加ふる要あり、一九一九年中尙二ケ月間は完全に休業せざるを得ざりき。

自由營業との競業

本刑務所の作業經營にあたり。自由營業壓迫の批難を聞きたることなし、是れ多數の作業種目の有する長所の一なり。純粹なる經濟的立場より見れば作業を少數の種類に制限するを得策とすべし。然れども受刑者に對しては、その既に修得したる職業より疎遠せしむることなく却て從來より一層その技能を磨き得るやう努力せしむることは刑務作業の目的とするところなればなり。加之、或職業を唯部分的にのみ修得したるに過ぎざる多數の不練習刑者と雖も將來之によつて利益を享くべし。例へば木工作業を習得せる者は家父として、又バスケット製作を習得せる者は奴僕としてそれ〳〵働き得るが如し。刑務所に於て十分に作業を修了し得ざりし弱年の釋放者は之を保護監督者及釋放者保護協會に於て引受け且つそのなかば修得したる作業を修了し得べき適當なる地位に仲介するを要すべし。いづれにするも、短期自由刑が通例となりし以來刑務所は職業修習所としての意義を或程度まで喪失せりといふも過言に非ず。

作業時間

受刑者の作業時間は一九〇三年刑執行令により毎日十一時間にして、レーゲンスドルフに於ける作業時間は一九一〇年一月一日より毎日十時間半と定め、又一九二〇年一月一日より毎日十時間にこれを減縮せり。屬員は事務室勤務の者を除き一週六十時間勤務とす、但し農事部に對しては右のごとき作業制限を行ふことなし。

運搬機關

刑務所は運搬機關としては一九〇四年までは荷馬車を用ひたりしも其後貨物自動車を使用し、毎日一〇基米の距離にある首都へ往復す。

農事作業

行刑に於ける農事作業につきては今日屢論議せらるるを見る。之は作業自體としては何等嶄新のものならず。往時に於ても道路掃除、石工業等の傍之を行ひ且つ之を所謂公共作業又は所外作業と做せり、然るに近代に於ける刑務所も亦農事作業に手を染むるに至れり。「人によりて土地を改良し且つ土地によりて人を改良す」とは一八三九年メットレー市所在佛國の模範的少年刑務所長の言なり。從來未だ利用せられざりし土地開拓の爲めの文化

事業としての農業は内外國に於て夙に認められる處なり。瑞西國に於て州聯合立レアルタ矯正院の爲したる最初のドームレシュク地方開墾業は八十五ケ年間の作業により不毛の萊茵河畔地方に堤防を築きて瓦礫多き荒蕪地を變じて豐饒なる開墾地となしたり。この作業にあたりては、先づ宏大なる堰堤作業をなし、次に腐土を聚積せしめたる後始めて土地の開拓を爲すを得たり。チューリッヒ市在住ドクトル、オレリーは一八五七年其の著『刑。法。の。基。礎』に於て受刑者による大公共事業實施上の希望事項を指摘し、就中湖沼地方の排水の必要を力說せり。其の後一私設會社は湖沼地方に於ける排水の試驗を引受け、受刑者の手に依り行はんとしたるも、金融上の失敗を以て終を告げたり。一八九一年ベルン州は公証人ウイツツ指導の下に創立せられたる改良會社の破產せるものゝ財產中土地及建物を異常なる廉價を以て購買し、之を以てベルン刑務所を建設せり。この刑務所は一九二五年二二三九ユツハアルトの開墾地を取得し、數十年來良好なる結果を擧げたる用度官オー、ケルラアハルス其の所長として好評嘖々たり。以上兩刑務所の農事作業は瑞西國に於て受刑者により開墾經營せらるる最も顯著なるものなり。

十九世紀の五十年代中チューリッヒ市に於て刑務所の改造及移轉に關し審査を行ひたる際、當時の警察署長ベンツはチューリッヒ州に對しても農事作業を設置すること適當なりやの問題につき調査せり。茲に於てカツペル及キーブルク所有地事業は當局の注意を喚起するに至れり。オエーテンバツハの所長ツエー、ウイドマアはトールベルグ及ベルン刑務所の農事作業を視察し之に關する報告を發表せり。然れども當時のチューリヒ州當局は原則として農事刑務所制（Land wirts chaftliche ctustalf は强制勞働院としては適當なるべきもチューリヒ州立刑務所としては不適當なるべしと做して之を拒絶し、費用の關係上新築を放棄し且つオエテーンバツハ刑務所の再改築を以て滿足せり。然れども二十世紀の末葉二十ケ年間に於ては、農事作業に從事せしむることも亦行刑上正

當なりとの思想は再び擡頭せり。

レーゲンスドルフ刑務所と農事經營

レーゲンスドルフ刑務所は既に述べたる如く最初は農事作業に關する經營には全然手を染めざりき。一九〇二年始めて少許の牧場及畑地の耕作を行ひ、屬員專ら之に從事せり。一九〇五年二月——當時耕地全面積一、二〇〇アールありたり——監視委員會は受刑者及强制勞役者を墻壁外に於て農事勞働に從事せしむる規定を制定せり。作業の當初に於ては、看守は裝塡せる銃を携帶して受刑者の監視に當れり。このさゝやかなる農事作業は大戰勃發の結果大規模なる土地經營事業にまで擴張せられたり。一九一六年同刑務所はその所有地の西南部に於て農業に適する土地五筆合計約二五〇アールを買收せり。翌年に至り、同刑務所はフルト谿谷に於て一〇〇ユツハルトの面積を有する土地の改良事業に着手するに及んで受刑者を農事に利用するにつき必要なる改正を施すに至れり、時に臨んで再び土地を買收し、一九一八年カツツエンゼー領域、一九二〇年リートホーフ領域の一部を賃借せり。同刑務所は現在一二三、六ヘクタールの土地を有せり。內一、九〇〇アールは自己の所有地又一〇、四六二アールは賃借にしてその約三分の一は牧場地とす、又家畜は牛一〇〇頭、馬六頭平均五〇頭の豚を有する豚群及若干の家禽とす。

農事經營の利弊

刑務所に於ては受刑者の收容人員充分ならざる場合には土地經營作業に移すべき受刑者の選擇上種々の困難に遭遇せり。茲に於て農事作業につき、屢々工業的作業方面より優秀なる技能者を引抜くの已むなきこと多し。レーゲンスドルフの事情に關して一般的に言へば土地經營は經營費支出の輕減を來すものに非ずして寧ろ增加するものなり。然れども吾人は事情以上の如くなるに拘らず農事作業を減少し又は廢止することを欲せず。蓋し常に

矯正図書館

新鮮なる野菜を手近かに有し得るの利便を暫く措くも野外に於ける作業は受刑者の憐むべき運命を輕減するに資すること少からざるのみならず、更に作業室の負擔を輕減し且つ受刑者の處遇につき一層大なる個人化を可能ならしむる利益あればなり。

作業賞與金

チューリヒ州立刑務所は百餘年前より受刑者に對し作業賞與金を其の特有財産と爲すことを許容せり。特有財産は一九二五年一人當り平均八二法ありたり。過去三十ケ年間の數字に關しては統計及經濟に關する特別表を參照せられんことを望む。

編輯後記

□

こんど木村學士の「行刑上より見たる刑罪の本質」を掲げることになりました。それは昨年の十月と十一月とに法學志林に掲載されたものです。だが、學士の論ぜらるゝところの教育刑論は今日のわが刑務界に於ける一つの趨向であります。犯人を教育し、指導しながら、累犯を根絶せねばならぬといふことは刑務官諸君の頭を支配する今日の風潮であります。その研究室から發表された學士の論述は少くとも文獻の尠いわが行刑學界に於ける大きな福音であります。その故を以て編輯子は茲に學士に乞ふてその轉載を得たのであります。

□

懸賞論文の當選者諸君が發表されました。當選者諸君はもちろん他の多くの應募者諸君から一體何が叫び出されたか。それは、行刑の基本が改善主義であり教育主義でなければならぬといふ氣分であつたのです。その點に於て此の度のこの企ては日本の刑罪論の向ふところに一大きなヒントを與へることに成功したといふことが出來ましょう。當選論文は近く特別號として發刊することになつて居ります。

□

原稿は特別な價値のあるもの〻外には之を沒入して了ひます。わか刑政は日本に於ける最も古い、最も權威を誇る雜誌でありますから、古原稿を返付されることは甚だ迷惑であります。

定價		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	五號活字半段一行	金一圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金三圓	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

註文規定

- ㊟御註文は總て前金のこと
- ㊟御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
- ㊟御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年一月二十日印刷納本
昭和四年二月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　住江敬義
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐誉地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第42巻第2号

矯正図書館

Volume XLII Number 2

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

February 1. 1929

PRINCIPAL CONTENTS

More Effort for Rehabilitation . . . . . (*Editorial*)
The Regensdorff prison of Switzerland . . . . . T. Moriyama
On the Wardenship (continued) . . . . . S. Arima
The Essence of Punishment . . . . . K. Kimura
Pseudo-science and the Problem of
Criminal Responsibility . . . . . C. O. Weber

Current Issues . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koïmachi
Tokyo, Japan.